

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第3次 岐阜市障害者計画

第4期 岐阜市障害福祉計画



平成27年3月

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第3次岐阜市障害者計画
第4期岐阜市障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月

表紙の絵

「中国の猛獣」

難 波 岳 雄

ふれあい アートステーション・ぎふ登録作品

はじめに



岐阜市では、「障害者基本法」に基づき、平成 18（2006）年 3 月に策定した「第 2 次岐阜市障害者計画」に掲げた「誰もが自立してともに暮らすまち」の実現をめざし、市民の皆様とともに、福祉や保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、さまざまな分野において、障がいのある人に関する施策を推進してまいりました。

また、「障害者自立支援法」（現在は「障害者総合支援法」）に基づき、平成 19（2007）年 3 月に第 1 期、平成 21 年（2009）年 3 月に第 2 期、平成 24（2012）年 3 月に第 3 期の「岐阜市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス事業等の円滑な実施や施設整備を促進してまいりました。

この間、国際社会においては、平成 18（2006）年に国際連合により、「障害者権利条約」が採択されました。我が国においては、平成 19（2007）年の同条約の署名以降、平成 23（2011）年の「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の制定、平成 25（2013）年の「障害者差別解消法」の制定など、条約の締結に向けた国内法の整備を進め、平成 26（2014）年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、同年 2 月に効力を発したところであります。

このように、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化していますが、岐阜市がこれまでめざしてきた、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う社会の実現が、その本旨であることに変わりはありません。

したがって、このたび、「第 2 次岐阜市障害者計画」と「第 3 期岐阜市障害福祉計画」の計画期間満了に伴い策定した「第 3 次岐阜市障害者計画」と「第 4 期岐阜市障害福祉計画」においても、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本理念として継承しています。今後、その進捗を指標等により推し量りつつ、障がいのある人に関する施策の一層の充実を図るとともに、障害福祉サービス事業等の円滑な実施などに努めてまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心かつ慎重なご審議を賜りました岐阜市障害者施策推進協議会や岐阜市障害者総合支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様、障がい者関係団体の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成 27（2015）年 3 月

岐阜市長 細江 茂光

目 次

第1編 総 論	
<p>第1章 計画の策定にあたって/2</p> <p>1 計画策定の背景…………… 2</p> <p>2 計画の性格…………… 4</p> <p>3 計画の期間…………… 5</p> <p>第2章 障がいのある人を取り巻く 現状と課題/6</p> <p>1 岐阜市の人口と障がい者手帳 の所持者数…………… 6</p>	<p>2 障がいのある人の現状とニー ズ…………… 19</p> <p>Ⅰ 生活…………… 19</p> <p>Ⅱ 就 労…………… 24</p> <p>Ⅲ 安全、安心…………… 29</p> <p>Ⅳ 社会参加…………… 37</p>

第2編 第3次岐阜市障害者計画	
<p>第1章 基本的な考え方/42</p> <p>1 基本的な視点…………… 42</p> <p>2 基本理念…………… 43</p> <p>3 基本目標…………… 43</p> <p>4 施策体系…………… 46</p> <p>第2章 施策の基本方針/47</p> <p>Ⅰ 障がいのある人が自ら望む場所 で生活するためのまちづくり…………… 47</p> <p>1 生活支援の充実…………… 47</p> <p> 施策1 相談支援の充実…………… 47</p> <p> 施策2 在宅を中心としたサービスの 充実…………… 50</p> <p> 施策3 重度化・高齢化等への対策…………… 52</p> <p> 施策4 住まいの確保と充実…………… 55</p> <p>2 保健・医療の提供…………… 57</p> <p> 施策5 保健サービスの充実…………… 57</p> <p> 施策6 医療サービスの充実…………… 59</p> <p> 施策7 難病等や高次脳機能障がいへ の対策…………… 61</p>	<p>Ⅱ 障がいのある人が働きやすいま ちづくり…………… 63</p> <p>3 雇用・就労の促進…………… 63</p> <p> 施策8 一般就労の推進…………… 63</p> <p> 施策9 福祉的就労の充実…………… 65</p> <p> 施策10 就労環境の充実…………… 67</p> <p>Ⅲ 障がいのある人が安心して暮ら せるまちづくり…………… 69</p> <p>4 ユニバーサルデザインの推進…………… 69</p> <p> 施策11 施設の利用に関するバリア フリー化の推進…………… 69</p> <p> 施策12 移動に関するバリアフリー 化の推進…………… 71</p> <p> 施策13 情報に関するバリアフリー 化の推進…………… 73</p> <p>5 安全・安心なまちづくりの推 進…………… 76</p> <p> 施策14 防災対策の推進…………… 76</p> <p> 施策15 防犯対策の推進…………… 79</p> <p> 施策16 地域活動などの促進…………… 81</p>

IV 障がいのある人が社会参加しやすいまちづくり…………… 84	7 教育・療育の充実…………… 88
6 スポーツ、文化芸術活動の推進…………… 84	施策19 学校教育の充実…………… 88
施策17 スポーツの推進…………… 84	施策20 療育の充実…………… 90
施策18 文化芸術活動の推進…………… 86	8 理解の促進と差別の解消…………… 92
	施策21 理解啓発・広報活動の推進…………… 92
	施策22 差別の解消と虐待防止の推進…………… 94

第3編 第4期岐阜市障害福祉計画	
第1章 基本的な考え方/98 1 基本理念…………… 98 2 基本目標…………… 98 3 障害者総合支援法のサービス体系…………… 100 4 サービスの利用状況…………… 101 第2章 成果目標/105 1 国の基本指針…………… 105 2 第3期計画の目標値と実績値…………… 106 3 第4期計画の目標値…………… 109 第3章 障害福祉サービス/111 1 訪問系サービス…………… 111	2 日中活動系サービス…………… 114 3 居住系サービス…………… 121 4 相談支援…………… 123 第4章 地域生活支援事業/124 1 概要…………… 124 2 必須事業…………… 124 3 任意事業…………… 130 第5章 障がいのある児童に対するサービス/134 1 概要…………… 134 2 障害児通所支援…………… 136 3 障害児相談支援…………… 139

第4編 計画の推進に向けて	
第1章 推進体制/142 1 計画の総合的な推進体制…………… 142 2 障がいのある人の支援体制…………… 142	第2章 進捗管理/144 1 施策の進捗管理…………… 144 2 サービス等の進捗管理…………… 144

第5編 資 料

<p>第1章 計画の策定方法と策定経過 /146</p> <p>1 計画の策定方法…………… 146</p> <p>2 意見やニーズの把握等…………… 147</p>	<p>3 計画の諮問機関等…………… 149</p> <p>4 計画の策定経過…………… 155</p> <p>第2章 用語解説/156</p>
--	---

第1編・第2編において、出典を「資料」として明記していない図表の出典は、平成26年3月「第3次岐阜市障害者計画及び第4期岐阜市障害福祉計画策定アンケート調査報告書」であり、調査対象者の名称を下表のように略しています。なお、図表のnは、回答者数を表します。

調査対象者の名称	略 称
身体障害者手帳所持者	身体手帳
療育手帳所持者	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳所持者	精神手帳
特定疾患医療受給者証所持者	特定疾患

第1編

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、30年以上が経過しました。この間、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

障がいのある人に対する福祉サービスについては、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障がいがサービスの対象になっていなかったことなどから、これらの課題を解決するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。

また、障がいのある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がいのある人が日常生活や社会生活をおくる上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。

また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」といいます。）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」といいます。）が改正され、さらに、「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画（第3次）」が策定されるなど、障がいのある人の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを受け、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなりました。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、岐阜市としては、昭和56（1981）年に「岐阜市国際障害者年の推進方針」を決定し、昭和57（1982）年には、共感と連帯で築く福祉のまちをめざして、「障害者施策に関する長期計画」を策定しました。同計画の期間が満了する平成3（1991）年には、岐阜市身体障害者推進協議会において、同計画を踏襲しつつ、ノーマライゼーションの理念の具現化を図るための計画的な障がい者施策の指針を示した「今後の障害者対策への提言」が取りまとめられました。

その後、平成8（1996）年に身体障害者手帳の交付事務や精神保健に関する事務などが移譲される中核市への移行を経て、平成9（1997）年には、障がいのある人に対するアンケートや障がい者団体などの意見、障がいのある人も参画した岐阜市障害者施策推進協議会の審議を踏まえ、バリアフリー社会の実現をめざした「岐阜市障害者計画」を策定しました。同計画は、全国初の本格的な障害者計画として高い評価を受けました。なお、同計画の期間が満了する平成16（2004）年には、「障害者基本法」が改正され、平成19（2007）年4月から、市町村における障害者計画の策定が義務化されました。

平成18（2006）年には、柳津町との合併を経て、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本目標に掲げた「第2次岐阜市障害者計画」を策定しました。また、同年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、市町村における障害福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務化されたことから、平成19（2007）年に、「第1期岐阜市障害福祉計画」を策定しました。その後、平成21（2009）年には「第2期岐阜市障害福祉計画」、平成24（2012）年には「第3期岐阜市障害福祉計画」を策定しました。

以上のような動向などを踏まえ、障がいのある人の日常生活や社会生活の支援を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次岐阜市障害者計画」と「第4期岐阜市障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格

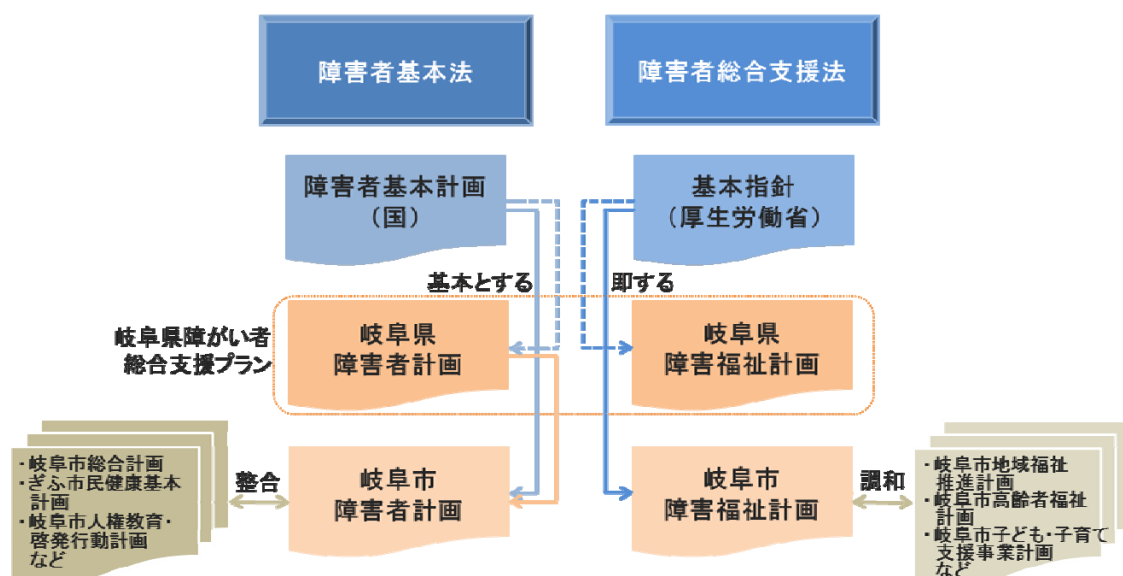
(1) 計画の位置付け

第3次岐阜市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画(第3次)や岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、岐阜市における障がいのある人に関する施策の基本方針などを示す計画です。

なお、第3次岐阜市障害者計画は、岐阜市総合計画(ぎふ躍動プラン・21)をはじめ、ぎふ市民健康基本計画、岐阜市人権教育・啓発行動計画など、関連する計画との整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

第4期岐阜市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、厚生労働省が示す「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」といいます。)を踏まえつつ、岐阜市における、平成27(2015)年度から3年間の障害福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画です。したがって、第4期岐阜市障害福祉計画は、第3次岐阜市障害者計画の障害福祉サービス分野における実施計画としての性格を有します。

なお、第4期岐阜市障害福祉計画は、岐阜市地域福祉推進計画をはじめ、岐阜市高齢者福祉計画、岐阜市子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。



(2) 計画の範囲

第3次岐阜市障害者計画と第4期岐阜市障害福祉計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者等です。

なお、第3次岐阜市障害者計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がいのある人に関する施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、第3次岐阜市障害者計画は、岐阜市民のすべてが対象となります。

3 計画の期間

第3次岐阜市障害者計画と第4期岐阜市障害福祉計画の計画期間は、障がいのある人を取り巻く環境の今後の変化を見据え、国の障害者基本計画（第3次）や基本指針等の期間（終期）と合わせ、平成27（2015）年度から平成29（平成2017）年度までとします。

なお、第4期岐阜市障害福祉計画については、計画の進捗の評価等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国	障害者基本計画（第2次）※平成15年度～						障害者基本計画（第3次）						
	障害者支援プラン				第2期障がい者支援プラン				障がい者総合支援プラン ※第4期障害福祉計画含む				
岐阜県	第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画								
	第2次障害者計画						第3次障害者計画・第4期障害福祉計画						
岐阜市	第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画								

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

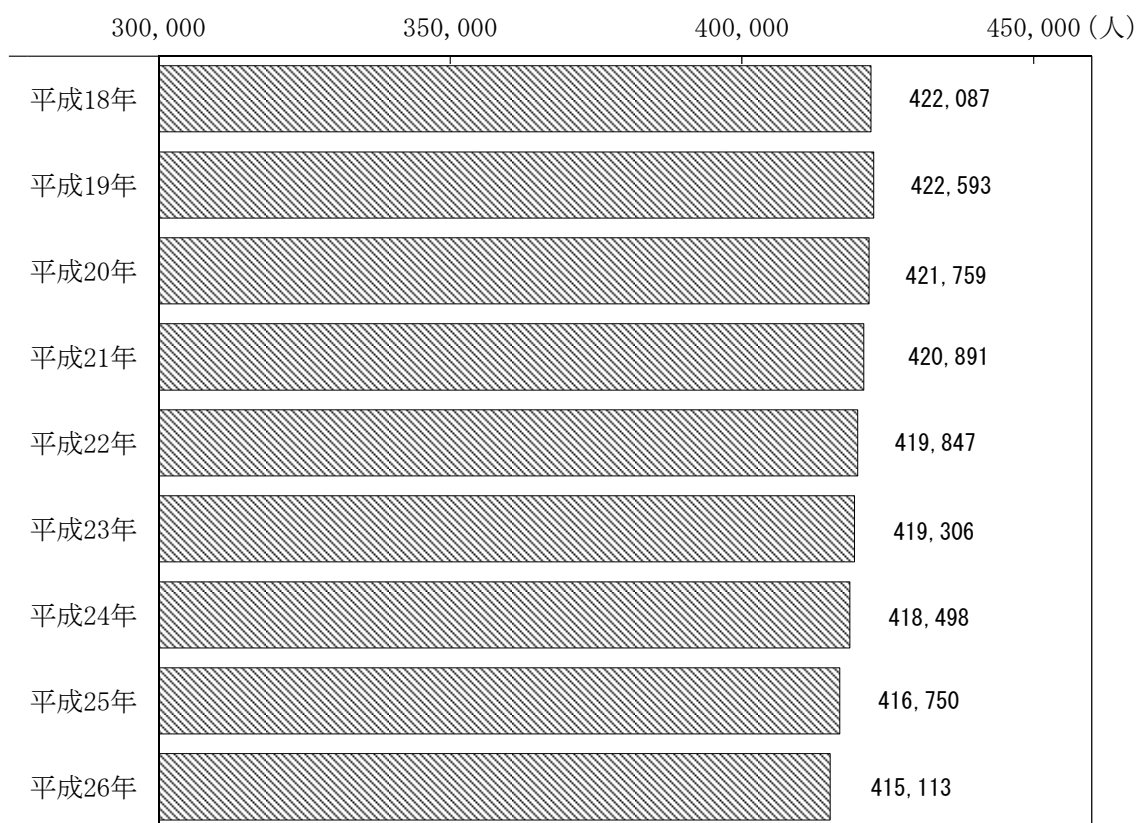
1 岐阜市の人口と障がい者手帳の所持者数

(1) 岐阜市の人口

平成26年4月1日現在、岐阜市の人口は415,113人と、平成18年の柳津町との合併以降、概ね減少傾向にあります（図表1-1）。

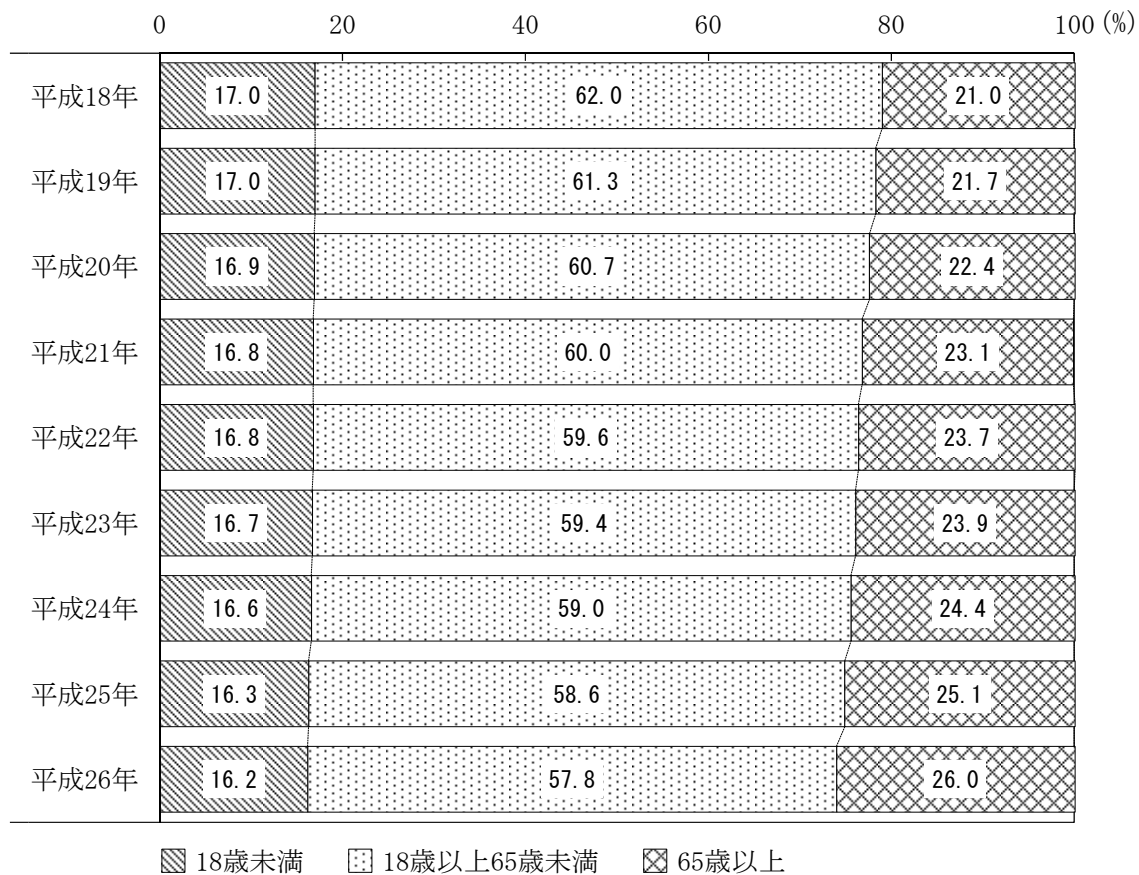
平成26年4月1日現在の岐阜市の人口を年齢階層別にみると、18歳未満は67,225人で全体の16.2%、18歳以上65歳未満は239,902人で全体の57.8%と、ともに減少傾向にある一方、65歳以上は107,986人で26.0%と、増加傾向にあります（図表1-2）。

図表1-1 岐阜市の人口の推移（各年4月1日現在）



資料：岐阜市住民基本台帳等（平成24年7月までは外国人登録原票を含む。）

図表 1-2 岐阜市の人口の年齢階層別構成の推移（各年4月1日現在）

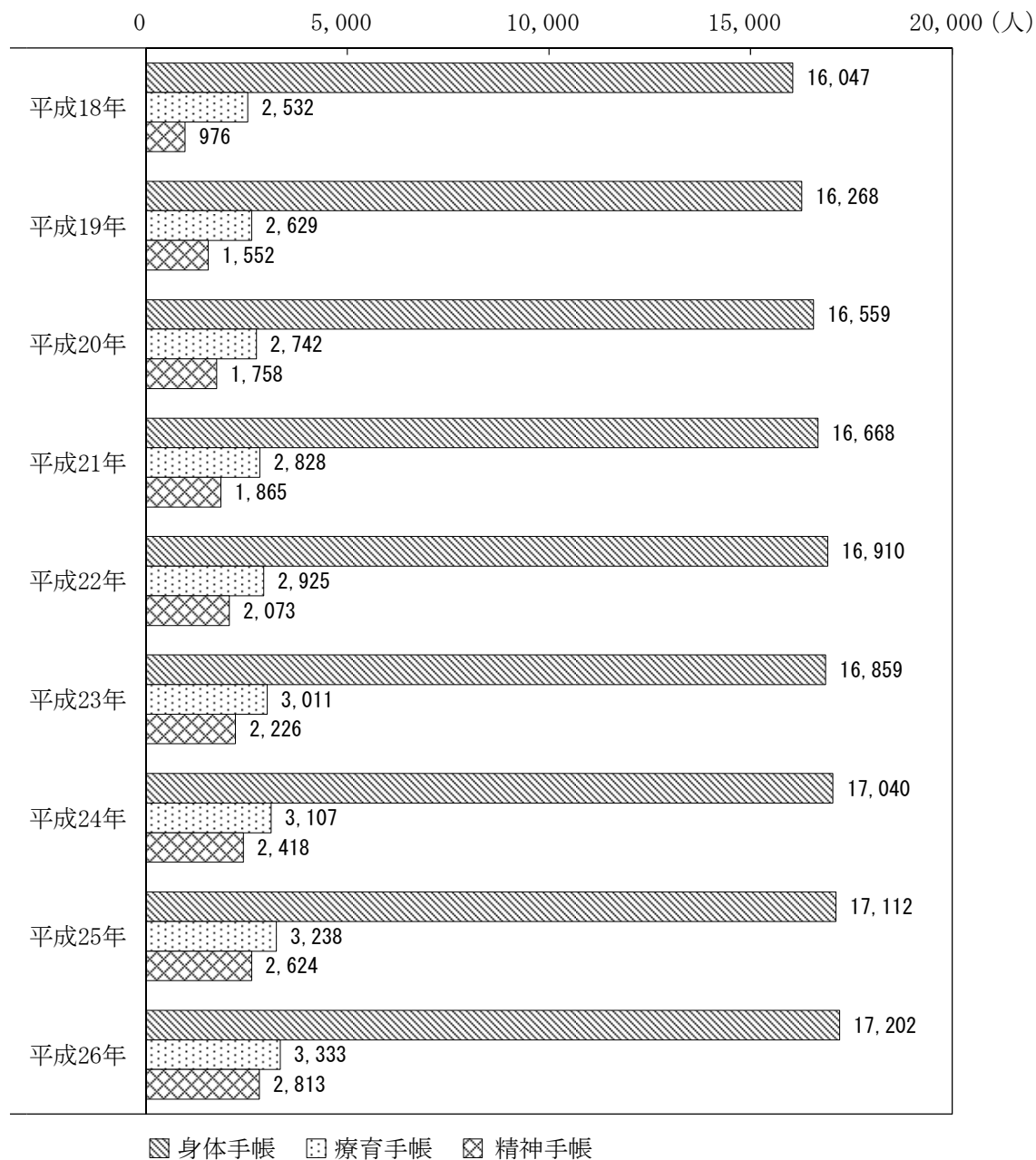


資料：岐阜市住民基本台帳

(2) 岐阜市の障がい者手帳所持者数等

平成26年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は17,202人、療育手帳所持者は3,333人、精神障害者保健福祉手帳所持者は2,813人、合計23,348人であり、概ね増加傾向にあります。

図表1-3 岐阜市の障がい者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課・地域保健課

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市において交付するものです。

平成26年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が9,397人と最も多く、次いで、内部障がい5,334人などとなっています。等級別では、重度障がい（1・2級）が8,106人と、全体の47.1%を占めています。

図表1-4 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（平成26年3月31日現在）

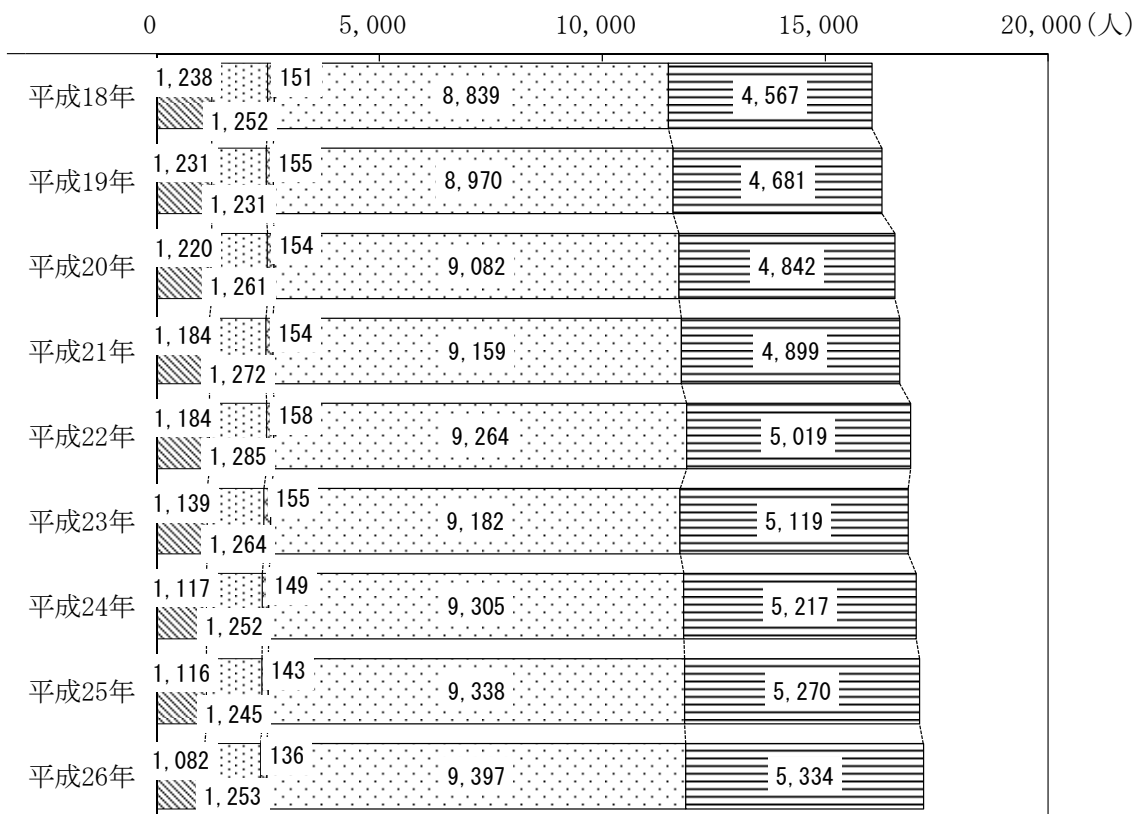
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	436	318	88	58	118	64	1,082
	40.3	29.4	8.1	5.4	10.9	5.9	100
聴覚・平衡 機能障がい	83	309	190	228	9	434	1,253
	6.6	24.7	15.2	18.2	0.7	34.6	100
音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	5	10	74	47	-	-	136
	3.7	7.4	54.4	34.6	-	-	100
肢体不自由	1,825	2,217	2,358	1,944	710	343	9,397
	19.4	23.6	25.1	20.7	7.6	3.7	100
内部障がい	2,817	86	1,509	922	-	-	5,334
	52.8	1.6	28.3	17.3	-	-	100
合 計	5,166	2,940	4,219	3,199	837	841	17,202
	30.0	17.1	24.5	18.6	4.9	4.9	100

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由と内部障がいは概ね増加傾向にある一方、視覚障がいは減少傾向にあります。

図表1-5 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年3月31日現在）

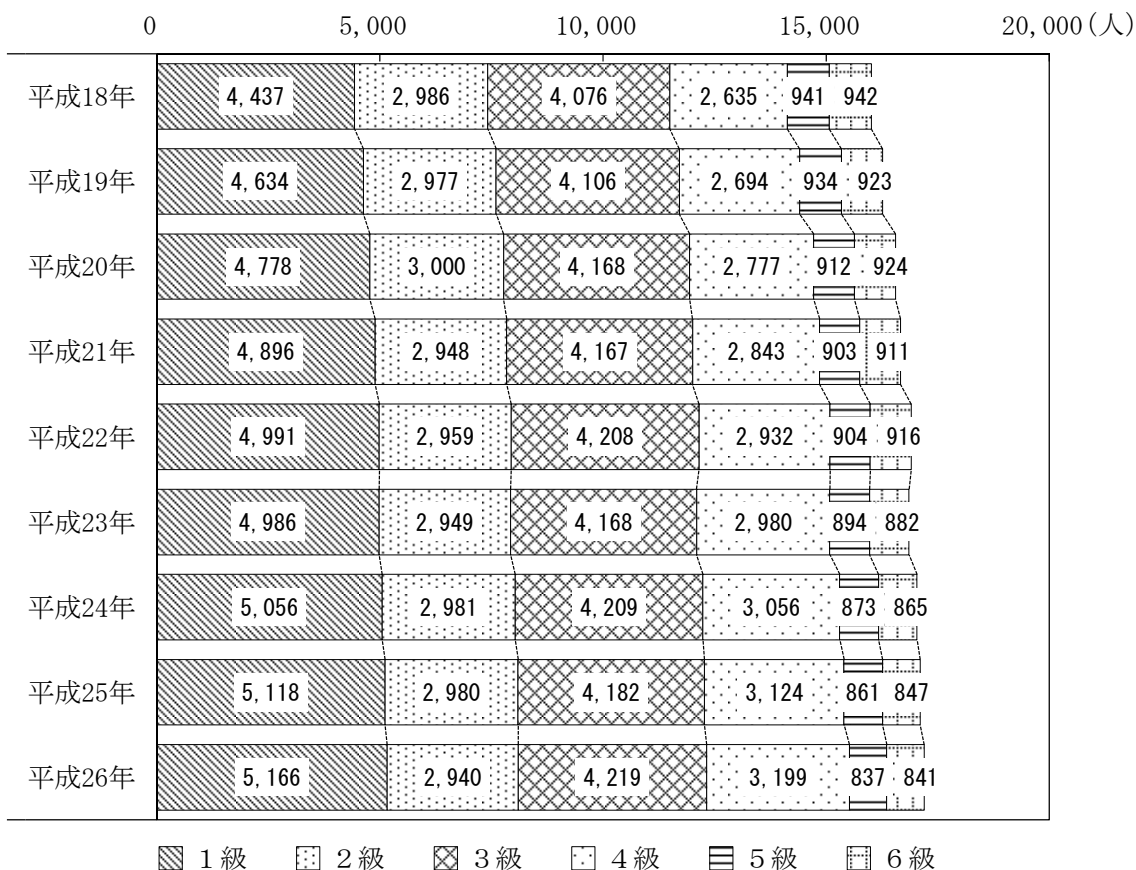


視覚障がい
 聴覚・平衡機能障がい
 音声・言語・そしゃく機能障がい
 肢体不自由
 内部障がい

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1・3・4級は概ね増加傾向にある一方、5・6級は減少傾向にあります。

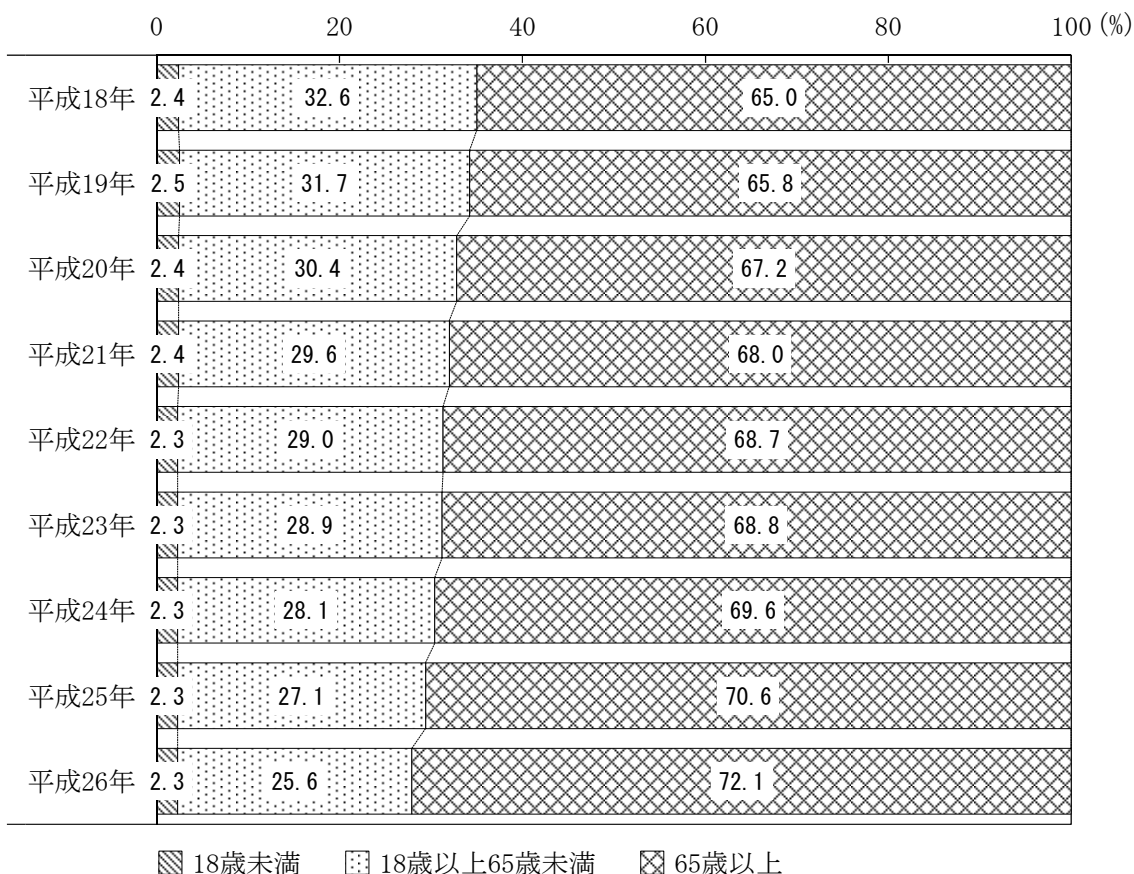
図表1-6 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

平成26年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢階層別にみると、18歳未満は全体の2.3%で横ばい傾向、18歳以上65歳未満は全体の25.6%で減少傾向にある一方、65歳以上は72.1%で増加傾向にあります。

図表1-7 身体障害者手帳所持者の年齢階層別構成の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されるものです。

平成26年3月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度（A・A1・A2）の障がいが1,387人と、全体の41.6%となっています。

図表1-8 療育手帳所持者の等級別構成（平成26年3月31日現在）

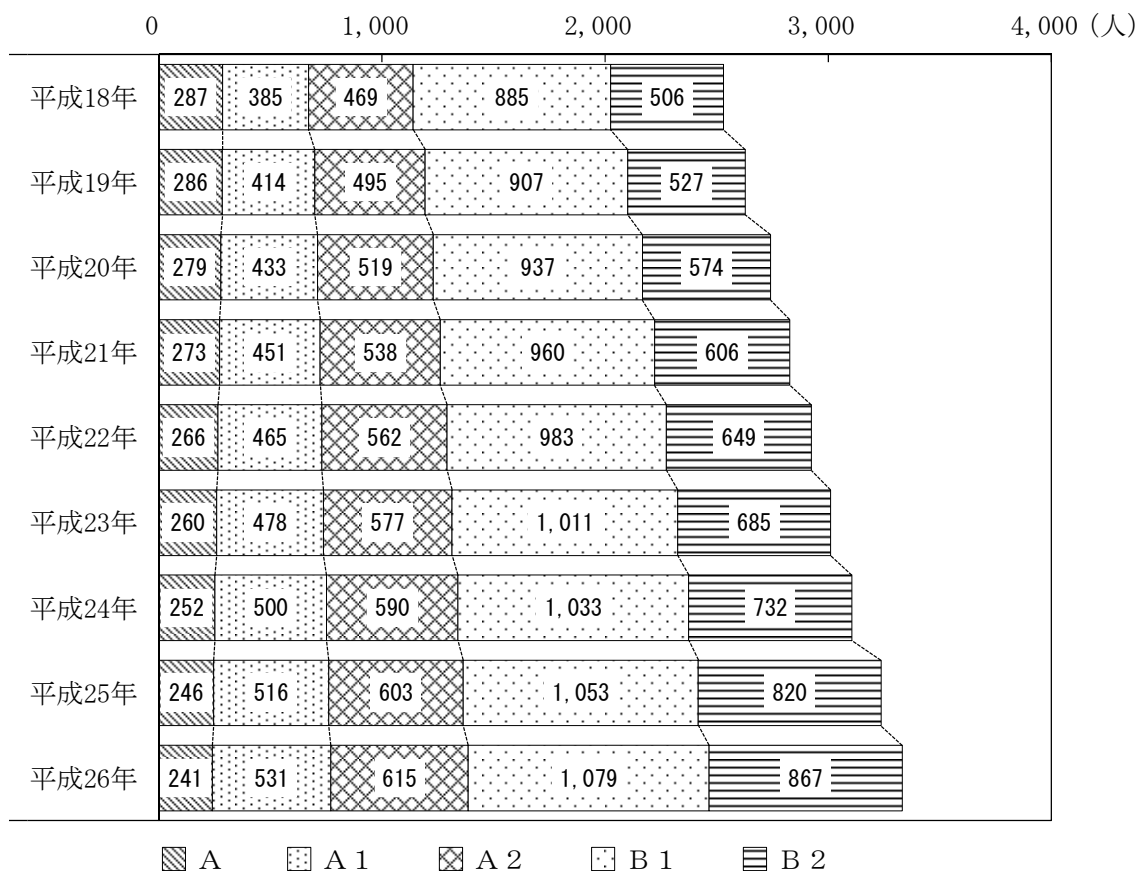
	A	A1	A2	B1	B2	合計
18歳未満	-	158	185	185	370	898
	-	17.6	20.6	20.6	41.2	100
18歳以上 65歳未満	167	370	382	777	484	2,180
	7.7	17.0	17.5	35.6	22.2	100
65歳以上	74	3	48	117	13	255
	29.0	1.2	18.8	45.9	5.1	100
合計	241	531	615	1,079	867	3,333
	7.2	15.9	18.5	32.4	26.0	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、AをA1・A2に分けた制度変更に伴うAの減少を除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表1-9 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されるものです。

平成26年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が2,509人と、全体の89.2%となっています。

図表1-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（平成26年3月31日現在）

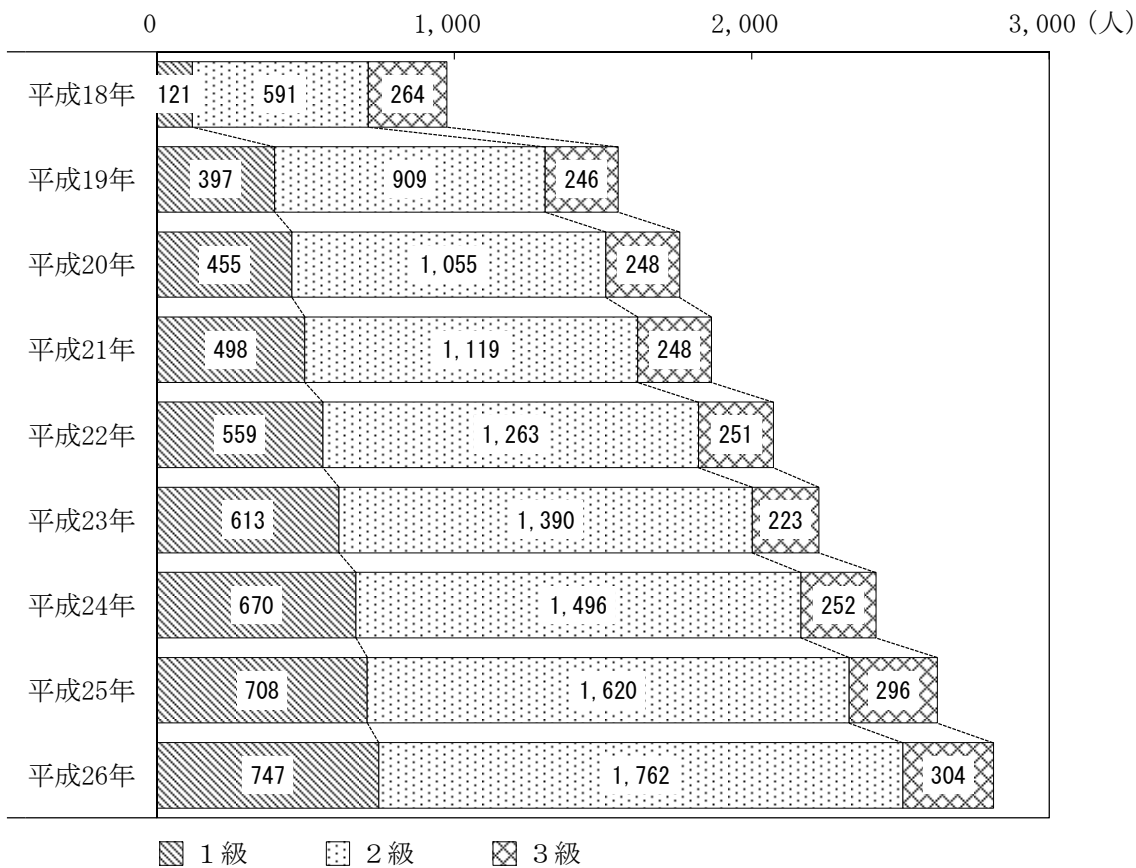
	1 級	2 級	3 級	合 計
18歳未満	4	3	6	13
	30.8	23.1	46.2	100
18歳以上 65歳未満	406	1,459	258	2,123
	19.1	68.7	12.2	100
65歳以上	337	300	40	677
	49.8	44.3	5.9	100
合 計	747	1,762	304	2,813
	26.6	62.6	10.8	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1・2級が増加傾向にあります。

図表1-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移(各年3月31日現在)



資料：岐阜市地域保健課

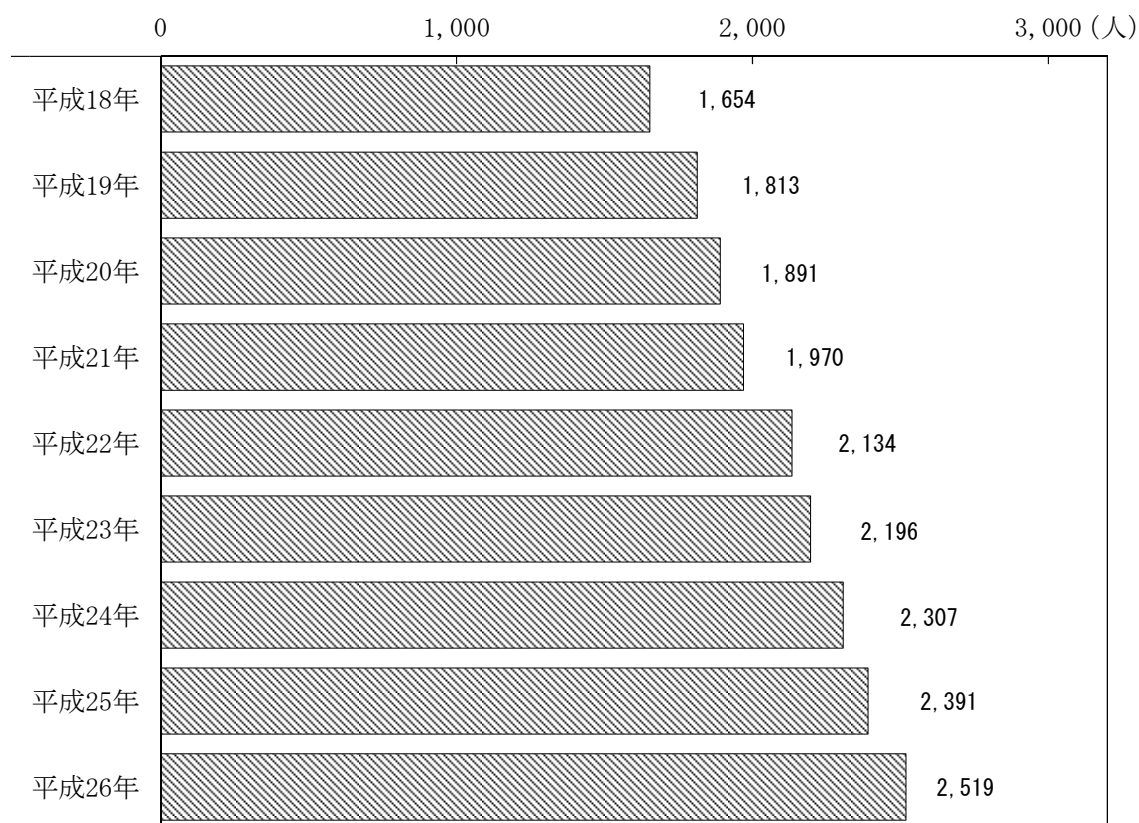
④ 難病患者等

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病で、障害者総合支援法においては151疾患が対象となっています。

また、従来、難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(以下「難病法」といいます。)における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われます。

なお、平成26年3月31日現在、従来の特定疾患(56疾患)医療費の認定者数は2,519人となっています。

図表1-12 特定疾患医療費の認定者数の推移(各年3月31日現在)

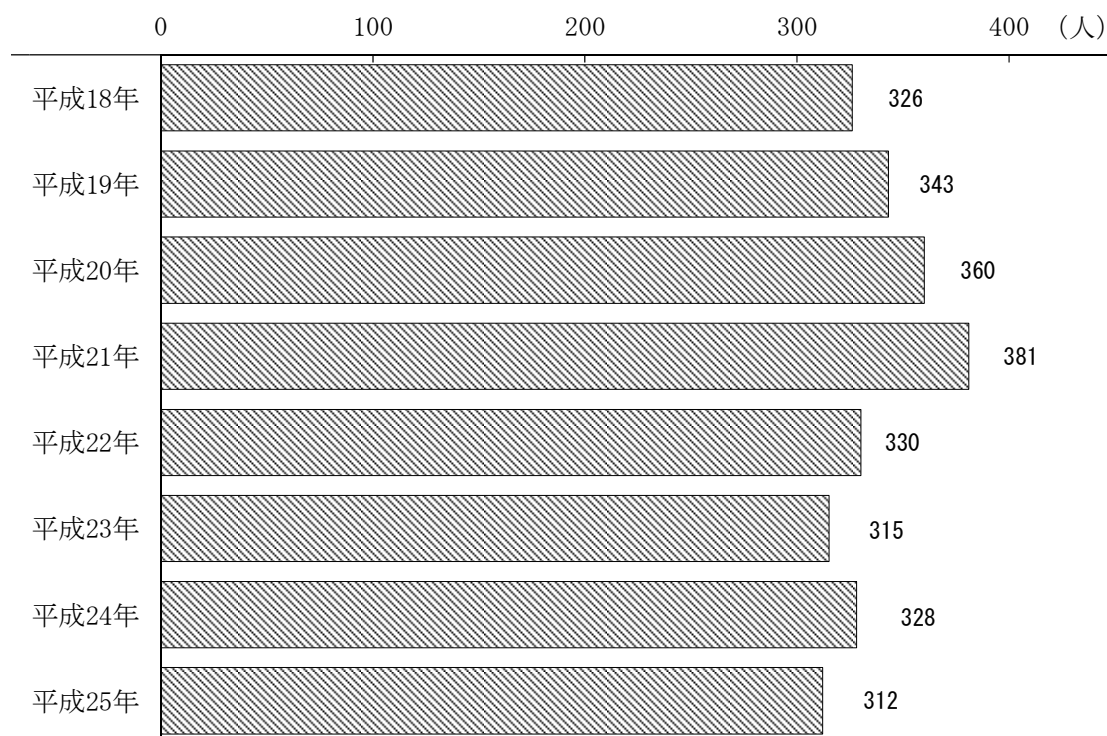


資料：岐阜市地域保健課

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われます。

なお、従来の小児慢性特定疾患（計11疾患群）医療費の受給者数は平成25年度で312人となっています。

図表1-13 小児慢性特定疾患医療費の受給者数の推移

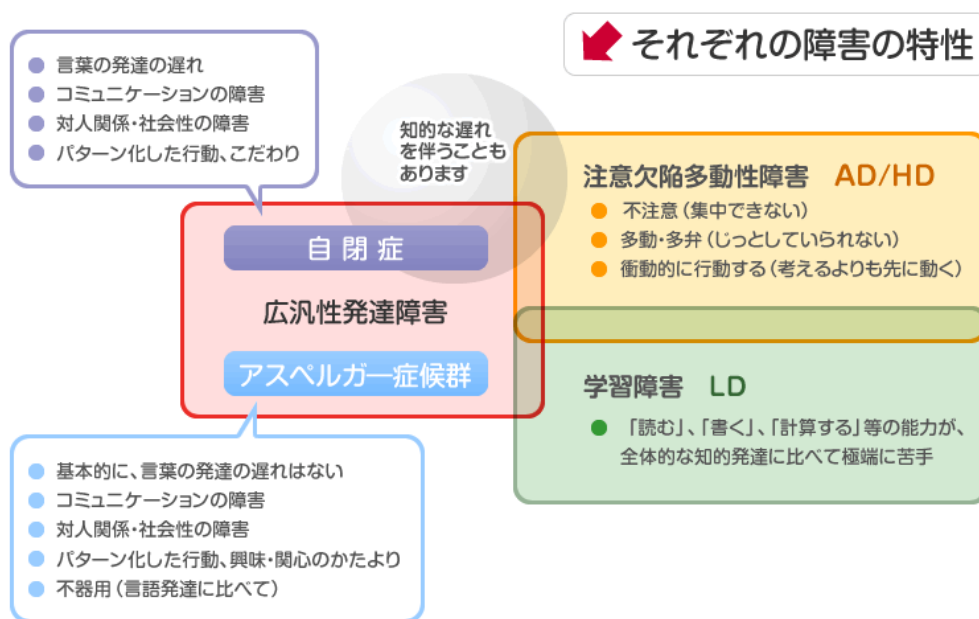


資料：岐阜市地域保健課

⑤ 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

なお、医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また、発達障がいのある人を対象とした手帳が療育手帳と精神障害者保健福祉手帳に分かれており、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況となっています。



資料：政府広報オンライン

2 障がいのある人の現状とニーズ

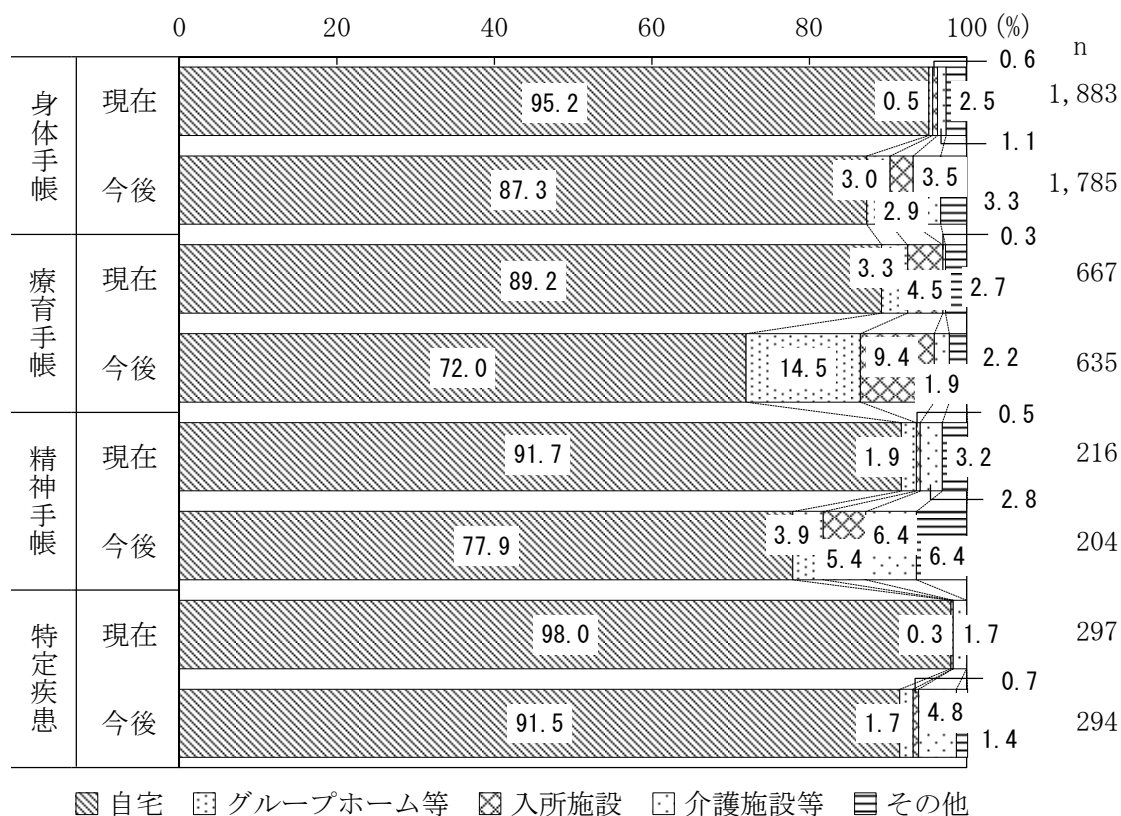
ここでは、障がいのある人などへのアンケート調査や障がい者団体等との意見交換により把握した、障がいのある人の現状とニーズについて示します。

I 生活

(1) 生活の場所

現在の生活の場所と今後希望する生活の場所については、現在は9割程度の人が自宅で生活していますが、グループホームや入所施設の利用が一定程度ある療育手帳所持者を除き、今後は8割から9割程度の人が自宅での生活を希望しています。なお、今後、療育手帳所持者を主にグループホームや入所施設での生活を希望する人の増加が見込まれます。

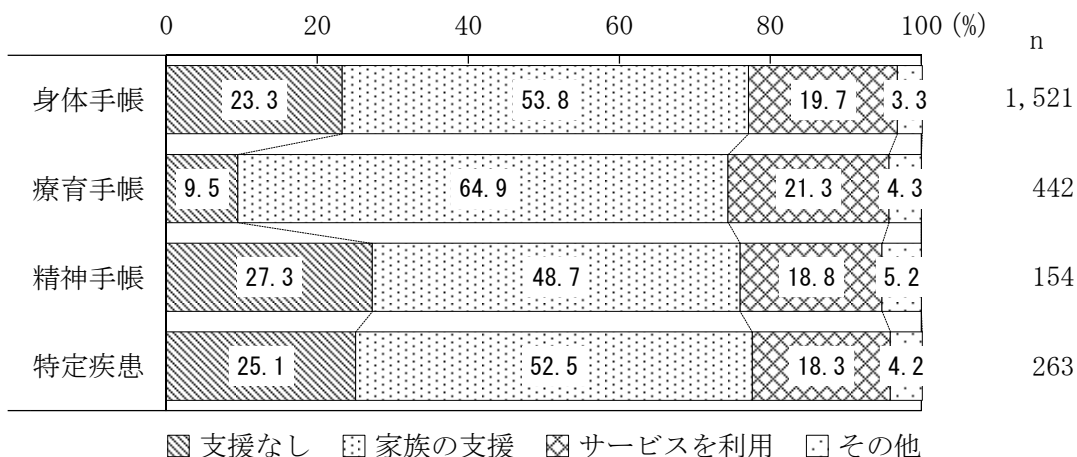
図表1-14 現在の生活の場所と今後の希望する生活の場所の比較



(2) 自宅での生活の支援のあり方

今後、自宅での生活を希望する人の生活支援のあり方については、療育手帳所持者の6割以上、その他の障がいなどの5割程度の人が、家族の支援を希望しています。なお、サービスの利用を希望している人は、いずれも2割程度にとどまっています。

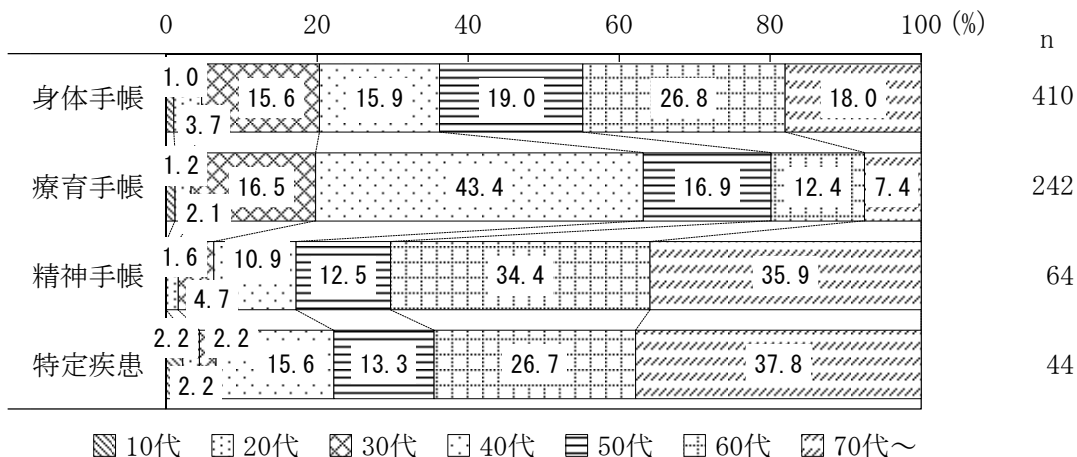
図表1-15 今後、自宅での生活を希望する人の生活支援の方法



(3) 家族（介助者）の状況

家族の支援による生活を希望している人の介助者の年齢については、身体障害者手帳所持者の介助者の4割以上、精神障害者保健福祉手帳所持者の介助者の7割程度が60歳以上であり、今後、介助者のさらなる高齢化が懸念されます。

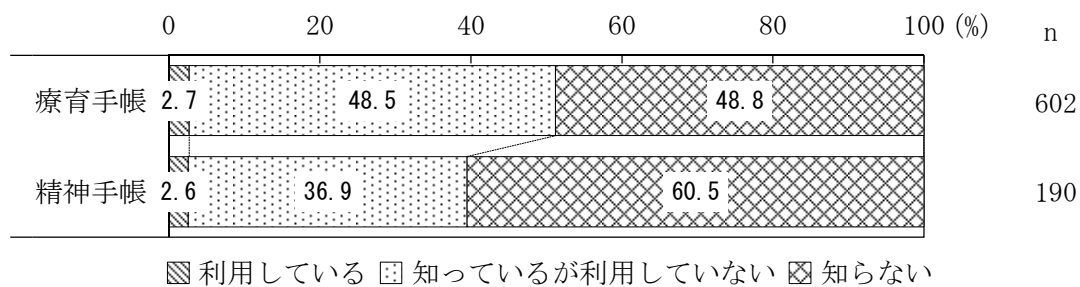
図表1-16 家族の支援を希望している人の介助者の年齢



(4) 成年後見制度の知名度

知的障がいや精神に障がいのある人を保護、支援する成年後見制度を知っている人の割合は、療育手帳所持者が5割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者が4割程度にとどまっています。

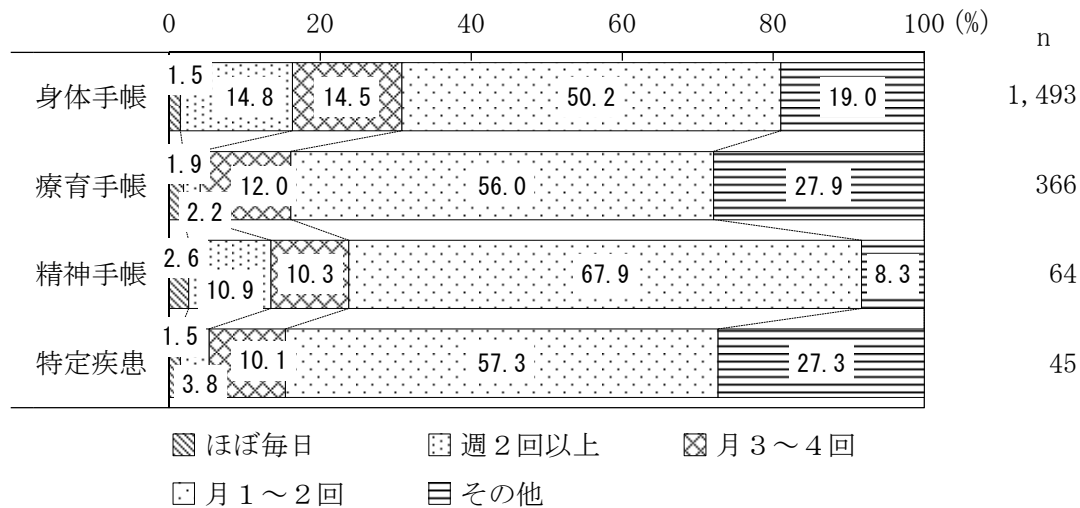
図表 1-17 成年後見制度の知名度



(5) 通院状況

通院の頻度については、障がいなどの種類によって異なりますが、7割から9割程度の人が月1～2回以上通院しており、特に、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の通院の頻度が高くなっています。

図表 1-18 通院頻度

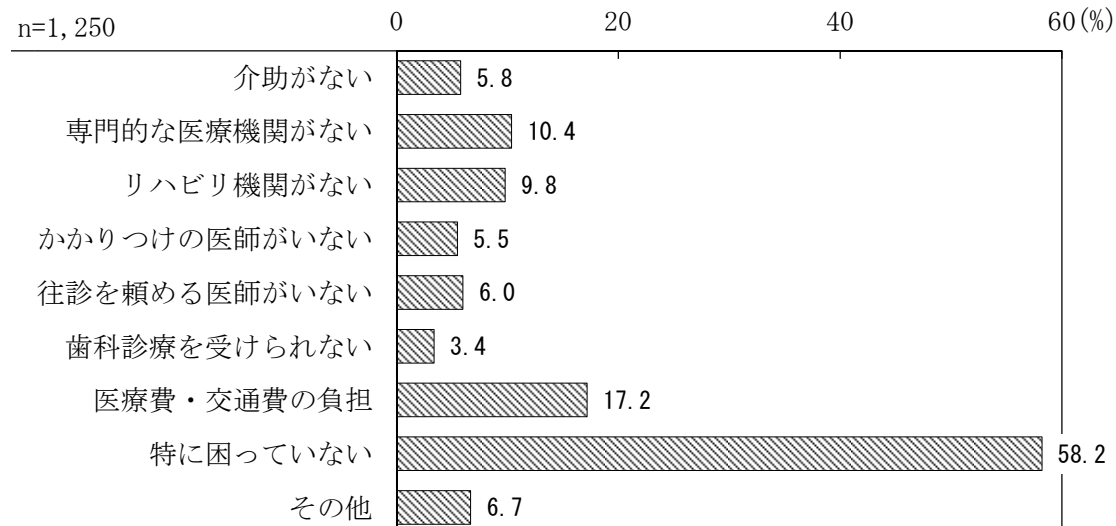


(6) 通院における困りごと

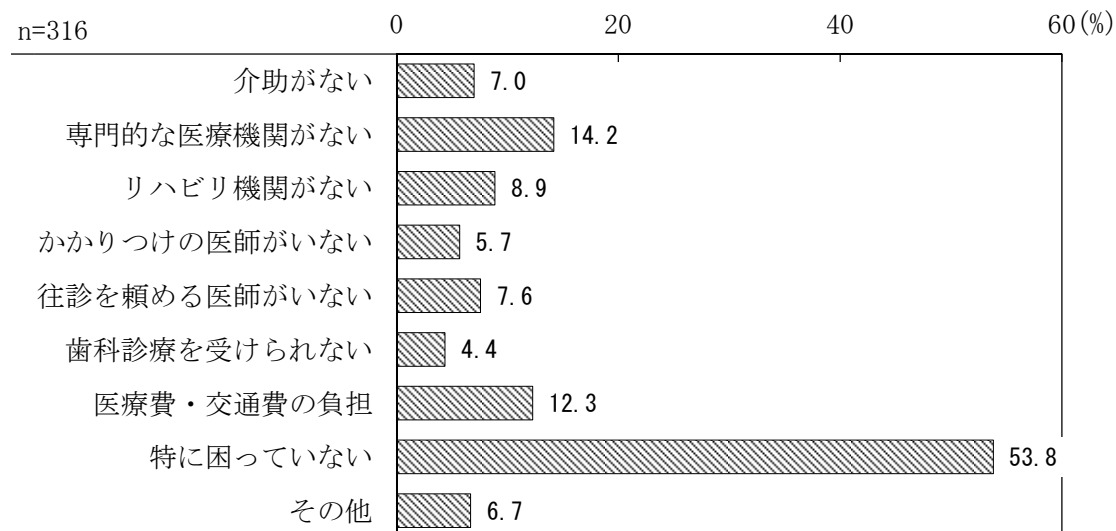
通院における困りごととしては、障がいなどの種類にかかわらず、医療費や交通費の負担、専門的な医療機関の不足を感じている人の割合が高くなっています。なお、特に困っていない人は5割程度となっています。

図表1-19 通院における困りごと（複数回答可）

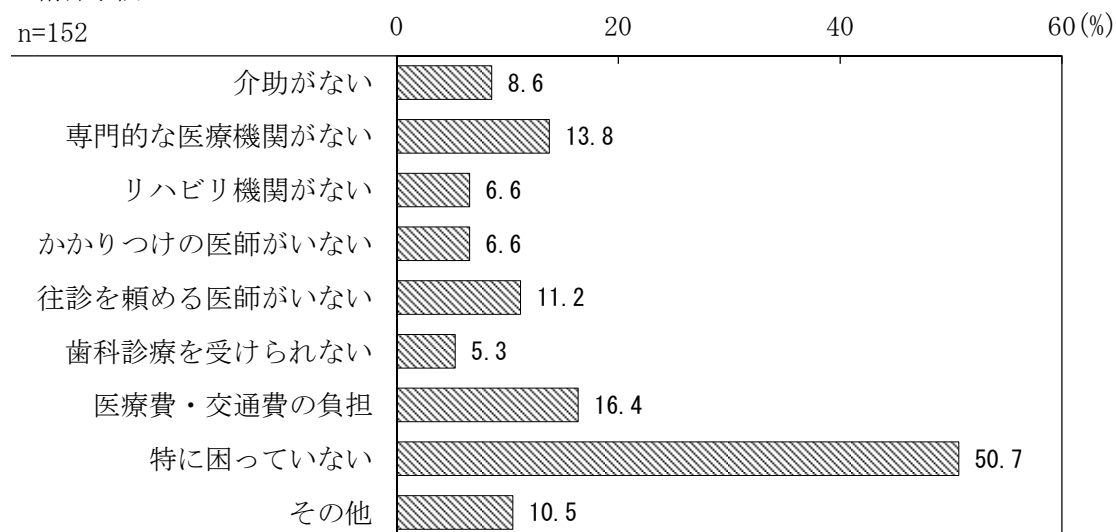
▼身体手帳



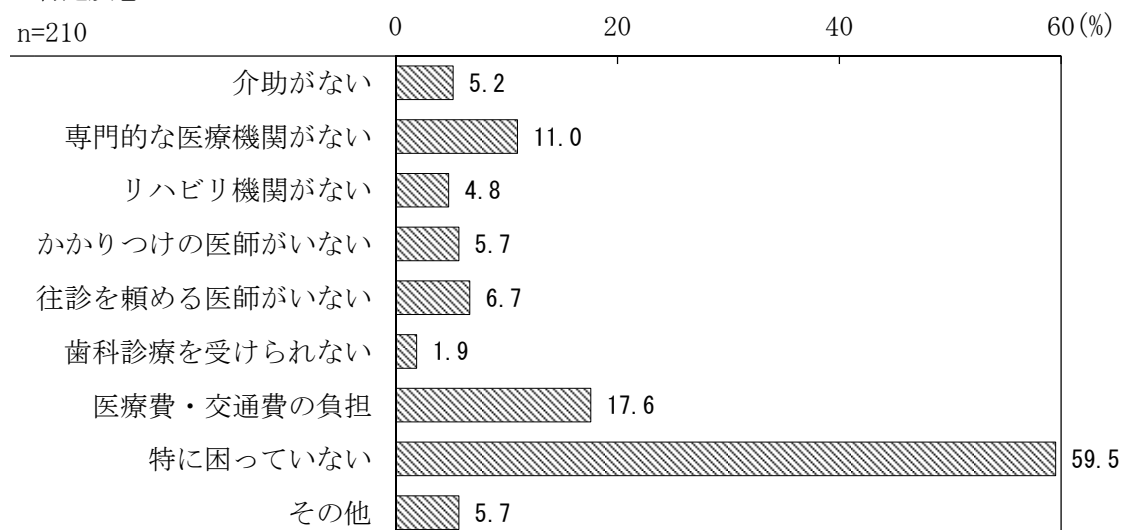
▼療育手帳



▼精神手帳



▼特定疾患



【障がいのある人の生活状況に関する障がい者団体等からの主な意見】

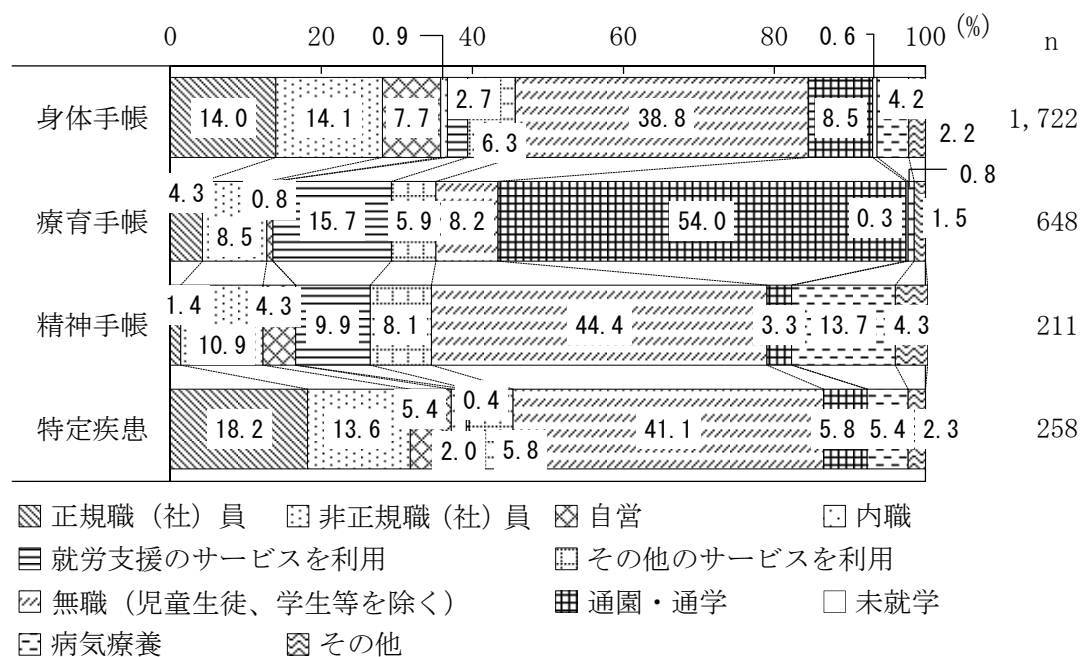
- ・親の高齢化により、介助できなくなることを懸念している。
- ・親なき後をどうするのか切実な課題である。
- ・グループホームなど、安心して預けられる施設が少ない。
- ・サービスや施設等は充実してきたが、利用方法がわかりにくいほか、ヘルパーや重度の人の訪問介護サービスが不足している。
- ・在宅の障がいのある人については、なかなか把握できないため、孤立しないよう、情報提供に努めるなど、支援しなければならない。
- ・成年後見制度の活用を進める必要がある。

II 就 労

(1) 就労状況

仕事をしていない人は、18歳未満の割合が大きい療育手帳所持者を除き、4割程度などとなっています。なお、就労継続支援A型・B型事業所における就労も含め、何らかの仕事をしている人は、身体障害者手帳所持者と特定疾患医療受給者証所持者が4割程度、療育手帳所持者が3割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者が2割以上となっています。

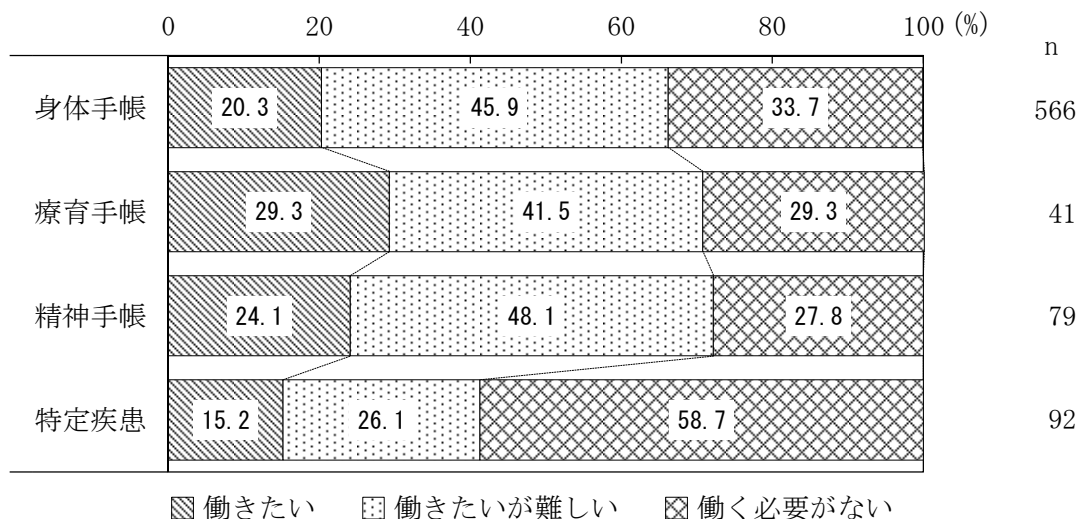
図表1-20 就労・就学状況



(2) 未就労者の就労意向

仕事をしていない人のうち、今後「働きたい」という人は3割以下にとどまっていますが、「働きたいが健康状況等を考えると難しい」という人とあわせると、特定疾患医療受給者証所持者を除き、6割から7割程度となっています。

図表1-21 未就労者の今後の就労意向

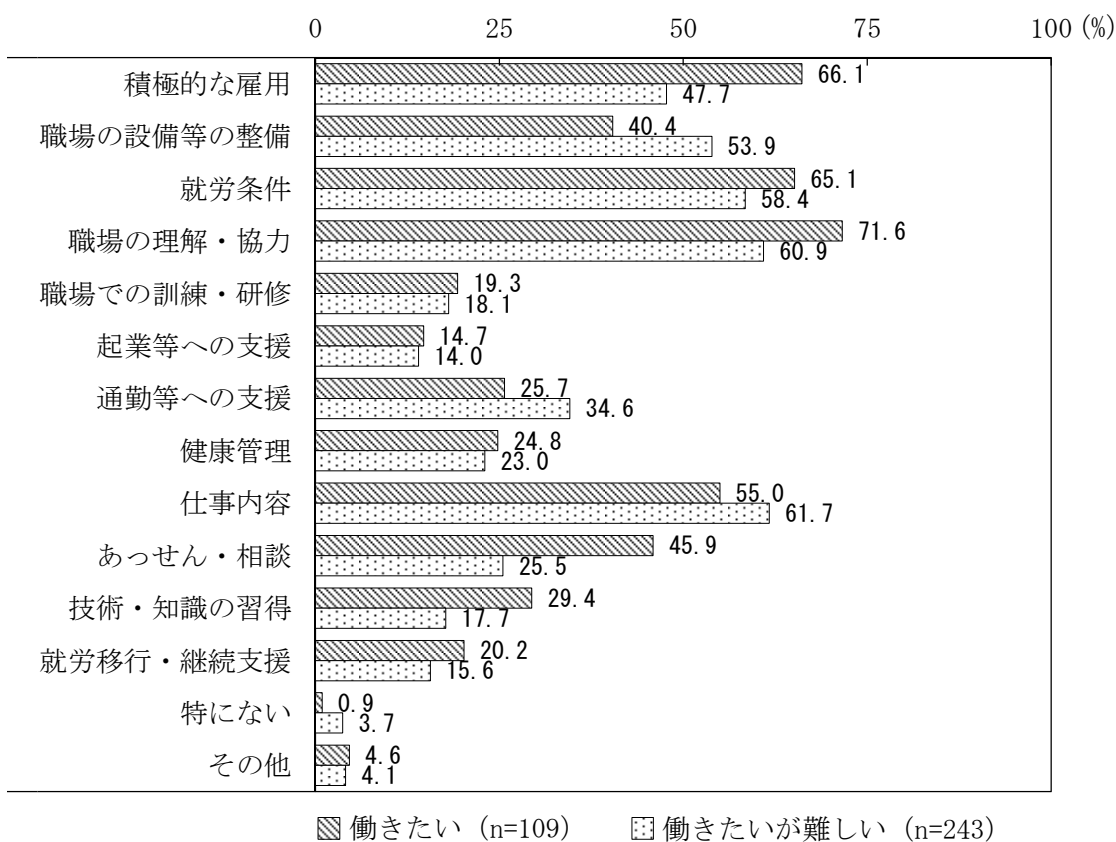


(3) 働くための環境

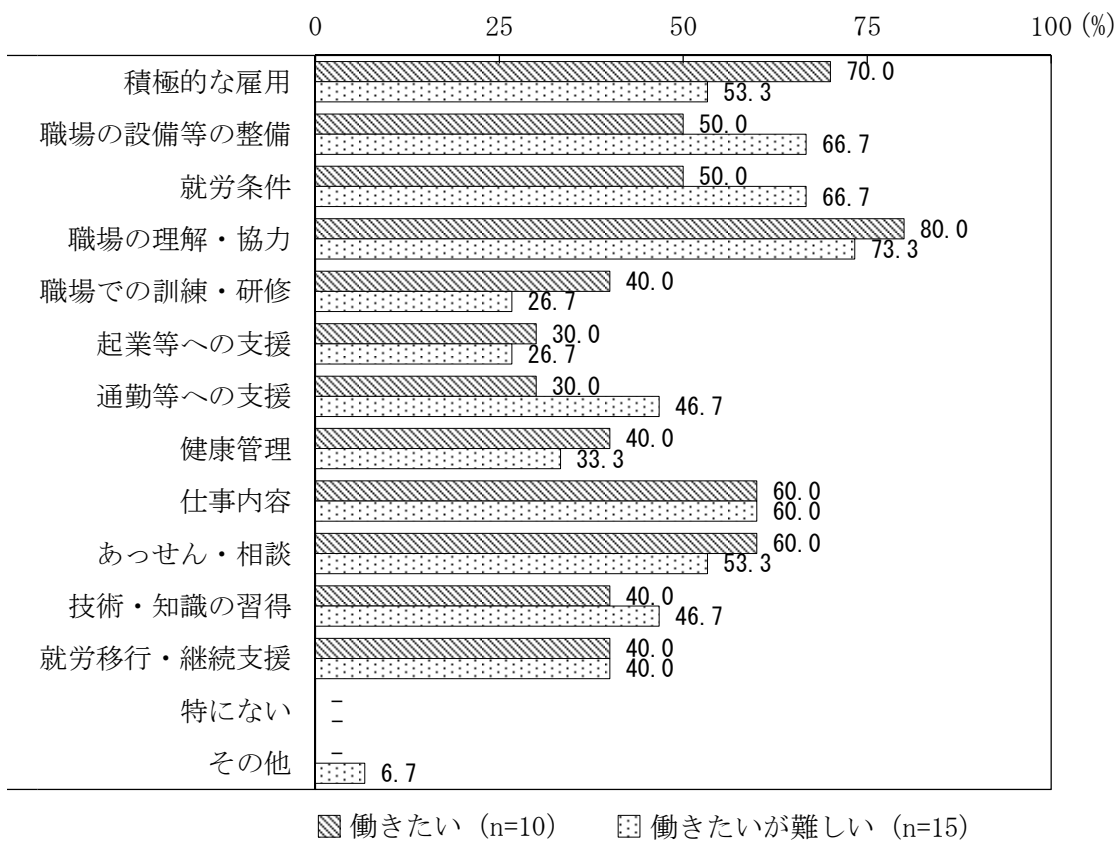
「働きたい」と「働きたいが健康状況等を考えると難しい」という人が働くために必要であると感じていることは、障がいなどの種類によって異なるものの、概ね共通して、「事業主や職場の理解や協力」、障がいの特性に合った「仕事内容」の割合が高くなっています。

図表1-22 働くために必要なこと（複数回答可）

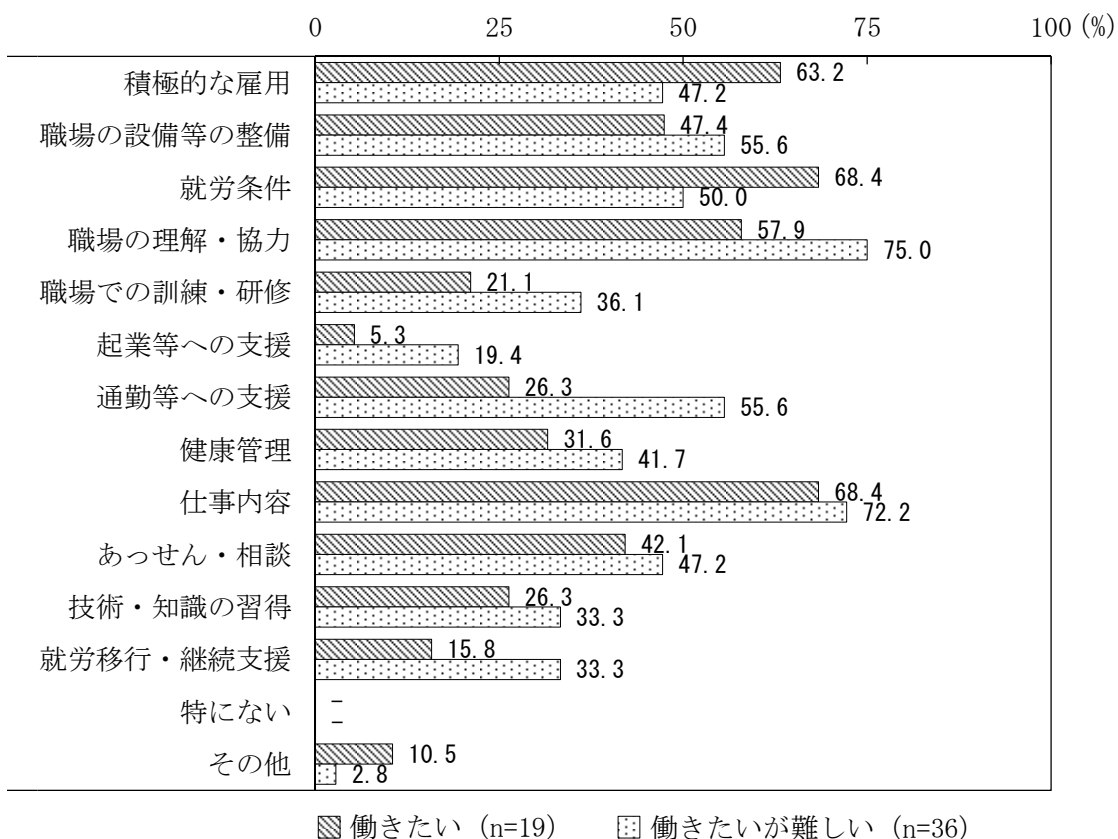
▼身体手帳



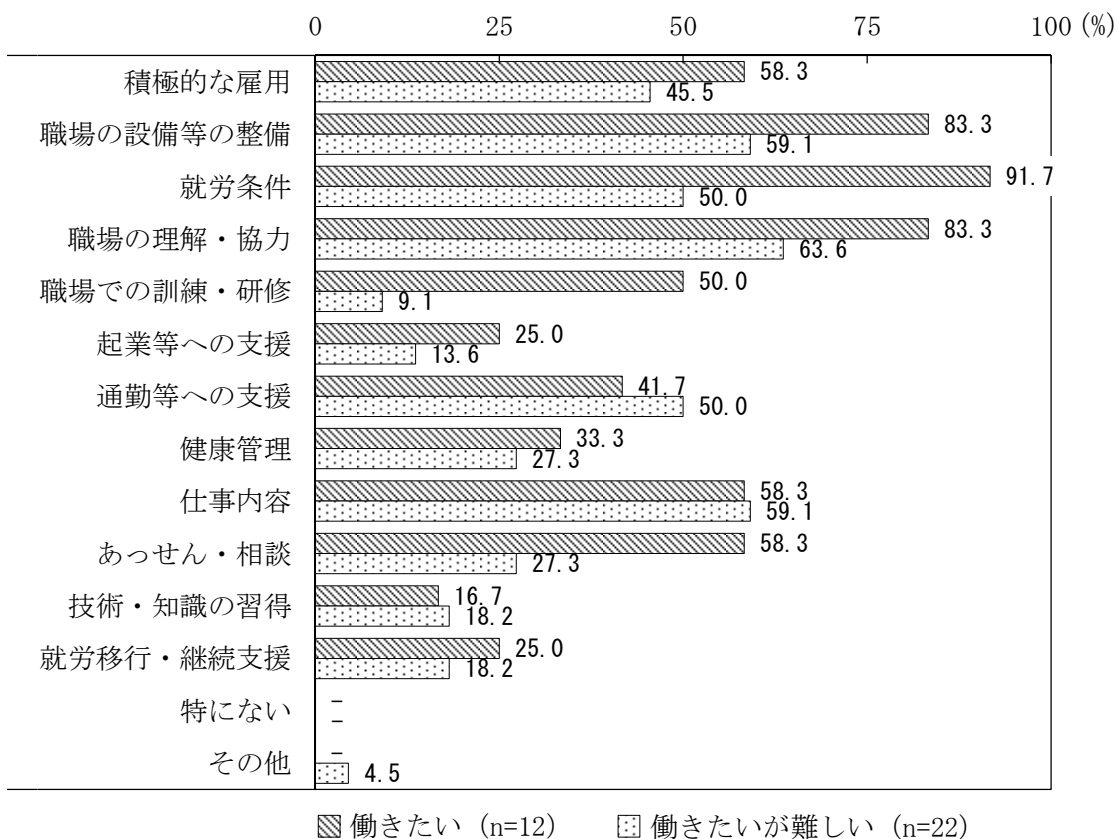
▼療育手帳



▼精神手帳



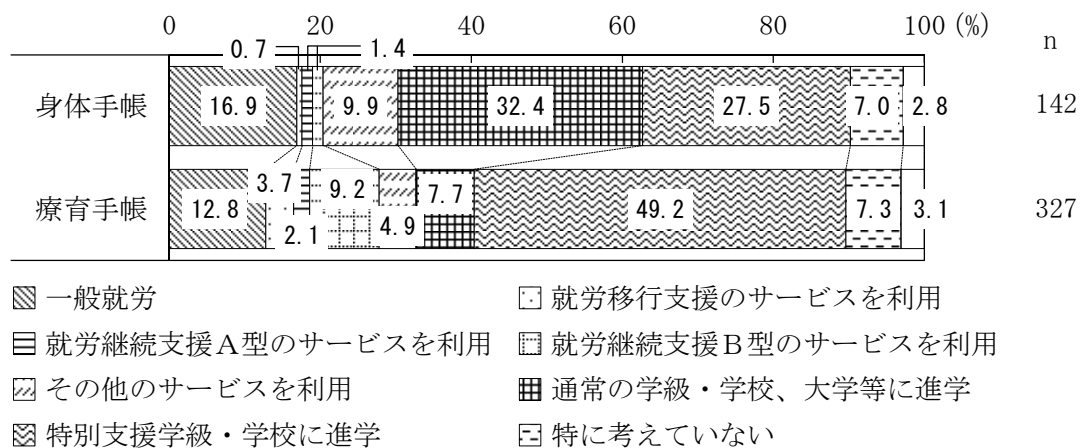
▼特定疾患



(4) 児童生徒等の卒業後の進路

児童生徒等の卒業後の進路希望について、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所（A型・B型）における就労も含めた就労意向は、身体障害者手帳所持者が2割程度、療育手帳所持者が3割程度となっています。

図表1-23 児童生徒等の卒業後の進路希望



※「自営業（家業）」「内職」という選択肢が用意されていましたが、該当はありませんでした。

【障がいのある人の就労状況に関する障がい者団体等からの主な意見】

- ・一般就労への定着化には、職場の理解や仕事内容が重要である。
- ・職場の理解については、特に、異動によって環境が変わることが課題である。
- ・就労を進めるためには、経済的な支援ではなく、子どもたちから生きる力をつける必要がある。
- ・障がい者の雇用は社会貢献の1つとして、企業の考え方を変えていく必要がある。
- ・障がいの種類にかかわらず、雇用を促進する必要がある。
- ・就労継続支援事業所は増えているが、就労環境がよくなっているとは感じられない。

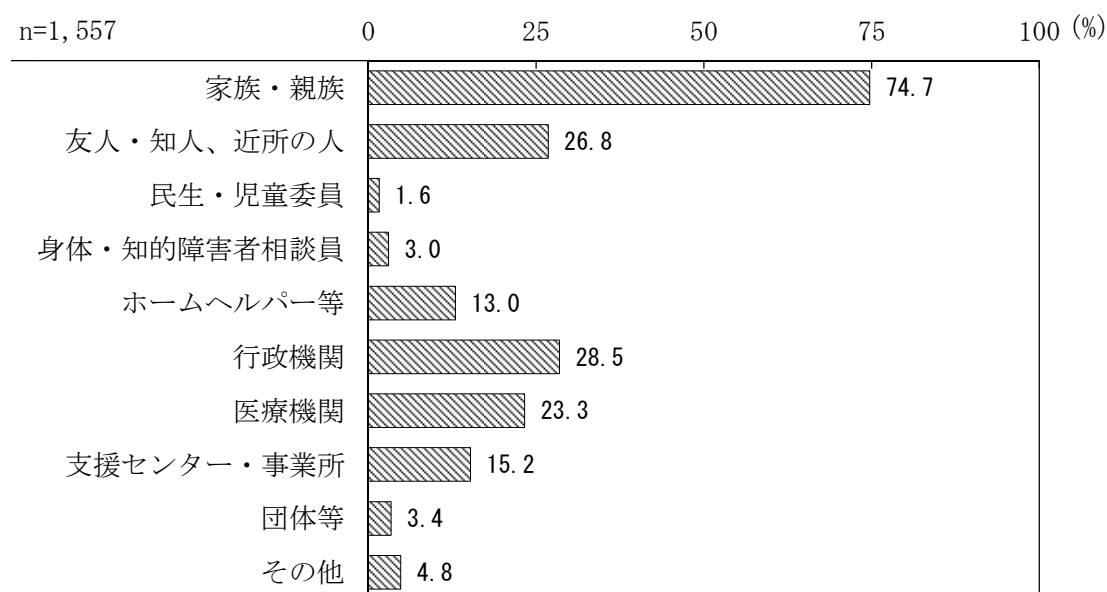
Ⅲ 安全、安心

(1) 困りごとなどの相談相手

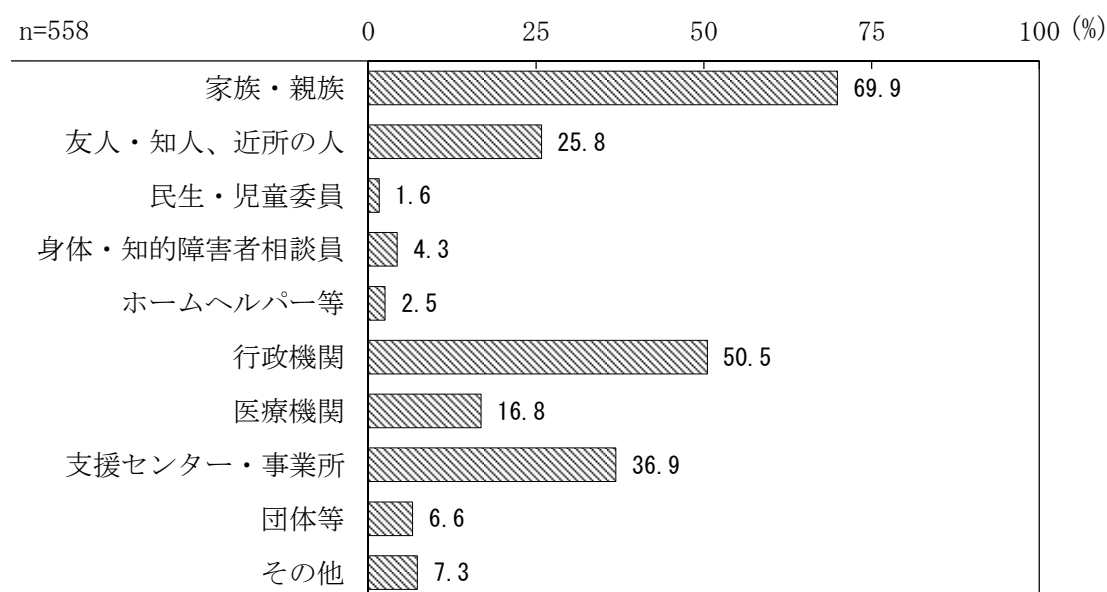
生活で困っていることや不安に思っていることについては、友人・知人や近所の方への相談は3割以下にとどまっており、7割から8割程度は家族等に相談しています（図表1-24）。ただし、世帯人員をみると、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患医療受給者証所持者は、単身や2人の世帯が4割程度となっています（図表1-25）。

図表1-24 困りごとなどの相談相手（複数回答可）

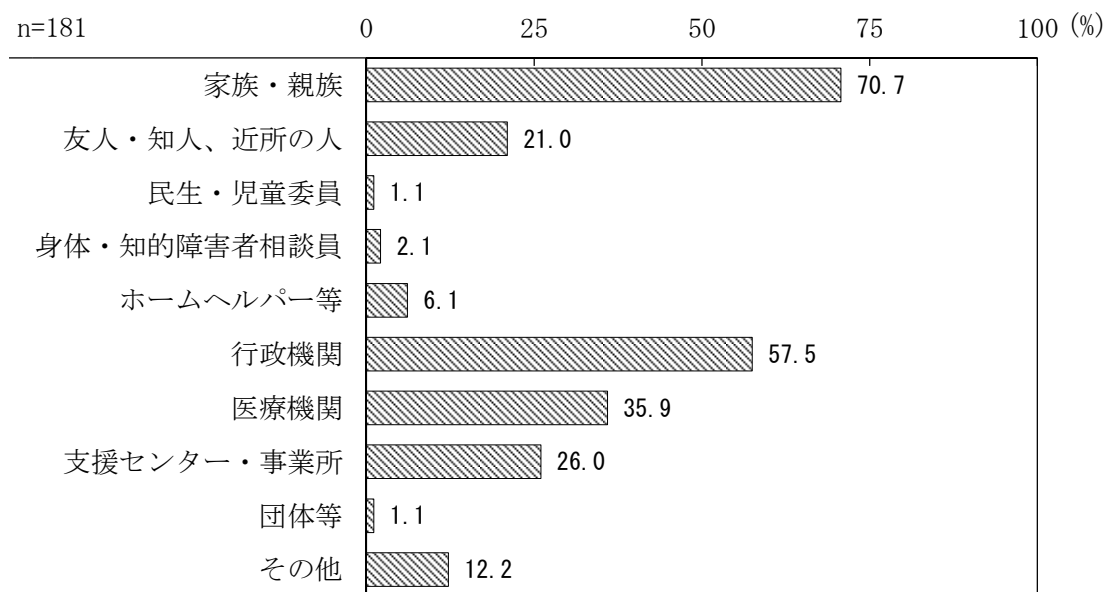
▼身体手帳



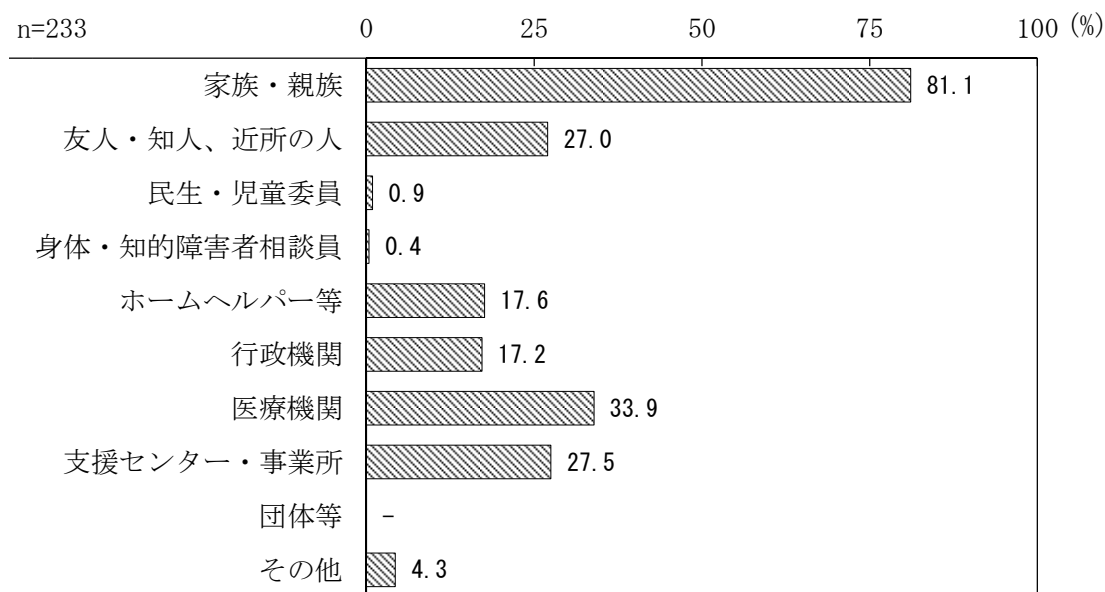
▼療育手帳



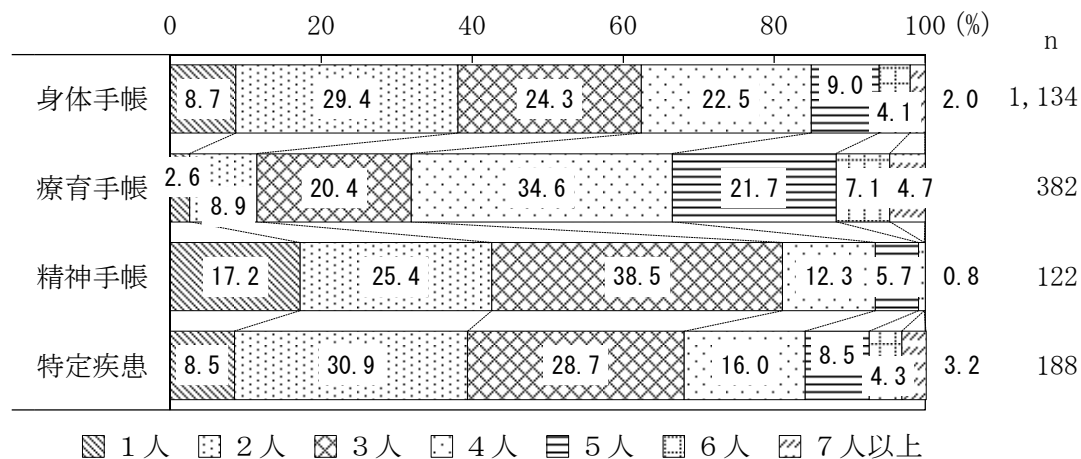
▼精神手帳



▼特定疾患



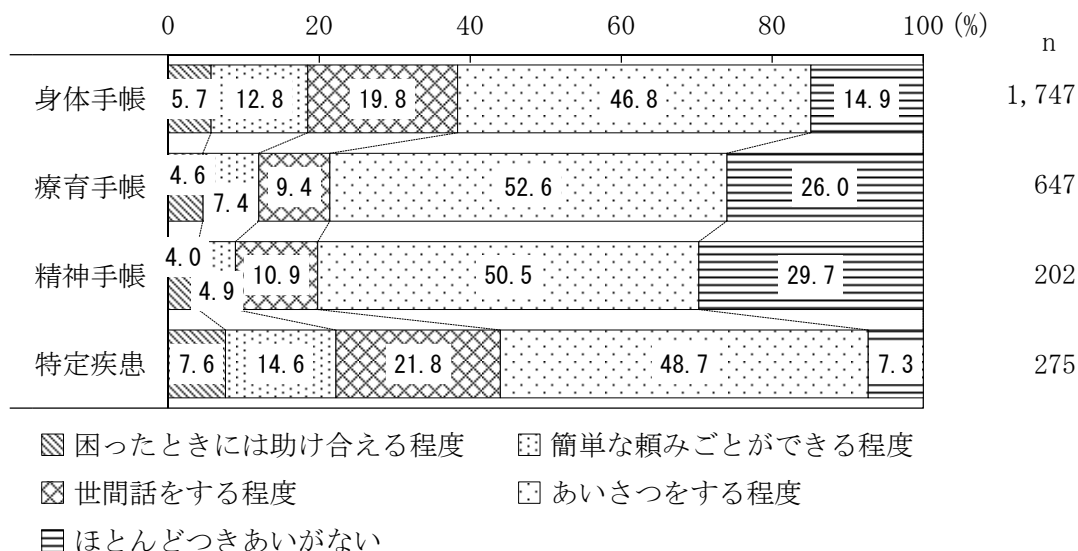
図表1-25 世帯人員



(2) 近所とのかかわり

近所とのかかわりがほとんどない人の割合は、療育手帳所持者が26.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者が29.7%と、高くなっています。また、あいさつをする程度は、いずれも5割程度となっています。

図表1-26 近所とのかかわり

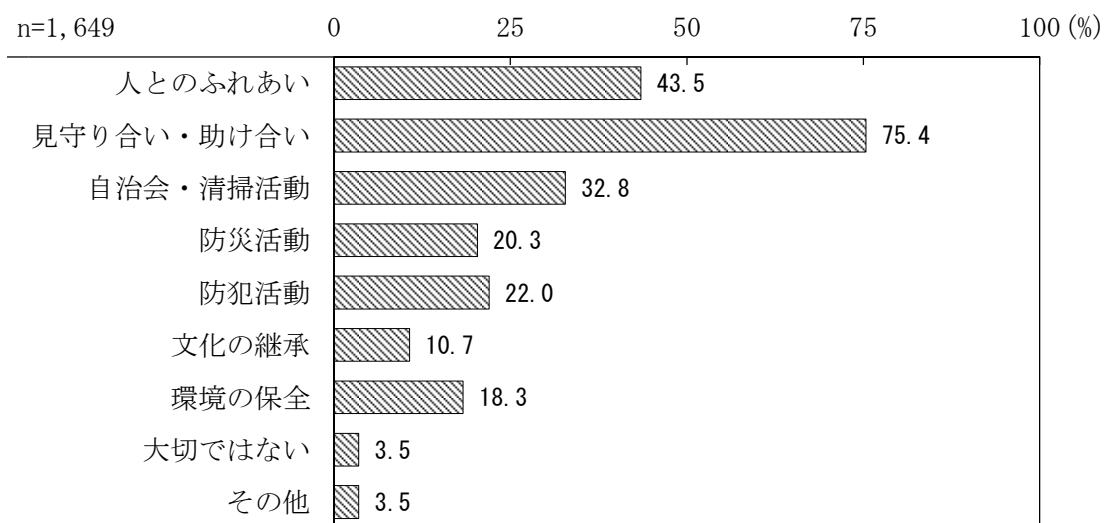


(3) 近所とのかかわりの大切さ

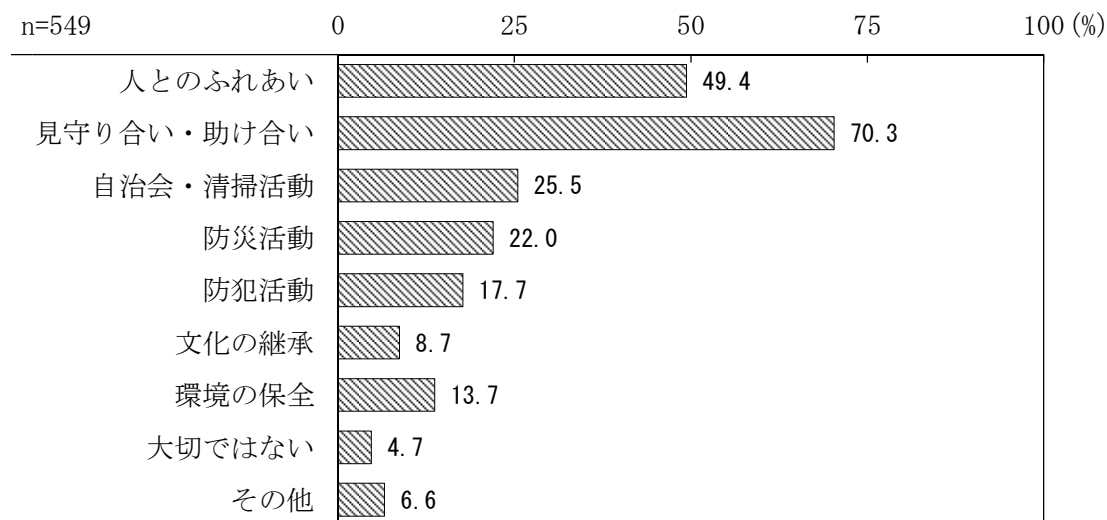
近所とのかかわりを持つ上で大切であると感じていることは、障がいなどの種類にかかわらず、見守り合いや助け合いが6割から7割程度、人とのふれあいが4割から5割程度となっています。

図表1-27 近所とのかかわりを持つ上で大切なこと（複数回答可）

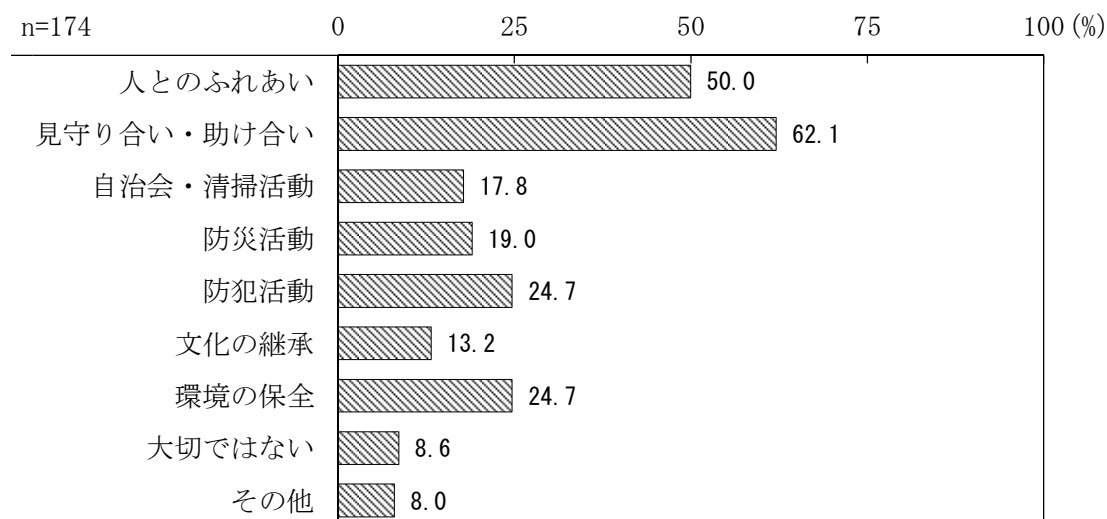
▼身体手帳



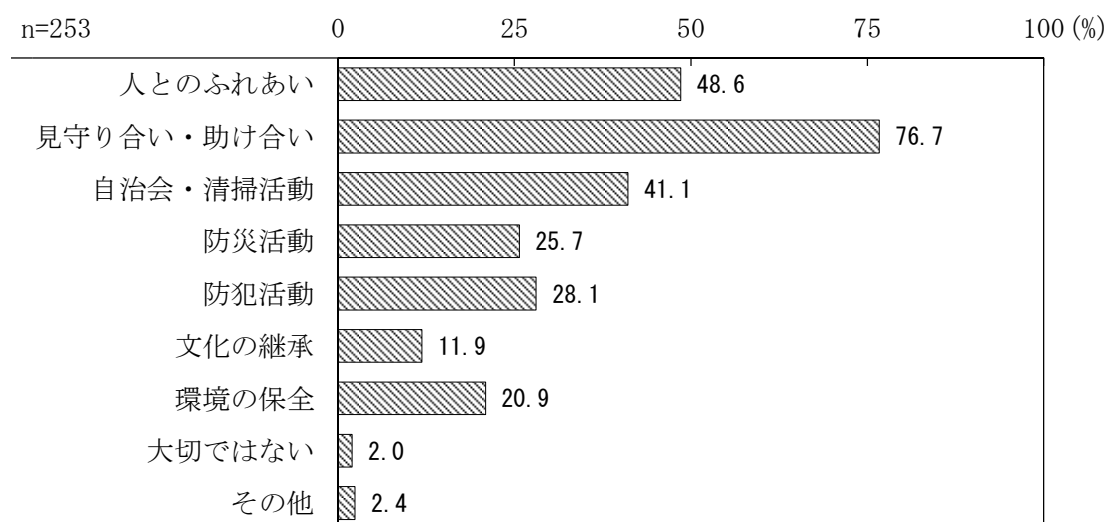
▼療育手帳



▼精神手帳



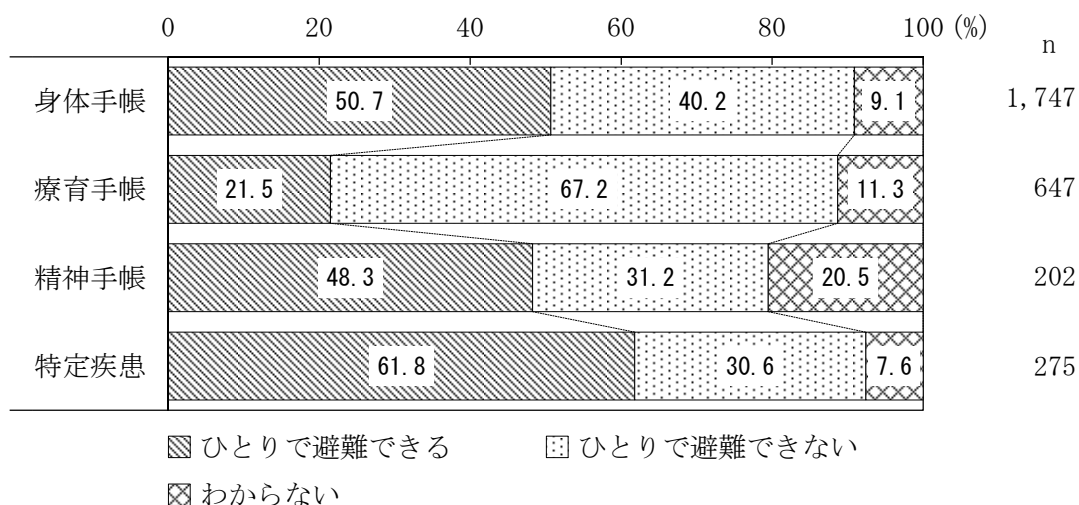
▼特定疾患



(4) 災害時の避難行動

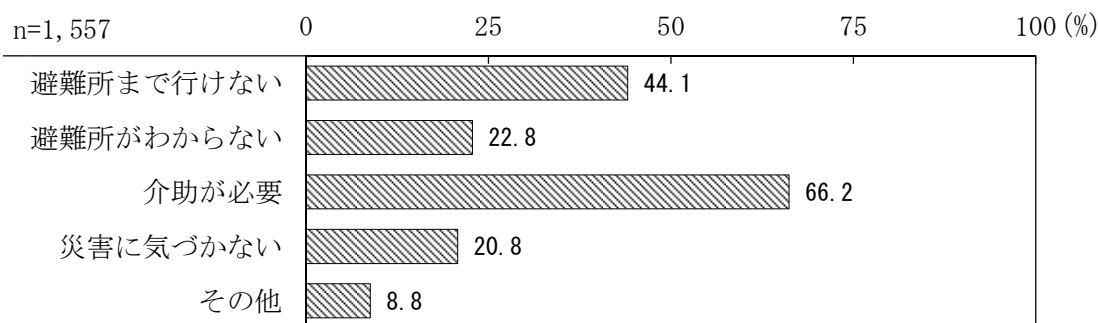
災害時に、ひとりで避難できない人とひとりで避難できるかどうかわからない人との合計は、療育手帳所持者が8割程度と高く、そのほかでも、4割から5割程度となっています（図表1-28）。ひとりで避難できない、または、ひとりで避難できるかどうかわからない理由については、避難の際に介助を必要としている人が、身体障害者手帳所持者や療育手帳所持者、特定疾患医療受給者証所持者では6割以上となっています（図表1-29）。

図表1-28 災害時の避難行動

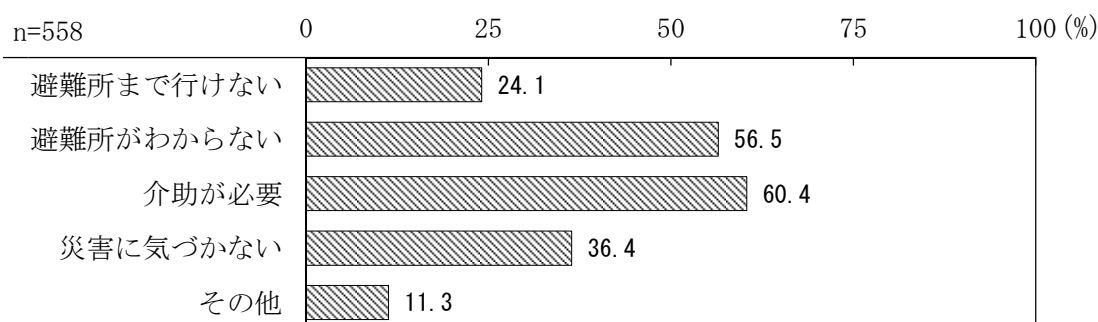


図表1-29 ひとりで避難できない理由（複数回答可）

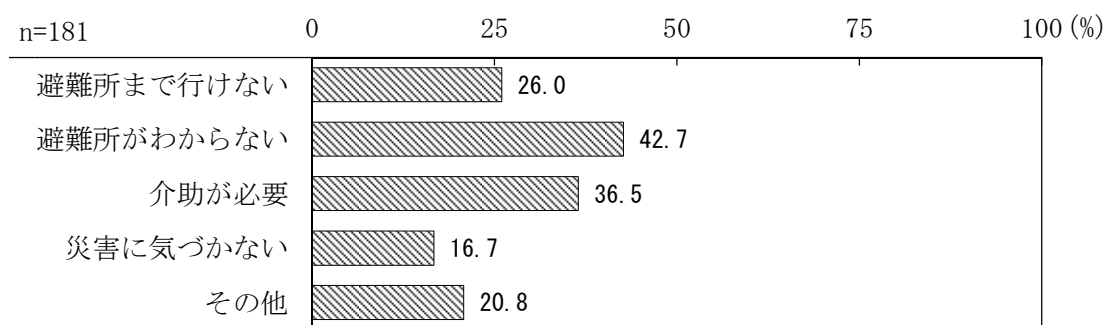
▼身体手帳



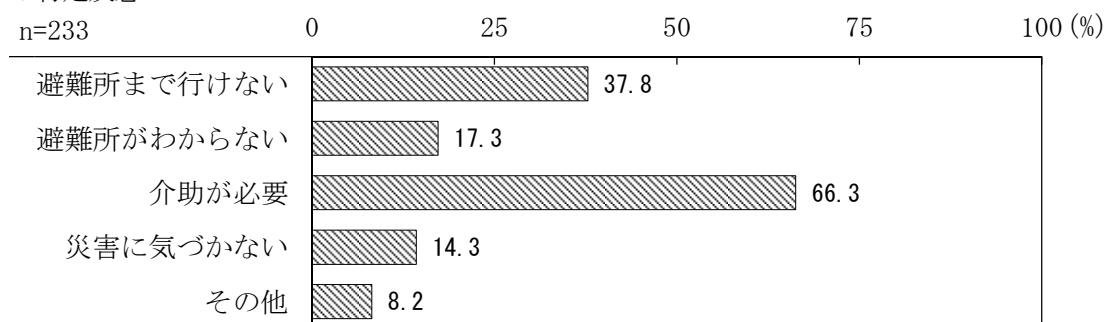
▼療育手帳



▼精神手帳



▼特定疾患



(5) 避難行動要支援者登録制度の知名度

災害時にひとりで避難することが困難な人を地域全体で支援するための制度である避難行動要支援者登録制度を知らない人の割合が7割以上となっています。

図表1-30 避難行動要支援者登録制度の知名度

単位：人

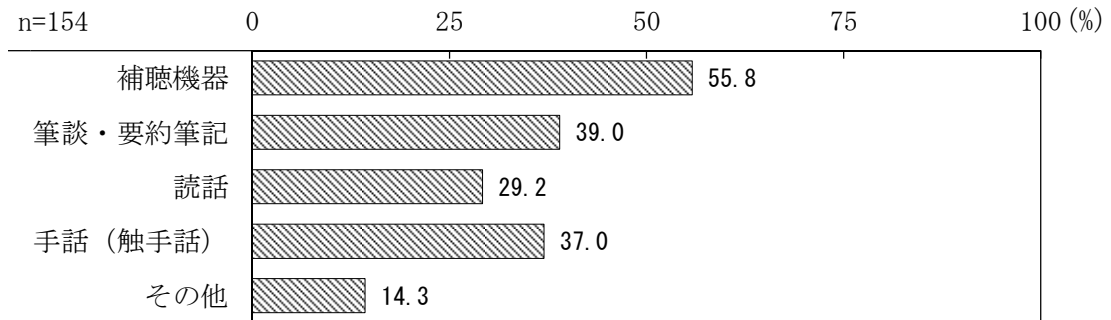
		登録済み	今後登録を 検討	登録したく ない	知らない
身体手帳	回答者 (n=1,690)	129	134	164	1,263
	うち避難できない人 など (n=807)	105	90	45	567
療育手帳	回答者 (n=627)	47	64	30	486
	うち避難できない人 など (n=489)	44	52	19	374
精神手帳	回答者 (n=192)	2	3	10	177
	うち避難できない人 など (n=94)	1	1	4	88
特定疾患	回答者 (n=256)	7	13	20	216
	うち避難できない人 など (n=97)	7	10	7	73
合計	回答者 (n=2,765)	185	214	224	2,142
	うち避難できない人 など (n=1,487)	157	153	75	1,102
		10.6%	10.3%	5.0%	74.1%

※合計欄の「うち避難できない人など」の下段はその構成比

(6) 聴覚や言語などに障がいのある人の意思疎通手段

身体障害者手帳所持者のうち、聴覚や言語などに障がいのある人の意思疎通手段については、補聴機器が5割以上と最も多く、筆談や要約筆記、手話（触手話を含む。）は4割弱となっています。

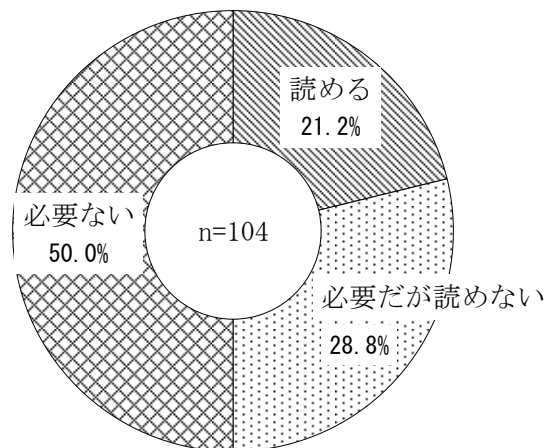
図表1-31 聴覚や言語などに障がいのある人の意思疎通手段（複数回答可）



(7) 視覚に障がいのある人の点字の識字率

身体障害者手帳所持者のうち、視覚に障がいのある人の点字の識字率については、点字を必要とする人（50.0%）の4割程度となっています。

図表1-32 視覚に障がいのある人の点字の識字率



【障がいのある人の安全、安心に関する障がい者団体等からの主な意見】

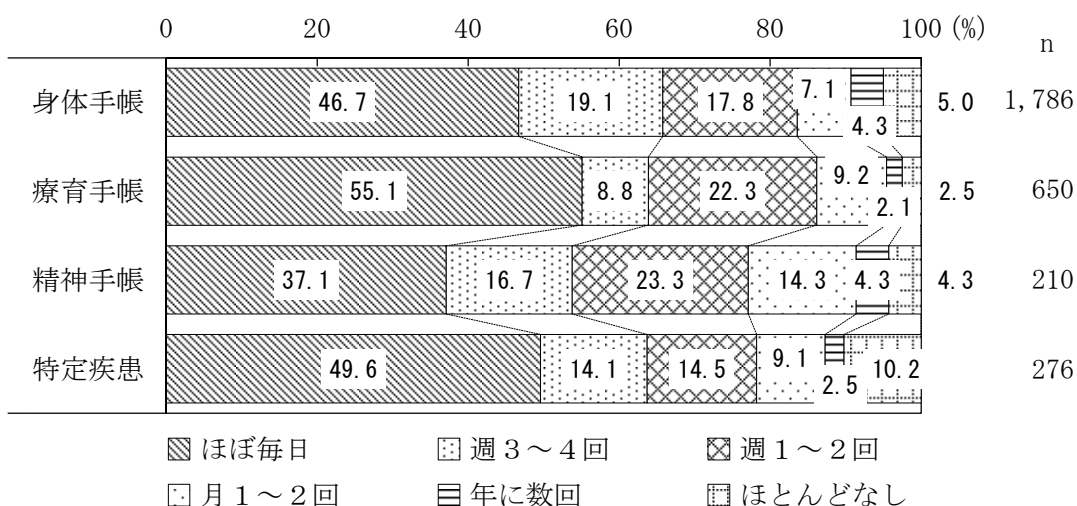
- ・災害時に通訳・介助者がいないと、避難も避難所生活も困難である。
- ・避難所での生活は困難であり、通っている学校や事業所への避難が望ましい。
- ・要支援者登録制度については、個人情報ということよりも、避難所生活の困難さからの躊躇もあると考えられる。
- ・災害時は、薬や装具などの入手が困難になると想定されることから、薬などの備蓄や使用している薬などがわかるようなものを所持するよう、周知する必要がある。
- ・災害時の情報提供は細やかに行う必要がある。
- ・避難所で生活するためには、周囲の理解が必要である。そのため、あらゆる機会を通じて、市民の理解を深めていく必要がある。

IV 社会参加

(1) 外出状況

過去1年間の外出頻度については、「月に1～2回」、「年に数回」、「ほとんどなし」の合計が、精神障害者保健福祉手帳所持者や特定疾患医療受給者証所持者では2割以上となっています。一方で、障がいなどの種類にかかわらず、5割から6割程度の人は、毎日または週に3回から4回は外出しています。

図表1-33 外出頻度

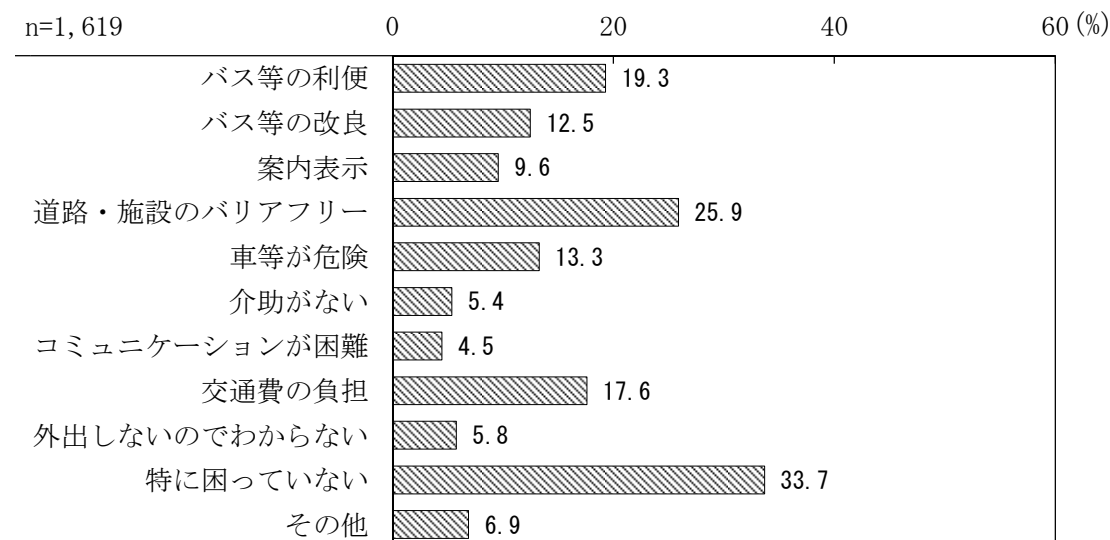


(2) 外出時の困りごと

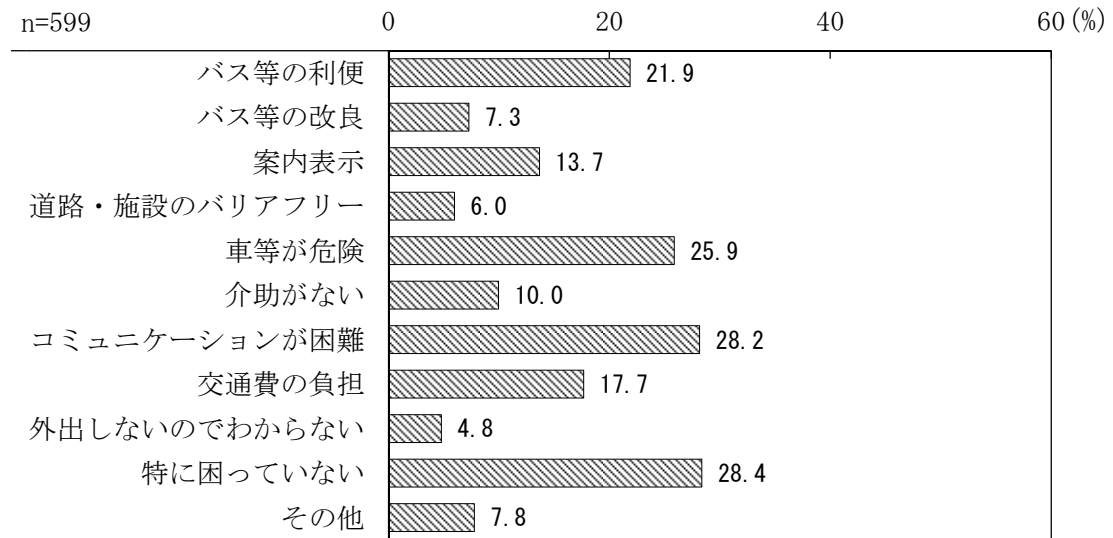
外出時の困りごととしては、身体障害者手帳所持者が道路や施設でのバリアの多さ、療育手帳所持者がコミュニケーションへの不安や車等に危険を感じる人の割合が高くなっているなど、障がいなどの種類によって異なります。

図表1-34 外出時の困りごと（複数回答可）

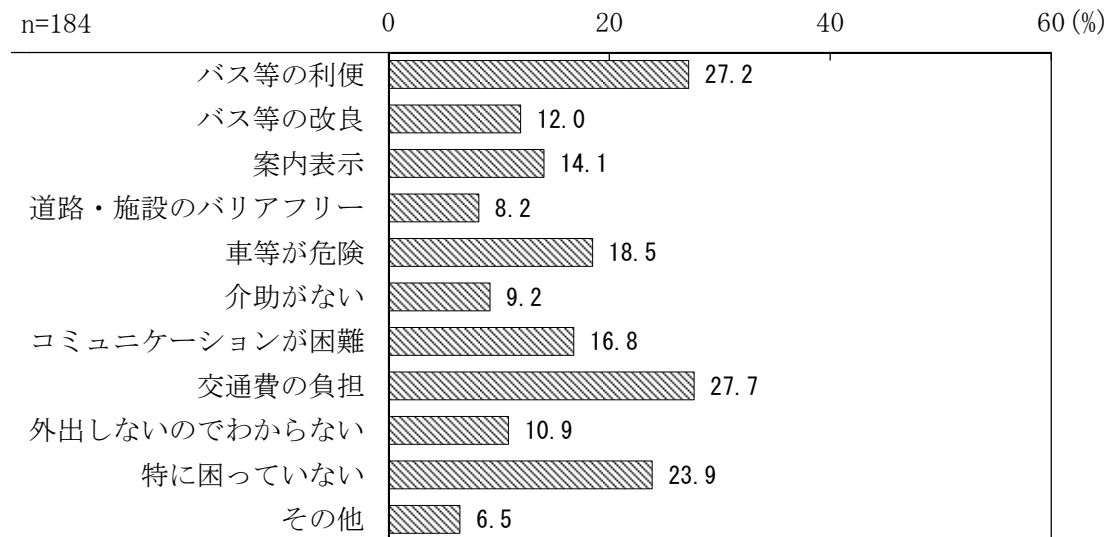
▼身体手帳



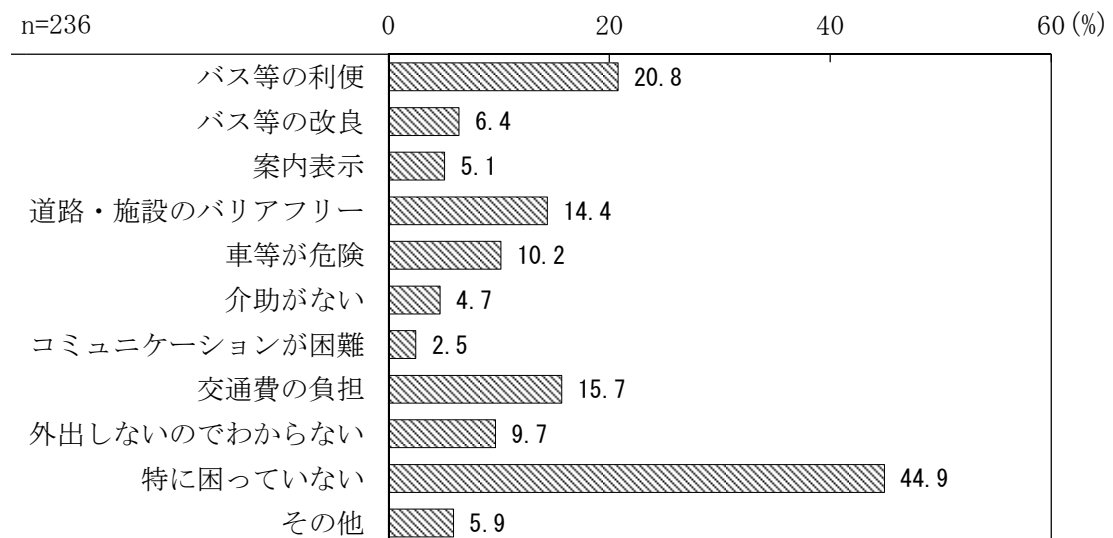
▼療育手帳



▼精神手帳



▼特定疾患

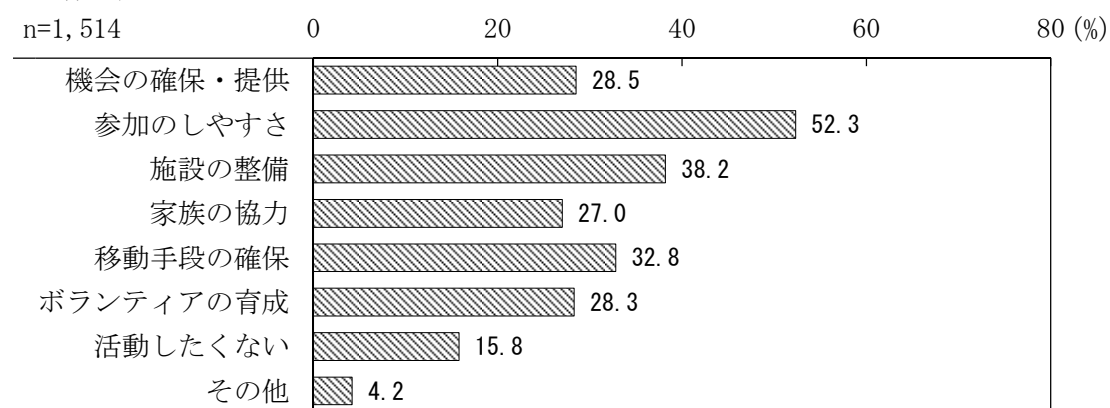


(3) 文化・芸術・スポーツ・社会活動への参加

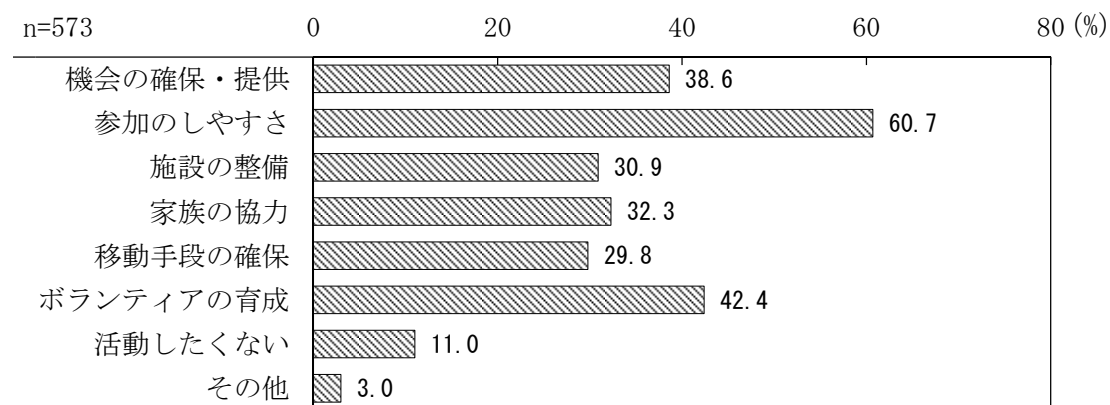
文化・芸術・スポーツ・社会活動に参加するために必要であると感じていることは、障がいなどの種類にかかわらず、5割から6割程度の人が参加のしやすさとしています。このほか、身体障害者手帳所持者と特定疾患医療受給者証所持者ではバリアフリーなどの施設の整備、療育手帳所持者ではボランティアの育成など、障がいなどの種類によって異なるものもあります。

図表1-35 文化・芸術・スポーツ・社会活動に参加するために必要なこと（複数回答可）

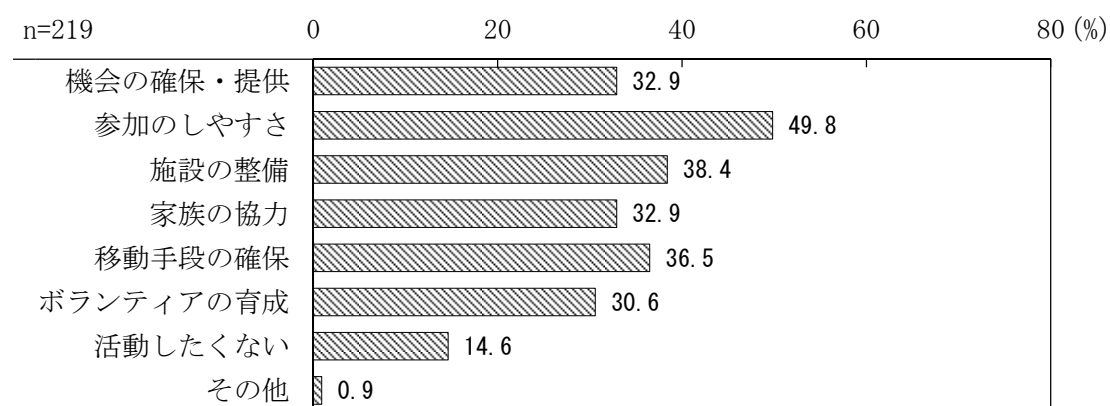
▼身体手帳



▼療育手帳



▼特定疾患

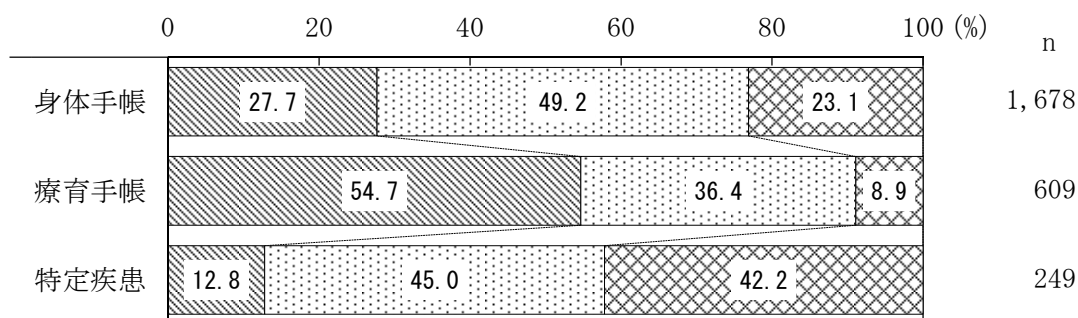


※この設問は共通項目ではないため、精神障害者保健福祉手帳所持者については未調査

(4) 差別や偏見

日常生活における差別や偏見については、身体障害者手帳所持者の3割程度の人、療育手帳所持者の5割程度の人が、いまだ差別や偏見を感じる状況です。

図表1-36 日常生活における差別や偏見



■ 感じることもある □ あまり感じない ▨ まったく感じない

※この設問は共通項目ではないため、精神障害者保健福祉手帳所持者については未調査

【障がいのある人の社会参加に関する障がい者団体等からの主な意見】

- ・バリアフリー化を進めるにあたっては、障がいのある人が安全に安心して活動できるように配慮する必要がある。
- ・文化活動やスポーツを行うための場所や人材（ボランティアなど）が必要である。
- ・ボランティアについては、子どものころからの意識の醸成や団塊世代の活用を考えなければならない。
- ・障がいのある人も防災訓練などの地域活動に参加する必要がある。
- ・障がいのある人に対して固定観念があり、それが差別や偏見につながっている。
- ・障がいのある人の特性や違いをもっと広報する必要がある。

第 2 編

第 3 次岐阜市障害者計画

第1章 基本的な考え方

1 基本的な視点

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者基本法がめざす共生社会の実現に向けては、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加できるよう、障がいのある人やその家族などの意見を尊重し、障がい者施策に取り組む必要があります。

また、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障がい者施策などに関する情報の適切な入手や相談、意思疎通等の支援を行う必要があります。

(2) 障がいのある人の視点に立った総合的かつ計画的な支援

障害者基本法の基本原則の1つである地域社会における共生を進めるためには、障がいのある人が、生涯のあらゆる機会を通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなどの各分野の施策を総合的に展開するとともに、切れ目のない支援を行う必要があります。

また、障がいのある人の性別や年齢、生活の実態、さらには、障がいの特性や状態等を踏まえ、これらの施策に取り組む必要があります。

(3) 障がいのある人を取り巻く社会的障壁の除去の推進

障がいのある人が地域で安心して生活をおくるためには、活動を制限している障壁の除去、すなわち、公共建築物や公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、利便性の向上に取り組む必要があります。

また、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するなど、社会参加を制限している障壁の除去に努め、障害者基本法の基本原則の1つである障がいを理由とする差別の解消を推進するなど、権利の侵害の防止に取り組む必要があります。

2 基本理念

障害者基本法は、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことをめざしています。

平成18（2006）年に策定した第2次岐阜市障害者計画においては、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げ、これまで、共生社会の実現をめざし、障がい者施策の推進を図ってきました。

本計画においても、基本理念として、これを継承し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

「自立」の考え方について

「自立」とは、障がいのある人が、他からの助けを受けずに自分の力で生活するというだけでなく、他からの助けを受けて生活することも含むものと考えます。したがって、自助、互助、公助の3つを組み合わせることにより、障がいのある人が自ら希望する生活をおくることも「自立」と捉えます。また、自ら希望を表明できない場合であっても、そのことをもって「自立」の可能性を否定するものではありません。

3 基本目標

基本理念のもと、障がいのある人を取り巻く現状と課題（第1編第2章）を踏まえつつ、次の4つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

I 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、生活の場を自ら選択、決定するとともに、そこでの生活を持続していく必要があります。

そのため、障がいのある人からの相談支援体制の充実や障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親なき後などを見据え、適切な対応に努めます。

指 標	現状（平成25年度）	目標（平成29年度）
生活に満足している障がいのある人の割合	—	市民意識調査（岐阜市）における生活に満足している人の割合以上

※この指標は、今後、障がいのある人を対象に実施するアンケート調査により測定します。

※市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査（岐阜市）における生活に満足している人の割合は、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合（平成25年度は65.6%）で、障がいのある人もその割合以上となることをめざします。

II 障がいのある人が働きやすいまちづくり

障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるためには、就労が重要となります。

そのため、障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の就労機会の確保などの就労支援に取り組みます。なお、障がいのある人の一般就労にあたっては、障害者雇用促進法の改正などを踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するなど、雇用機会の拡大や職場環境の改善に努めます。

指 標	現状（平成25年度）	目標（平成29年度）
障がいのある人を雇用している事業所の割合	12.1%	16.5%以上

※この指標は、毎年度実施する労働実態調査（岐阜市）により測定します。直近（平成24年度から平成25年度まで）と同率（年1%程度）以上の向上をめざします。

III 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が、自ら選択した生活の場所を中心として、安心して生活をおくるためには、活動を制限している障壁の除去を進めていく必要があります。

そのため、公共建築物や公共交通機関等のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの推進に取り組み、利便性の向上に努めます。

また、平成23（2011）年の東日本大震災や近年の集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

指 標	現状（平成25年度）	目標（平成29年度）
道路の段差や施設の階段などのバリアが多いと感じている障がいのある人の割合	19.1%	16.0%以下

※障がいのある人を対象に実施するアンケート調査において、外出時の困りごととして、道路の段差や施設の階段などのバリアが多いと回答した人の合計の割合です。平成15年度に実施したアンケート調査からの同率（年0.8%程度）以上の改善をめざします。

IV 障がいのある人が社会参加しやすいまちづくり

障がいのある人が、より充実した生活をおくるためには、さまざまな社会活動に参加し、他とのかかわりを持ちつつ、生きがいを持って健やかに暮らす必要があります。

そのため、障がいのある人のスポーツや文化芸術活動への参加を促進するとともに、生涯を通じて充実した生活をおくるため、障がいのある児童生徒の療育や教育の段階からの支援の充実を図ります。

また、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組みます。

指 標	現状（平成25年度）	目標（平成29年度）
差別や偏見を感じている障がいのある人の割合	32.7%	減少

※障がいのある人を対象に実施するアンケート調査において、差別や偏見などを感じるがあると回答した人の合計の割合です。平成15年度に実施したアンケート調査では設問項目でなかったため、平成25年度のアンケート調査からの減少をめざします。

4 施策体系

4つの基本目標のもと、次の8つの施策分野ごとに22の施策とその基本方針（第2章）を定め、障がい者施策の推進を図っていきます。

基本理念	基本目標	施策分野	施策
誰もが自立してともに暮らすまちをめざして	Ⅰ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	1 生活支援の充実	施策1 相談支援の充実
			施策2 在宅を中心としたサービスの充実
			施策3 重度化・高齢化等への対策
			施策4 住まいの確保と充実
		2 保健・医療の提供	施策5 保健サービスの充実
			施策6 医療サービスの充実
			施策7 難病等や高次脳機能障がいへの対策
	Ⅱ 障がいのある人が働きやすいまちづくり	3 雇用・就労の促進	施策8 一般就労の推進
			施策9 福祉的就労の充実
			施策10 就労環境の充実
	Ⅲ 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり	4 ユニバーサルデザインの推進	施策11 施設の利用に関するバリアフリー化の推進
			施策12 移動に関するバリアフリー化の推進
			施策13 情報に関するバリアフリー化の推進
		5 安全・安心なまちづくりの推進	施策14 防災対策の推進
			施策15 防犯対策の推進
			施策16 地域活動などの促進
	Ⅳ 障がいのある人が社会参加しやすいまちづくり	6 スポーツ、文化芸術活動の推進	施策17 スポーツの推進
			施策18 文化芸術活動の推進
		7 教育・療育の充実	施策19 学校教育の充実
			施策20 療育の充実
		8 理解の促進と差別の解消	施策21 理解啓発・広報活動の推進
			施策22 差別の解消と虐待防止の推進

第2章 施策の基本方針

I 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

1 生活支援の充実

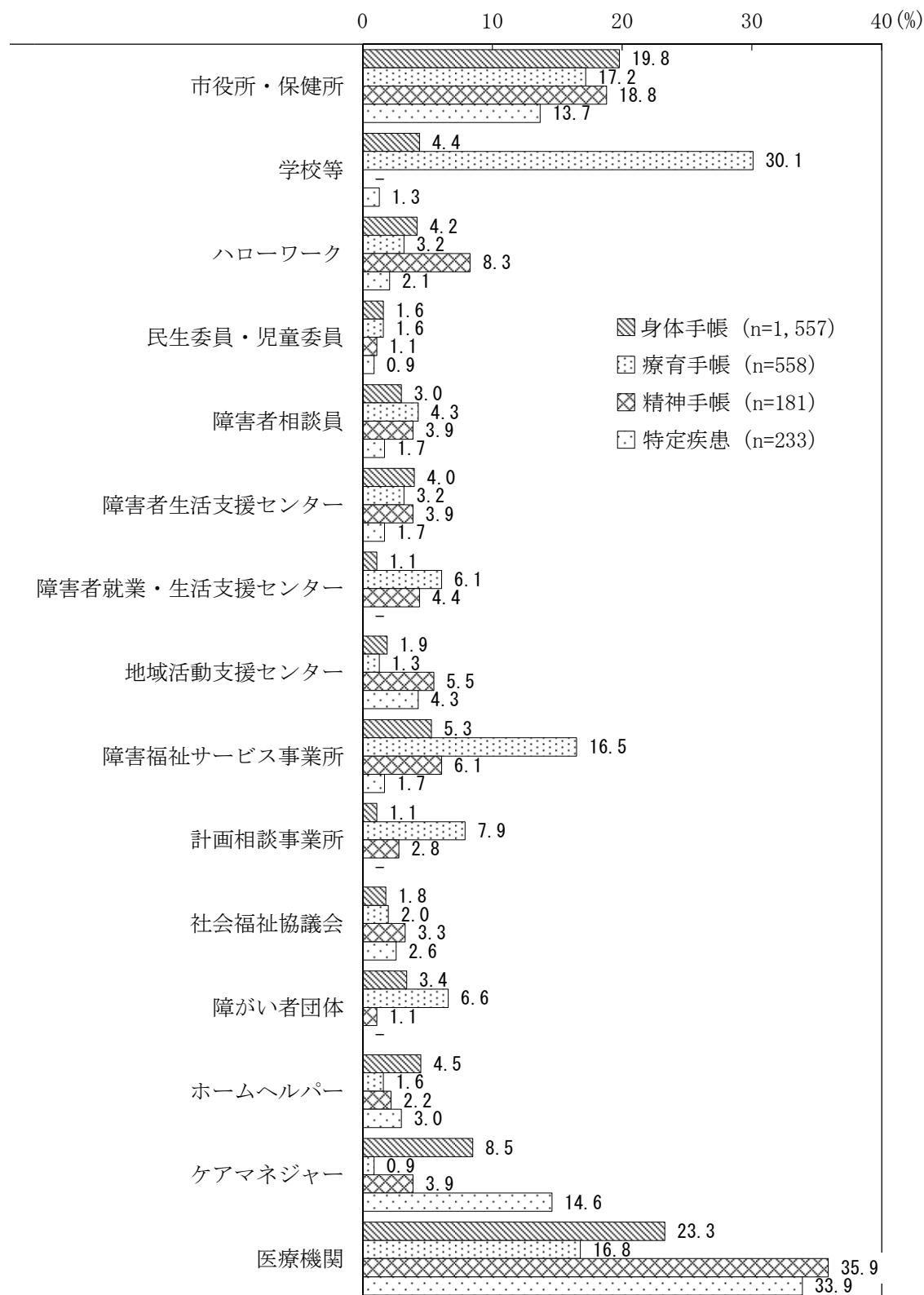
施策1 相談支援の充実

障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を整備する必要があります。

岐阜市では、基幹相談支援センター業務を行う組織を平成26（2014）年度に設置するとともに、地域の核となる相談支援事業所の強化を図るなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。また、岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」を平成26（2014）年度に設置し、発達障がいなど、支援を要する子どもや若者に関する悩みや不安などの相談にワンストップで対応しています。このほかにおいても、障がいのある人の生活にかかわる住まいや就労などの相談に対応しています。

引き続き、障がいのある人の生活や療育、教育などに関する相談の充実を図るとともに、今後の相談件数の増加とそれに伴う相談内容の多様化などに対応するため、相談支援機関との連携などにより、相談支援体制のさらなる充実に取り組む必要があります。

図表2-1 相談窓口となっている機関（複数回答可）



《基本方針》

- 地域の核となる相談支援事業所の機能強化など、相談支援体制の充実を図ります。
- 岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、相談支援機関の連携を図るとともに、よりよい相談支援のあり方について協議するなど、相談支援体制の強化に努めます。
- 生活相談の窓口の充実を図るとともに、地域に障害者相談員を配置し、障がいのある人からの相談に対応します。
- 岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」の機能のさらなる充実を図り、発達障がいや発達に遅れのある子ども・若者に関する相談に対応します。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
1	障害者相談支援機能強化事業	障がいのある人やその家族、支援者、関係機関からの相談に応じ、必要な支援を行う核となる事業所の機能強化を図ります。	福祉部 障がい福祉課
2	相談支援サービスの提供	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に、サービス等利用計画を作成し、定期的にサービスなどの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。	福祉部 障がい福祉課
3	障害児相談支援サービスの提供	児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するすべての児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、定期的にサービスなどの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。	福祉部 障がい福祉課
4	岐阜市障害者総合支援協議会	障がいのある人やその家族、支援者、関係機関の連携により、障がいのある人に対する支援体制等について協議します。	福祉部 障がい福祉課
5	相談支援専門員の資質向上	相談支援専門員を対象とした学習会や連絡会を開催し、専門知識の向上や情報の共有と連携を図ります。	福祉部 障がい福祉課
6	市民生活相談	障がいのある人をはじめ、市民の日常生活における悩みごとや心配ごとなどの相談に応じ、適切な助言などを行います。	市民参画部 市民相談室
7	障害者相談員事業	身体や知的に障がいのある人が、地域において自立した生活をおくるため、相談に応じるとともに、必要な情報の提供などのボランティア活動を行う障害者相談員を配置します。	福祉部 障がい福祉課
8	精神障がいに関する相談	精神障がいに関する相談に応じ、適切な医療やサービスなどにつなげます。	健康部 地域保健課
9	難病医療相談事業	難病患者とその家族、地域住民などを対象に、難病に関する相談や講演会を実施します。	健康部 地域保健課
10	発達に関する相談	子どもや若者に関する悩みや不安などの相談に応じ、一人ひとりの発達段階などに適した支援につなげます。	子ども未来部 子ども・若者総合支援センター

施策2 在宅を中心としたサービスの充実

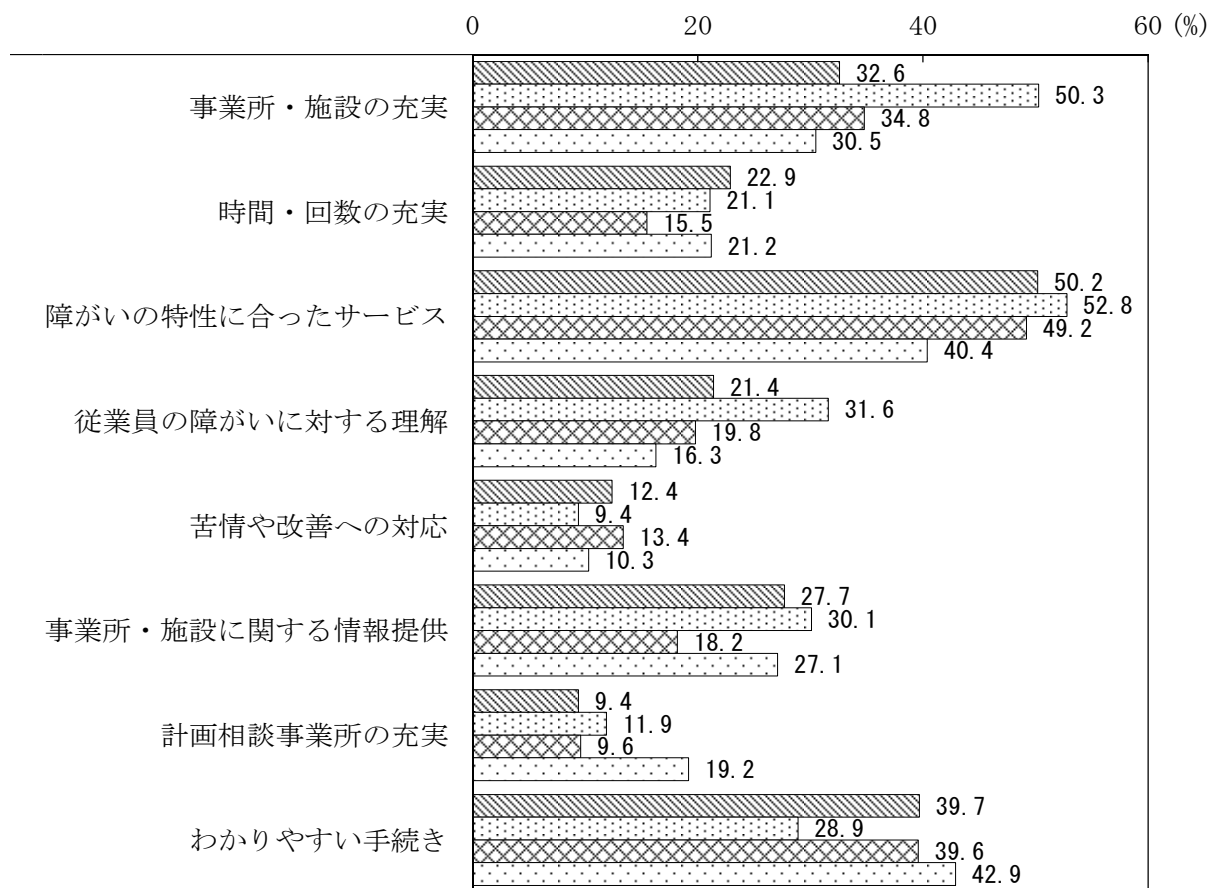
障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う在宅サービスのほか、施設において日常生活能力の向上などを支援する日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成を支援するとともに、居宅介護や訪問入浴サービスなどの在宅サービス、生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や移動支援などの外出支援サービスなどの適切な提供に努めています。

今後も、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要なサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成と確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

図表2-2 障害福祉サービスとして必要なこと（複数回答可）



▨ 身体手帳 (n=1,537) ▩ 療育手帳 (n=598) ⊠ 精神手帳 (n=187) □ 特定疾患 (n=203)

《基本方針》

- 障がいのある人の日常生活を支えるため、在宅サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。
- 日中活動の選択肢の確保に努めるなど、日中活動系サービスの充実を図ります。
- 外出支援サービスの充実を図るとともに、外出支援に関する施策を推進します。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービスを提供する事業所における人材の育成と確保を促進します。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
11	在宅サービスの提供	サービス等利用計画に基づく居宅介護などのサービスのほか、訪問入浴サービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
12	障害児通所支援サービスの提供	障害児支援利用計画に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
13	補装具費支給事業	障がいのある身体の機能を補うために用いられる補装具の購入や修理に係る費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
14	日常生活用具給付等事業	日常生活をより円滑におくるための用具や住宅改修に係る費用の一部を助成します。なお、必要な種目について、適宜、検討します。	福祉部 障がい福祉課
15	訪問給食サービス事業	栄養バランスのとれた食事を配達し、あわせて安否確認を行うことにより、食生活の改善や健康の増進を図るとともに、社会的孤立を防止します。	福祉部 障がい福祉課
16	諸手当の支給等	障害児福祉手当や特別障害者手当、外国人等心身障害者福祉金などを支給するとともに、制度の周知を図ります。	福祉部 障がい福祉課
17	日中活動系サービスの提供	サービス等利用計画に基づく生活介護や自立訓練、短期入所などのサービスのほか、地域活動支援センター事業や日中一時支援サービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
18	外出支援サービスの提供	サービス等利用計画に基づく同行援護などのサービスのほか、移動支援サービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
19	福祉有償運送事業の適切な運用の確保	ひとりで公共交通機関を利用して移動することが困難な障がいのある人が、通院、通所などの際に利用する、NPO法人などが行う有償移送サービスの適切な運用の確保を図ります。	福祉部 福祉政策課
20	自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人が、通勤などのために所有し、運転する自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
21	補助犬飼育費助成事業	盲導犬や介助犬、聴導犬を必要とする障がいのある人に対し、飼育に必要な費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課

施策3 重度化・高齢化等への対策

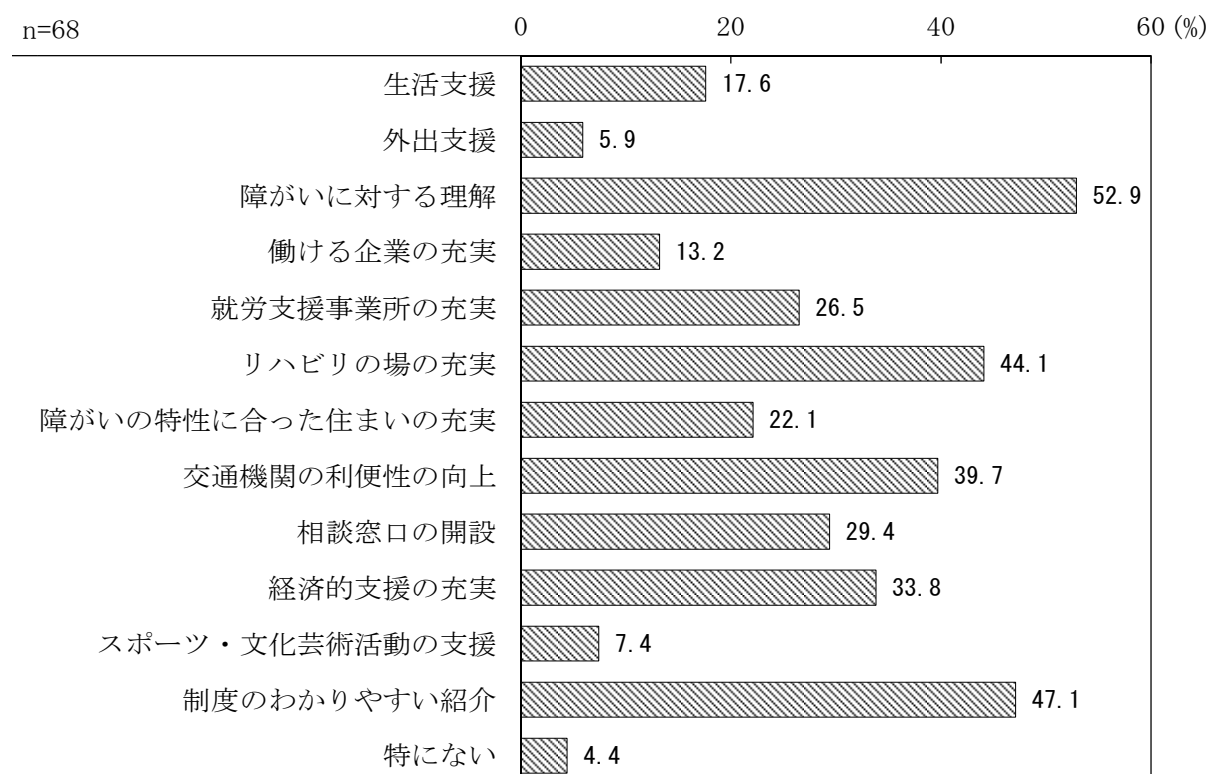
重度や重複した障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅や施設において入浴や排せつ、食事の介護などを行う在宅サービスのほか、日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成を支援し、医療的ケアを伴う居宅介護や重度訪問介護、訪問入浴サービスなどの在宅サービス、同行援護や行動援護などの外出支援サービス、短期入所や療養介護などサービスの適切な提供に努めるとともに、介護保険サービスへの移行の調整に取り組んでいます。

障がいの重度化や重複化、それに伴う家族などの介助負担の増加への対応のほか、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後などを見据えた対応が求められています。そのため、短期入所や日中一時支援などにより、家族の介助負担を緩和、軽減するためのサービスの充実に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成や確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実に努める必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

図表2-3 重度や重複した障がいのある人が暮らしやすくするために必要なこと（複数回答可）



※ここでの対象者は身体障害者手帳1級・2級所持者かつ療育手帳A・A1・A2所持者

《基本方針》

- 重度や重複した障がいのある人の日常生活を支えるため、在宅サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。
- 短期入所や日中一時支援の充実を図ることなどにより、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）に取り組みます。
- 外出支援サービスの充実を図るとともに、外出支援に関する施策を推進します。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービスを提供する事業所における人材の育成と確保を促進するとともに、介護保険サービスへの移行の調整に努めます。
- 関係機関と連携し、成年後見制度の利用を促進するなど、親なき後を見据えた取り組みを推進します。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
22	在宅サービスの提供 (11の再掲)	サービス等利用計画に基づく居宅介護や重度訪問介護サービスのほか、訪問入浴などのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
23	障害児通所支援サービスの提供 (12の再掲)	障害児支援利用計画に基づく医療型児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
24	補装具費支給事業 (13の再掲)	障がいのある身体の機能を補うために用いられる補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給します。	福祉部 障がい福祉課
25	日常生活用具給付等事業 (14の再掲)	日常生活をより円滑におくるための用具や工事を伴う住宅改修に係る費用の一部を支給します。なお、必要な種目について、適宜、検討します。	福祉部 障がい福祉課
26	重度身体障害者住宅改善促進助成事業 (43の再掲)	身体に重度の障がいのある人が日常生活をより円滑におくるとともに、介助する家族の負担を軽減するため、住宅改善に係る費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
27	訪問給食サービス事業 (15の再掲)	栄養バランスのとれた食事を配達し、あわせて安否確認を行うことにより、食生活の改善や健康の増進を図るとともに、社会的孤立を防止します。	福祉部 障がい福祉課
28	諸手当の支給等 (16の再掲)	障害児福祉手当や特別障害者手当、外国人等心身障害者福祉金などを支給するとともに、制度の周知を図ります。	福祉部 障がい福祉課

番号	名称	概要	所管
29	日中活動系サービスの提供（17の再掲）	サービス等利用計画に基づく生活介護や療養介護、短期入所などのサービスのほか、日中一時支援サービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
30	外出支援サービスの提供（18の再掲）	サービス等利用計画に基づく同行援護や行動援護のほか、移動支援などのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
31	福祉有償運送事業の適切な運用の確保（19の再掲）	ひとりで公共交通機関を利用して移動することが困難な障がいのある人が、通院、通所などの際に利用する、NPO法人などが行う有償の移送サービスの適切な運用の確保を図ります。	福祉部 福祉政策課
32	タクシー料金助成事業	重度の障がいのある人の社会参加を促進するため、タクシーの利用料金の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
33	重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業	身体に重度の障がいのある人を介助する人が運転するリフト付き自動車の購入や改造に必要な費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
34	補助犬飼育費助成事業（21の再掲）	盲導犬や介助犬、聴導犬を必要とする障がいのある人に対し、飼育に必要な費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
35	重度化・高齢化などを見据えた支援体制の構築に向けた検討	障がいのある人の重度化とその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などを見据えた支援体制（地域生活支援拠点など）の構築に向けて検討します。	福祉部 障がい福祉課
36	レスパイトケアのあり方の検討	先進事例などを調査し、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減策について検討します。	福祉部 障がい福祉課
37	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の積極的な活用を促すため、申請手続きに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
38	成年後見制度における法人後見支援のあり方の検討【新規】	成年後見を適正に行うことができる法人を確保する体制の整備や支援のあり方を検討します。	福祉部 障がい福祉課

施策4 住まいの確保と充実

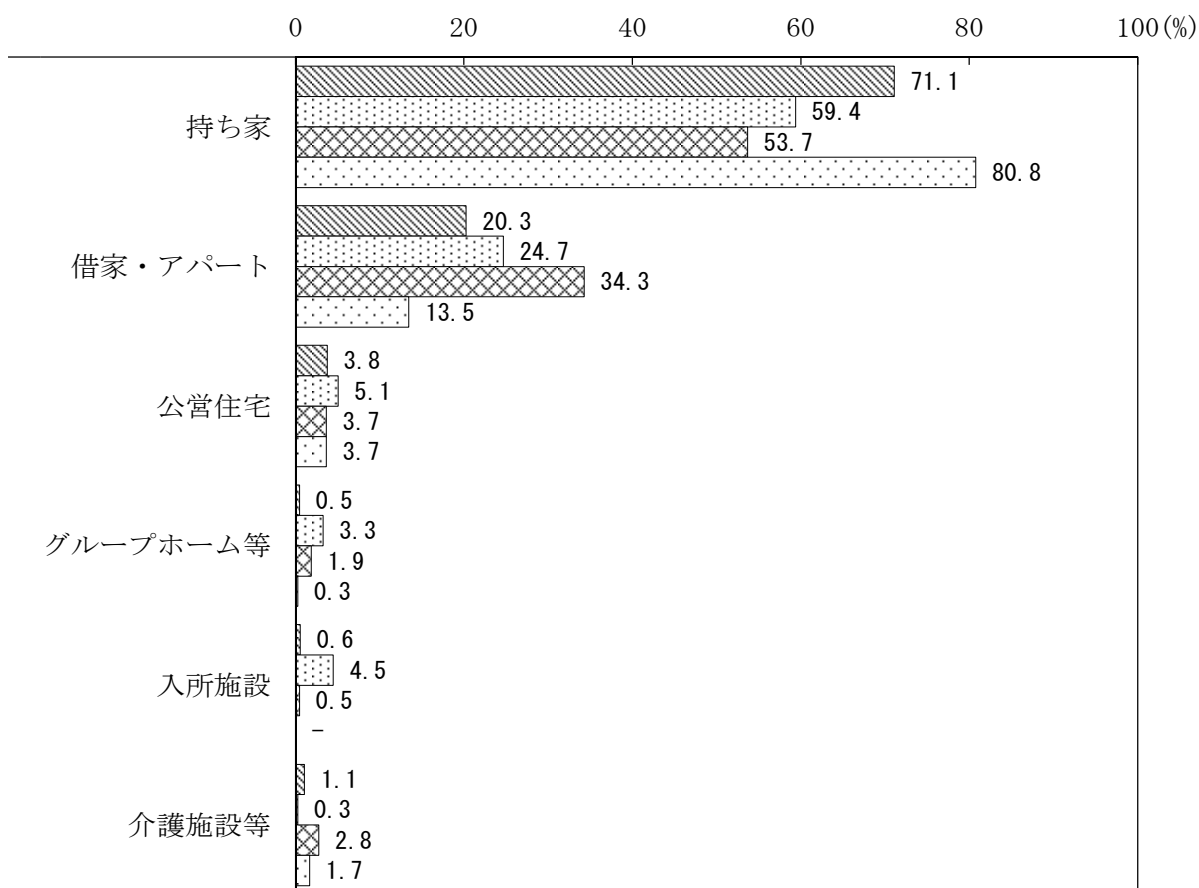
障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があります。

岐阜市では、市営住宅における車いす対応住宅の整備や障がいのある人の優先入居とともに、グループホームなどの整備や障害者総合支援法に基づく地域移行支援などに取り組むほか、在宅での生活を希望する人のために住宅のバリアフリー化などを支援しています。

今後は、障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームなど、生活の場の充実を図るとともに、引き続き、住宅のバリアフリー化などを支援する必要があります。

なお、民間賃貸住宅については、貸主や周辺住民の障がいに対する理解や障がいのある人に対する配慮を促すなど、障がいのある人が賃貸しやすい環境づくりに努める必要があります。

図表2-4 住まいの状況



▨ 身体手帳 (n=1,883) ▩ 療育手帳 (n=297) ⊠ 精神手帳 (n=187) □ 特定疾患 (n=203)

《基本方針》

- 障がいのある人が、自ら望む場所で日常生活をおくることができるよう、グループホームの整備や民間賃貸住宅の利用促進などにより、住まいの確保を図るとともに、住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
39	居住系サービスの提供	サービス等利用計画に基づくグループホームなどの入居支援にかかるサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
40	グループホームの整備の促進	グループホームの建設に係る費用の一部を助成し、計画的な整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課
41	市有障害者支援施設の民営化の推進	民間の専門性を生かした創意工夫により、利用者の特性に合った支援等を促進するため、市有障害者支援施設の民営化を推進します。	福祉部 障がい福祉課
42	地域移行支援サービスの提供	サービス等利用計画に基づく地域移行支援などのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
43	重度身体障害者住宅改善促進助成事業	身体に重度の障がいのある人が日常生活をより円滑におくるとともに、介助する家族の負担を軽減するため、住宅改善に係る費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
44	日常生活用具給付等事業 (14の再掲)	日常生活をより円滑におくするための用具や工事を伴う住宅改修に係る費用の一部を支給します。	福祉部 障がい福祉課
45	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進 (183の再掲)	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課

2 保健・医療の提供

施策5 保健サービスの充実

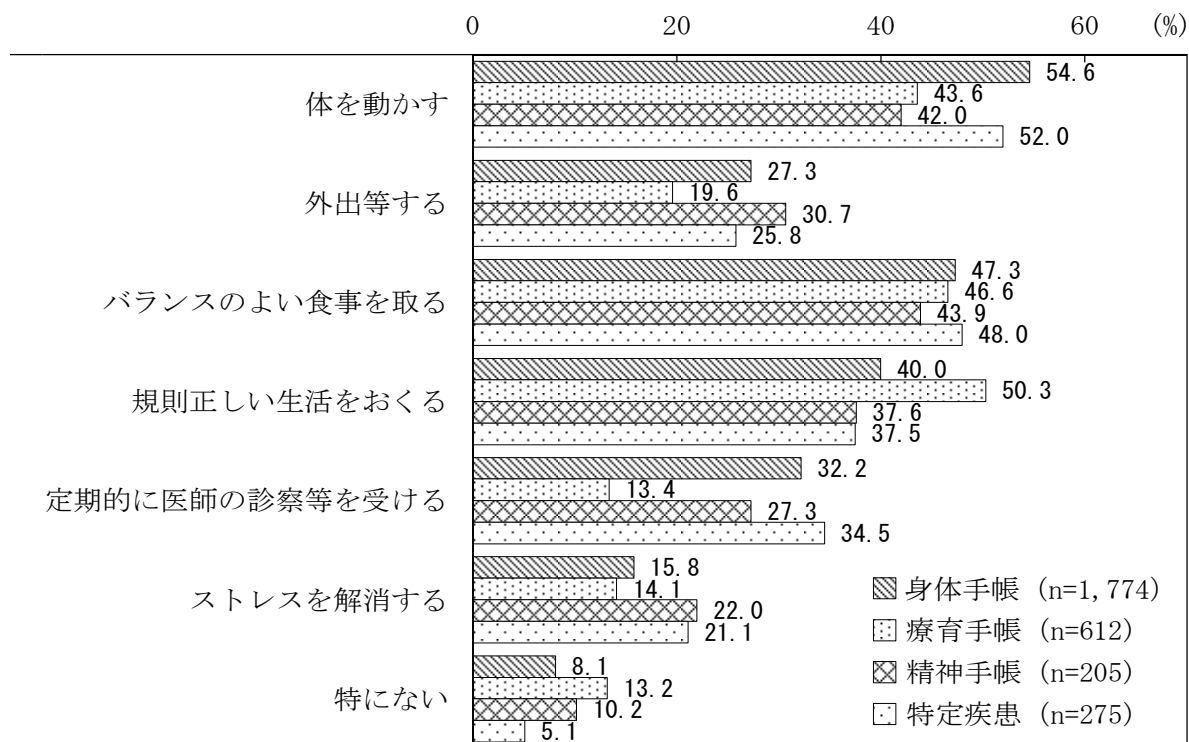
障がいの有無にかかわらず、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図る必要があります。特に、障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげる必要があります。発達障がいや発達に遅れのある子どもについては、できる限り早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期発見に努める必要があります。

岐阜市では、生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問による子育て支援に取り組むとともに、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児の乳幼児健康診査や就学時における健康診断を実施し、専門的な支援が必要な子どもについては、関係機関と連携し、相談や支援の継続を図っています。

健康づくりについては、「歩き」を中心とした「スマートウエルネスぎふ」の推進などにより、生活習慣病や介護の予防を促進しているほか、農業体験を通じた健康づくりや食育に関する啓発、相談などに取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要な保健サービスの提供に努め、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組むとともに、健康づくりを推進する必要があります。また、ストレスなどによって、うつ病などの心の病を抱える人が増加していることから、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進する必要があります。

図表2-5 健康維持のために心がけていること（複数回答可）



《基本方針》

- 乳幼児健康診査などにより、発達障がいや発達に遅れのある子どもの早期発見に努め、適切な支援につなげます。
- 健康づくりの推進などにより、生活習慣病や介護の予防を促進します。
- 関係機関と連携して、心の健康づくりに取り組みます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
46	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てや障がいに関する情報提供や助言などを行います。	健康部 健康増進課
47	乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児の健康診査を実施し、疾病や発達障がいなどの早期発見や適切な指導を行います。	健康部 健康増進課
48	サポートブックの活用促進 (177の再掲)	発達障がいや発達に遅れのある子どもの成長の過程や支援の内容に関する情報を記録し、適切な支援につなげるためのサポートブックの活用を促進します。	福祉部 障がい福祉課
49	みんなで健幸・みんな で歩こう推進事業	生活習慣病などを予防するため、障がいのある人をはじめ、誰もが気軽に取り組める運動の1つであるウォーキングを通じた健康づくりの普及啓発を行います。	健康部 健康増進課
50	健康ふれあい農園	障がいのある人の区画を設け、農作業体験を通じて健康の増進や家族とのふれあい、農業についての理解を深めます。	農林部 農林園芸課
51	介護予防・生活支援 サービス事業	要介護状態の予防や要支援状態の軽減、悪化を防止し、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供します。	福祉部 介護保険課 高齢福祉課
52	一般介護予防事業	寝たきりなどを予防するため、運動を通じた健康づくりや食生活に関する支援などを行います。	健康部 健康増進課
53	心の健康に関する事業	うつ病の予防対策として、講演会を開催するとともに、ハンドブックやチラシを配布します。	健康部 地域保健課

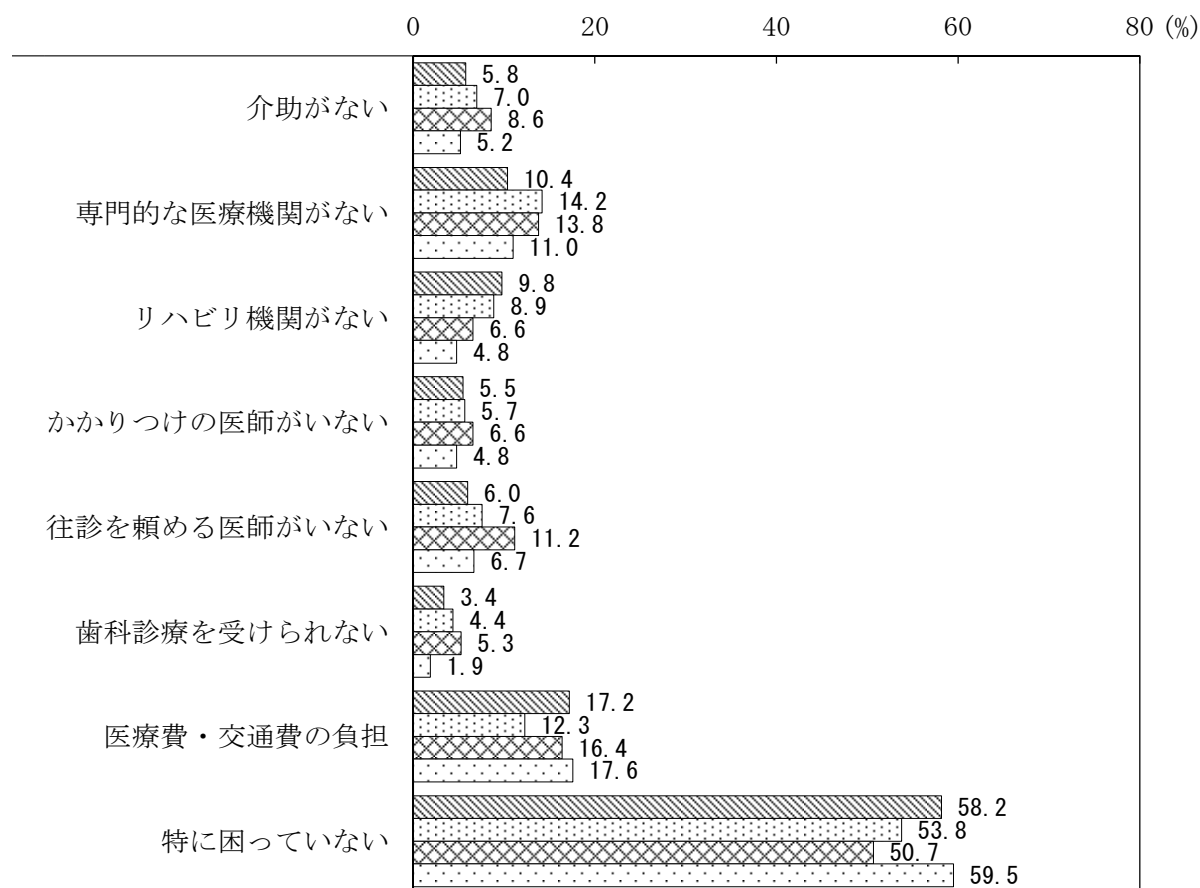
施策6 医療サービスの充実

障がいのある人が、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図るための適切な医療サービスが必要となります。また、障がいの早期発見に取り組み、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。

岐阜市では、重度心身障害者等医療費を助成するとともに、自立支援医療を推進することにより、医療費の負担軽減を図り、適切な医療サービスを利用できるような環境づくりに努めています。このほか、障害者総合支援法に基づき、医療的ケアを伴う居宅介護や療養介護、医療型児童発達支援などの適切なサービスの提供に努めています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために医療費の負担軽減を図るとともに、地域の医療機関と連携し、適切な医療サービスを受けられるような環境づくりに努める必要があります。

図表2-6 通院における困りごと（図表1-19の再掲）（複数回答可）



■ 身体手帳 (n=1,250) ■ 療育手帳 (n=152) ■ 精神手帳 (n=316) ■ 特定疾患 (n=210)

《基本方針》

- 障がいのある人が適切な医療サービスを利用できるよう、医療費の負担軽減や適切なサービスの提供に努めます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
54	重度心身障害者等医療費助成事業	重度の障がいのある人の医療費の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図ります。	福祉部 福祉医療課
55	指定難病患者に対する医療費助成事業	指定難病の治療に係る医療費助成の申請に関する受付や相談に応じます。	健康部 地域保健課
56	小児慢性特定疾病医療費助成事業	治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病のうち、特定の疾病の治療に係る医療費の一部を助成します。	子ども未来部 子ども支援課
57	自立支援医療の推進	更生医療、育成医療に係る費用の自己負担額の上限額を設定することにより、経済的な負担軽減を図ります。	子ども未来部 子ども支援課 福祉部 障がい福祉課
58	在宅サービスの提供 (11の再掲)	サービス等利用計画に基づく居宅介護などのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
59	障害児通所支援サービスの提供 (12の再掲)	障害児支援利用計画に基づく医療型児童発達支援などのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
60	日中活動系サービスの提供 (17の再掲)	サービス等利用計画に基づく療養介護などのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課

施策7 難病等や高次脳機能障がいへの対策

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病で、難病法における指定難病の患者に対しては医療費の助成が行われるとともに、日常生活や社会生活が困難な患者は障害福祉サービスの対象となっています。また、指定難病の疾患と一部重複する児童福祉法における小児慢性特定疾病は、治療期間が長く続くことから、その患者に対して医療費の助成を行っています。

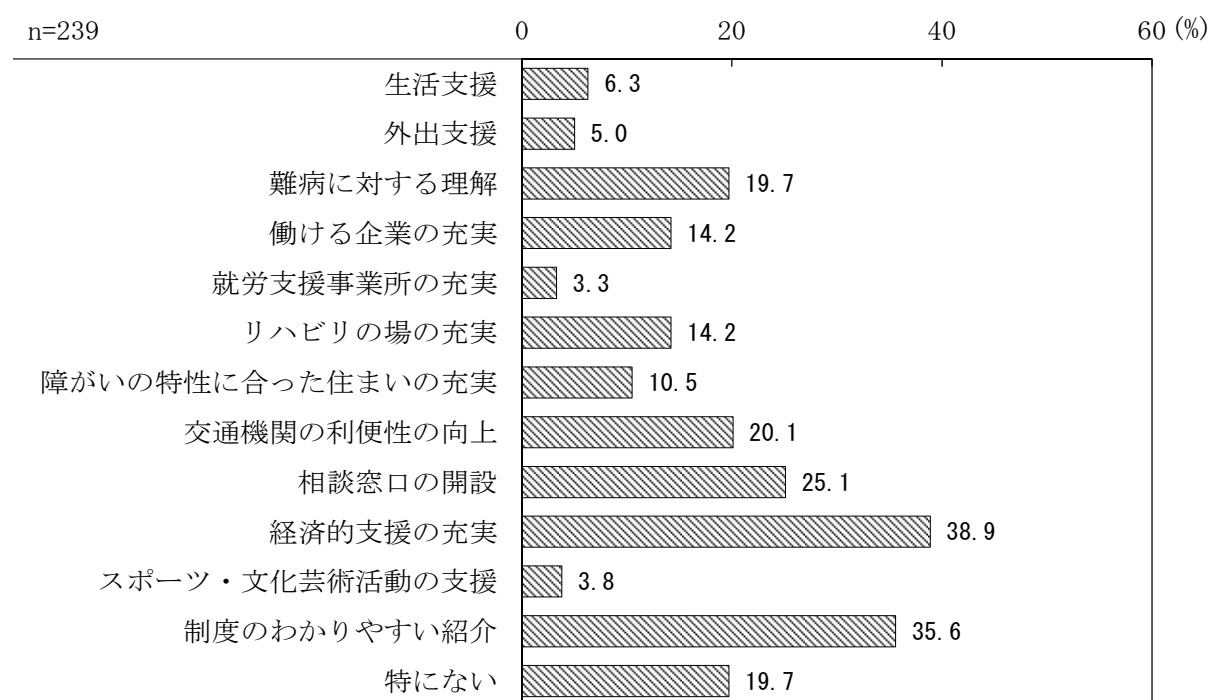
高次脳機能障がいは、交通事故や脳梗塞などにより脳に障がいを受け、その後遺症により記憶障がいや注意障がい、行動障がいを伴うもので、障がいの程度によっては、日常生活や社会生活が困難な場合があるため、高次脳機能障がいのある人は障害福祉サービスの対象となっていますが、後遺症によるものであることから、障がいの早期発見が困難な状況にあります。

したがって、難病患者や高次脳機能障がいの人などの中には、適切に障害福祉サービスを受けられない人もおり、そうした人の障がいの早期発見や重度化などの予防に取り組む必要があります。

岐阜市では、関係機関と連携を図りつつ、難病患者や高次脳機能障がいの人などからの相談に応じているほか、難病についての理解を促進するための講演会を開催するとともに、小児慢性特定疾病の患者の日常生活の支援に取り組んでいます。

引き続き、関係機関との連携を図りつつ、難病患者や高次脳機能障がいの人などの日常生活や社会生活の支援に取り組む必要があります。

図表2-7 難病患者が暮らしやすくするために必要なこと（複数回答可）



《基本方針》

- 難病患者や高次脳機能障がいのある人などが適切に障害福祉・保健・医療サービスを利用できるよう、関係機関との連携に努めます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
61	難病医療相談事業 (9の再掲)	難病患者とその家族、地域住民などを対象に、難病に関する相談や講演会を実施します。	健康部 地域保健課
62	指定難病患者に対する医療費助成事業 (55の再掲)	指定難病の治療に係る医療費助成の申請に関する受付や相談に応じます。	健康部 地域保健課
63	小児慢性特定疾病医療費助成事業 (56の再掲)	治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病のうち、特定の疾病の治療に係る医療費の一部を助成します。	子ども未来部 子ども支援課
64	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の助成を受けている児童を対象に、日常生活をより円滑におくるための用具に係る費用の一部を助成します。	子ども未来部 子ども支援課
65	精神障がいに関する相談 (8の再掲)	高次脳機能障がいをはじめ、精神障がいに関する相談に応じ、適切な医療やサービスなどにつなげます。	健康部 地域保健課

II 障がいのある人が働きやすいまちづくり

3 雇用・就労の促進

施策8 一般就労の推進

障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得られるよう、働く意欲を持つとともに、一般就労を望む人が、民間企業などで働くことのできる環境づくりに取り組む必要があります。

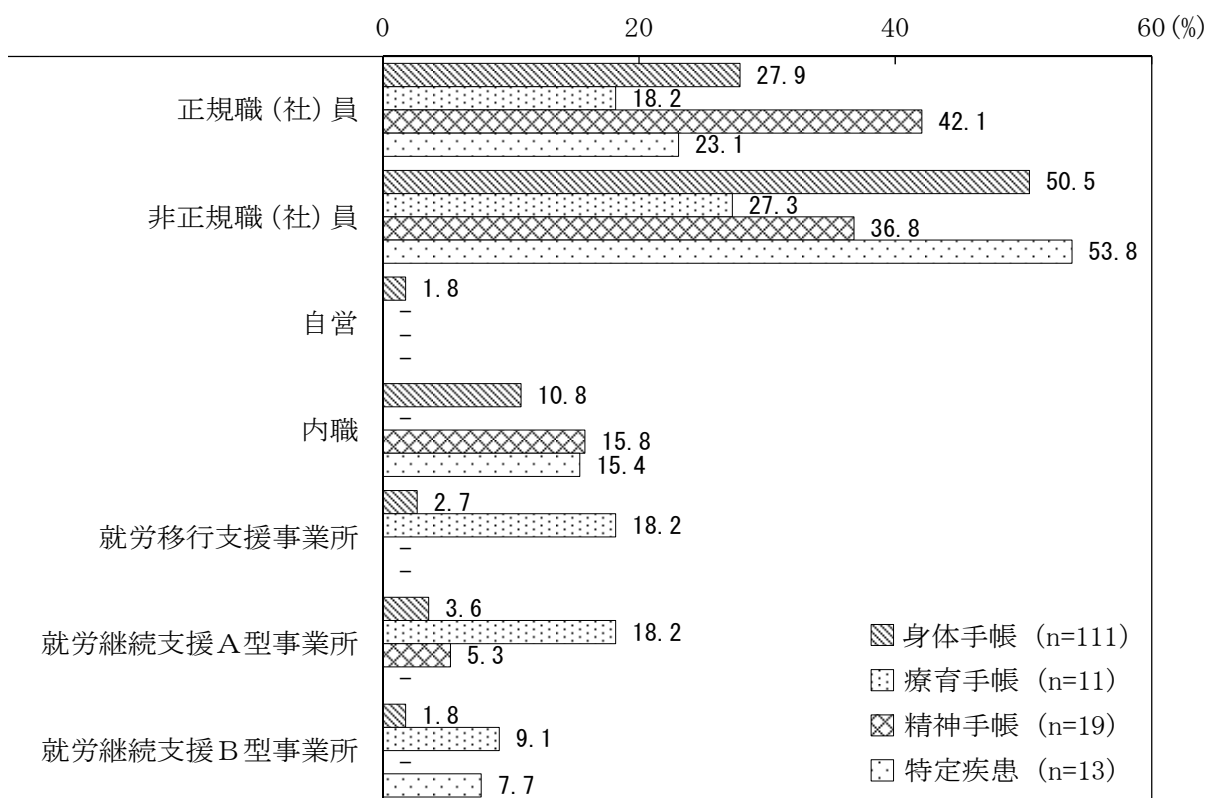
岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労移行支援サービスなどの適切な提供に努めるとともに、障がいのある人の働く意欲の醸成を図っています。

一般就労に移行し、さらに、継続するためには、特に、民間企業などの理解、協力が不可欠です。平成26年6月1日現在の岐阜市を含む岐阜地域の民間企業における障がいのある人の雇用率は1.69%（法定雇用率2.0%）となっています。

岐阜市では、障がいのある人を雇用する民間企業を奨励し、雇用の促進を図るとともに、障がいのある人の職員採用や職場実習の受け入れに努めています。

引き続き、障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、障害者雇用促進法の改正などを踏まえ、民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図るなど、就労と雇用の両面から、障がいのある人の一般就労を促進する必要があります。

図表2-8 就労意向のある人が希望する就労形態



《基本方針》

- 障がいのある人の働く意欲の醸成や就労移行支援の充実を図り、就労機会の拡大に努めます。
- 民間企業などにおける障がいや障がいのある人に対する理解と雇用の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
66	就労移行支援サービスの提供	サービス等利用計画に基づく就労移行支援サービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
67	職業相談	障がいのある人などを対象に、職業相談員がハローワークの求人票をもとに職業相談に応じます。	商工観光部 産業雇用課
68	人材確保サポート事業	就労が困難な障がいのある人などを試行雇用（1～3か月）した後、常用雇用に移行し、3か月間雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。	商工観光部 産業雇用課
69	働く知的障害者生活支援促進事業	知的障がいのある人を雇用するとともに、生活指導や生活介助を行う事業主に対し、奨励金を交付します。	福祉部 障がい福祉課
70	入札における障がい者雇用企業・事業所の優遇措置	障がいのある人を雇用する民間企業が建設工事に入札参加する際に、その雇用状況により評価点数を加算します。	行政部 契約課
71	障がいのある人を対象とした職員採用試験の実施	障がいのある人を対象に、正規職員をはじめ、嘱託職員などの非正規職員の採用試験を実施します。	行政部 人事課
72	特別支援学校などからの職場実習の受け入れ	特別支援学校などの生徒を対象に、職場実習を受け入れます。	福祉部 障がい福祉課
73	民間企業向けの障がいのある人に対する理解啓発ツールの作成【新規】	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて示したリーフレット等を作成し、民間企業等への周知を図ります。	福祉部 障がい福祉課
74	労働実態調査	岐阜市内の民間企業における障がいのある人の雇用状況など、労働の実態を把握するための調査を実施します。	商工観光部 産業雇用課

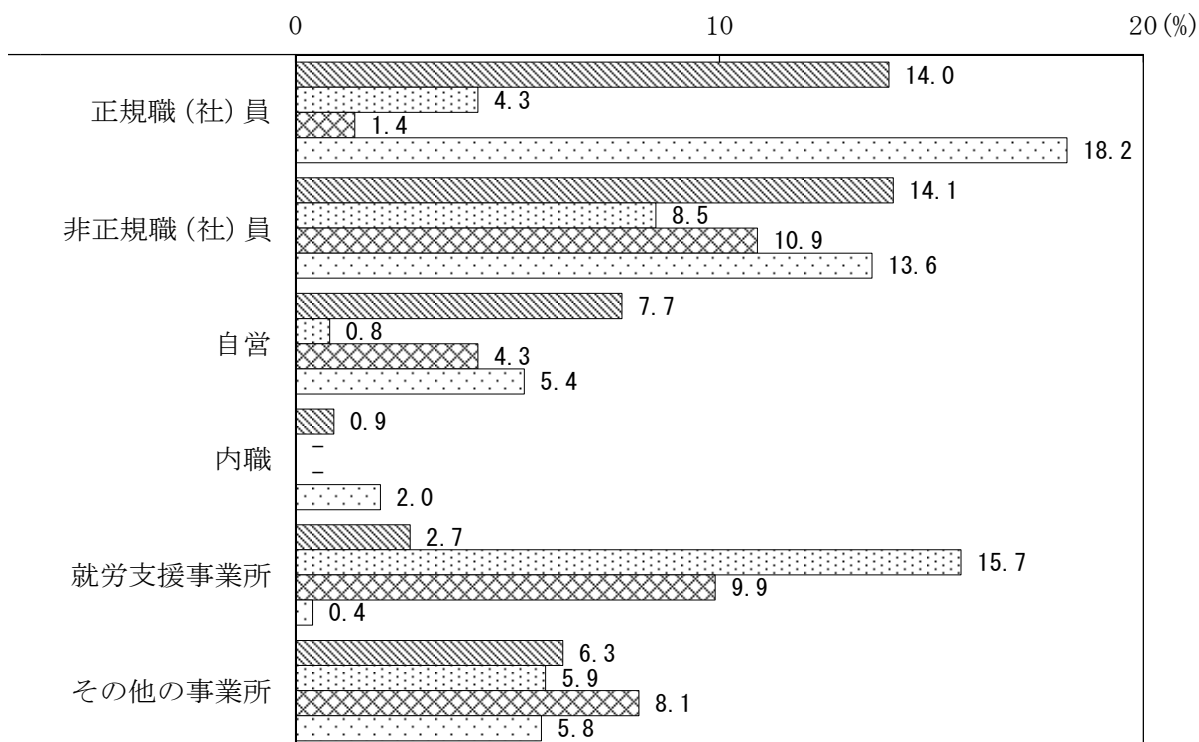
施策9 福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得るとともに、生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供する必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援サービス（A型・B型）などの適切な提供に努めるとともに、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備の促進を図っています。

引き続き、一般就労の困難な障がいのある人が生きがいを持って働けるよう、就労継続支援サービス（A型・B型）などを適切に提供するための人材の育成と確保を促進するとともに、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備の促進を図るなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

図表2-9 就労状況（図表1-20の再掲）



■ 身体手帳 (n=1,722) □ 療育手帳 (n=648) ▨ 精神手帳 (n=211) □ 特定疾患 (n=258)

※回答者数は18歳以下を含む。

《基本方針》

- 一般就労の困難な障がいのある人に福祉的就労の場を提供するため、就労継続支援サービスなどの充実を図るとともに、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備の促進を図ります。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
75	就労継続支援サービス（A型・B型）の提供	就労継続支援事業所（A型・B型）の計画的な整備を推進し、適切な就労継続支援サービス（A型・B型）を提供します。	福祉部 障がい福祉課
76	地域活動支援センター事業	生産活動の機会の提供や交流促進などの支援を行います。	福祉部 障がい福祉課
77	障害者小規模通所援護事業	生活指導、社会参加訓練などを行う小規模の通所施設に対し、運営費の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
78	特別支援学校等における事業所説明会	特別支援学校高等部の生徒などを対象に、就労意欲の向上などを図るため、特別支援学校や就労支援事業所等と連携し、説明会を開催します。	福祉部 障がい福祉課

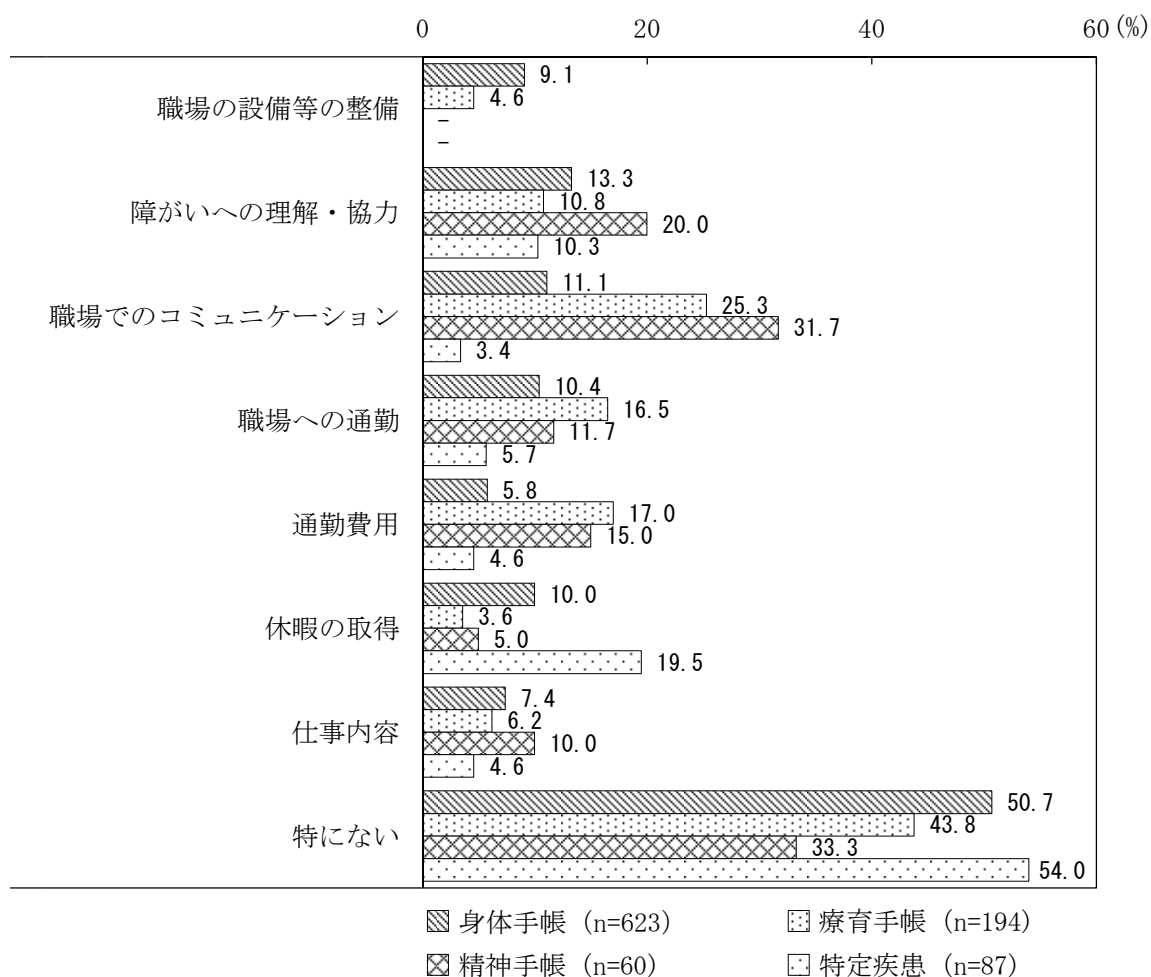
施策10 就労環境の充実

障がいのある人が、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、就労を継続する必要があります。障がいのある人が就労を継続するためには、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所（A型・B型）などの障害福祉サービス事業所など（以下「障害者就労施設等」といいます。）で作成された製品の販路を確保、拡大し、工賃などの向上に努める必要があります。

岐阜市では、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等で作成された製品の販路の確保、拡大を支援するとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の製品などの優先調達に努めています。

引き続き、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等で作成された製品の販路の確保、拡大を支援するとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の製品などの優先調達の一層の推進に努める必要があります。さらに、障害者就労施設等の経営力の向上について検討するなど、工賃の向上などを図るため、関係機関と連携し、障がいのある人の就労を総合的に支援する必要があります。

図表2-10 仕事での困りごと（複数回答可）



《基本方針》

- 障がいのある人の就労の継続や工賃の向上を図るため、障害者就労施設等で作成された製品の販路の確保、拡大を支援します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の製品などの優先調達の一層の推進に努めます。
- 岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、就労支援にかかわる関係機関との連携強化を図り、就労環境の充実に取り組みます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
79	福祉の店運営事業	マーサ21に「福祉の店友&愛」、柳ヶ瀬に「福祉ショップWA!」を開設し、障害者就労施設等の製品などを販売するとともに、障がいのある人の働く場を提供します。	福祉部 障がい福祉課
80	障害者就労施設等からの物品などの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品などの優先調達にかかる方針を定め、特定随意契約など、全庁体制で推進します。	福祉部 障がい福祉課
81	障がい者就労支援事業	岐阜市内の公園や施設、長良川右岸の清掃業務などを提供し、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図ります。	福祉部 障がい福祉課
82	岐阜市障害者総合支援協議会（4の再掲）	障がいのある人やその家族、支援者、関係機関の連携により、障がいのある人の就労に関する支援体制等について協議します。	福祉部 障がい福祉課

Ⅲ 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

4 ユニバーサルデザインの推進

施策11 施設の利用に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、身近な地域で安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設において、障がいのある人の利用を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

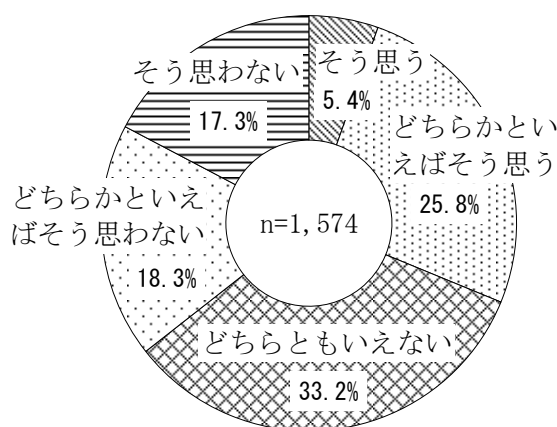
岐阜市では、平成18（2006）年に施行されたバリアフリー法や平成10（1998）年に施行された岐阜県福祉のまちづくり条例、平成22（2010）年に策定した岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などにに基づき、市営住宅などの市有建築物や公園などの公共施設において、段差の解消、手すり、音声案内、車いすやオストメイトに対応した多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化に取り組んでいます。

しかし、市有建築物の中には、市庁舎など、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築され、老朽化が進み、建て替えや大規模な改修が必要となっているものもあります。

今後は、市有建築物の建て替えや大規模な改修を中心に、バリアフリー化の推進を図るとともに、そのほかについては、点字表示の設置や案内表示の拡大などの配慮に努めるほか、引き続き、公園のバリアフリー化に取り組む必要があります。また、選挙における投票環境の向上を図るため、投票所のバリアフリー化に努める必要があります。

障害者支援施設をはじめとする民間施設に対しても、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、平成28（2016）年の障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図る必要があります。

図表2-11 岐阜市が障がいのある人などにとっての暮らしやすいまちだと思っている人の割合



《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた市有建築物や公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を促すことにより、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
83	ユニバーサルデザイン推進事業	ユニバーサルデザインに配慮した施設やアイデアなどを表彰するとともに、出前講座を実施するなど、ユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発します。	企画部 政策調整課
84	新庁舎建設の推進	岐阜市新庁舎建設基本計画（平成26（2014）年12月）に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。	行政部 新庁舎建設課
85	「つかさのまち夢プロジェクト」（岐阜大学医学部等跡地整備事業）（160の再掲）	複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」やその周辺の整備にあたり、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリーに取り組みます。	市民参画部 ぎふメディアコスモス開設準備課 ほか
86	市有建築物におけるバリアフリーの点検・整備	公共施設の建て替えや改修にあたっては、バリアフリーチェックシートにより点検し、整備します。このほか、順次、バリアフリーの点検を行い、必要に応じて、点字表示の設置や案内表示の拡大などの配慮に努めます。	福祉部 障がい福祉課 まちづくり推進部 公共建築課ほか
87	さわやか公園づくりの推進	老朽化が著しい公園のトイレのバリアフリー化に取り組めます。	都市建設部 公園整備課
88	投票所におけるバリアフリー化の推進	障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化に取り組めます。	選挙管理委員会 事務局
89	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進（183の再掲）	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課

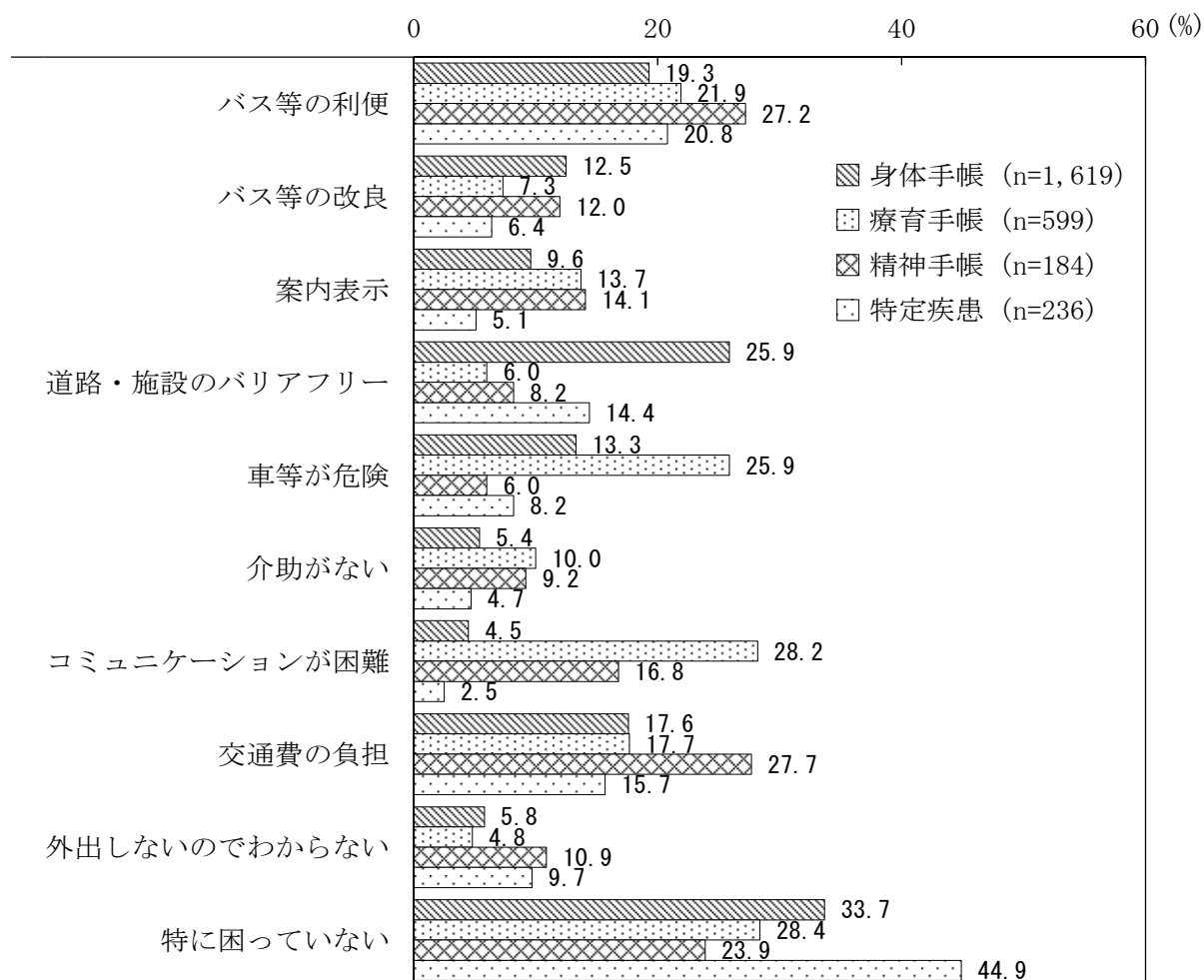
施策12 移動に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、身近な地域で安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がいのある人の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、平成18（2006）年に施行されたバリアフリー法や平成10（1998）年に施行された岐阜県福祉のまちづくり条例、平成22（2010）年に策定した岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、歩道のカラー舗装化や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などのほか、音響信号などの設置を警察に働きかけるなど、障がいのある歩行者や車いすの利用者に配慮した道路空間のバリアフリー化に取り組んでいます。また、コミュニティバスの導入や連節バスの導入支援、JR岐阜駅における交通結節点としての整備など、公共交通の環境づくりにあたってはバリアフリー化に取り組んでいます。

引き続き、バリアフリー化が必要とされる道路施設や公共交通施設などについて段階的かつ計画的な整備を推進します。また、公共交通事業者に対し、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、平成28（2016）年の障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図る必要があります。

図表2-12 外出時の困りごと（図表1-34の再掲）（複数回答可）



《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を促し、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
90	ユニバーサルデザイン推進事業 (83の再掲)	ユニバーサルデザインに配慮した施設やアイデアなどを表彰するとともに、出前講座を実施するなど、ユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発します。	企画部 政策調整課
91	ヒヤリハット・バリアフリー対策事業	地域住民や障がいのある人などと歩いて道路等を点検し、危険な箇所や通行に支障となる段差を解消するなどの整備を行います。	市民生活部 防犯・交通安全課 基盤整備部 道路維持課
92	交通バリアフリーにかかる交通安全施設整備事業	障がいのある人をはじめ、すべての人にとって、安全で快適な歩行空間を確保するため、段差の解消などの整備を行います。	基盤整備部 道路維持課
93	ゆとり・やすらぎ道空間事業	歩行空間などを確保し、交通安全を図るため、路肩のカラー舗装化などの整備を行います。	基盤整備部 道路建設課
94	道路（市道）におけるバリアフリーの点検・整備	適宜、バリアフリーの点検を行い、必要に応じて、段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などを行います。	福祉部 障がい福祉課 基盤整備部 道路維持課ほか
95	横断歩道などにおけるバリアフリー化の推進	警察と連携し、音響信号やエスコートゾーン（視覚に障がいのある人のための道路横断帯）の整備を促進します。	福祉部 障がい福祉課
96	無電柱化の推進	安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成などを図るため、無電柱化を行います。	基盤整備部 道路維持課
97	放置自転車の防止	視覚障がい者誘導用ブロックの利用を妨げるような放置自転車の防止に向け、高等学校などに啓発リーフレットを配布します。	基盤整備部 土木管理課
98	コミュニティバス事業	市民との協働により、低床のコミュニティバスの導入を全市展開し、公共交通の利便性の向上を図ります。	企画部 交通総合政策課
99	J R 岐阜駅周辺整備事業におけるバリアフリー化の推進	岐阜駅北口駅前広場のバス乗降場における音声案内機の整備により、バリアフリー化を進め、県都岐阜市の玄関口としての交通結節機能の充実を図ります。	福祉部 障がい福祉課 都市建設部 駅周辺事業推進課
100	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進 (183の再掲)	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課

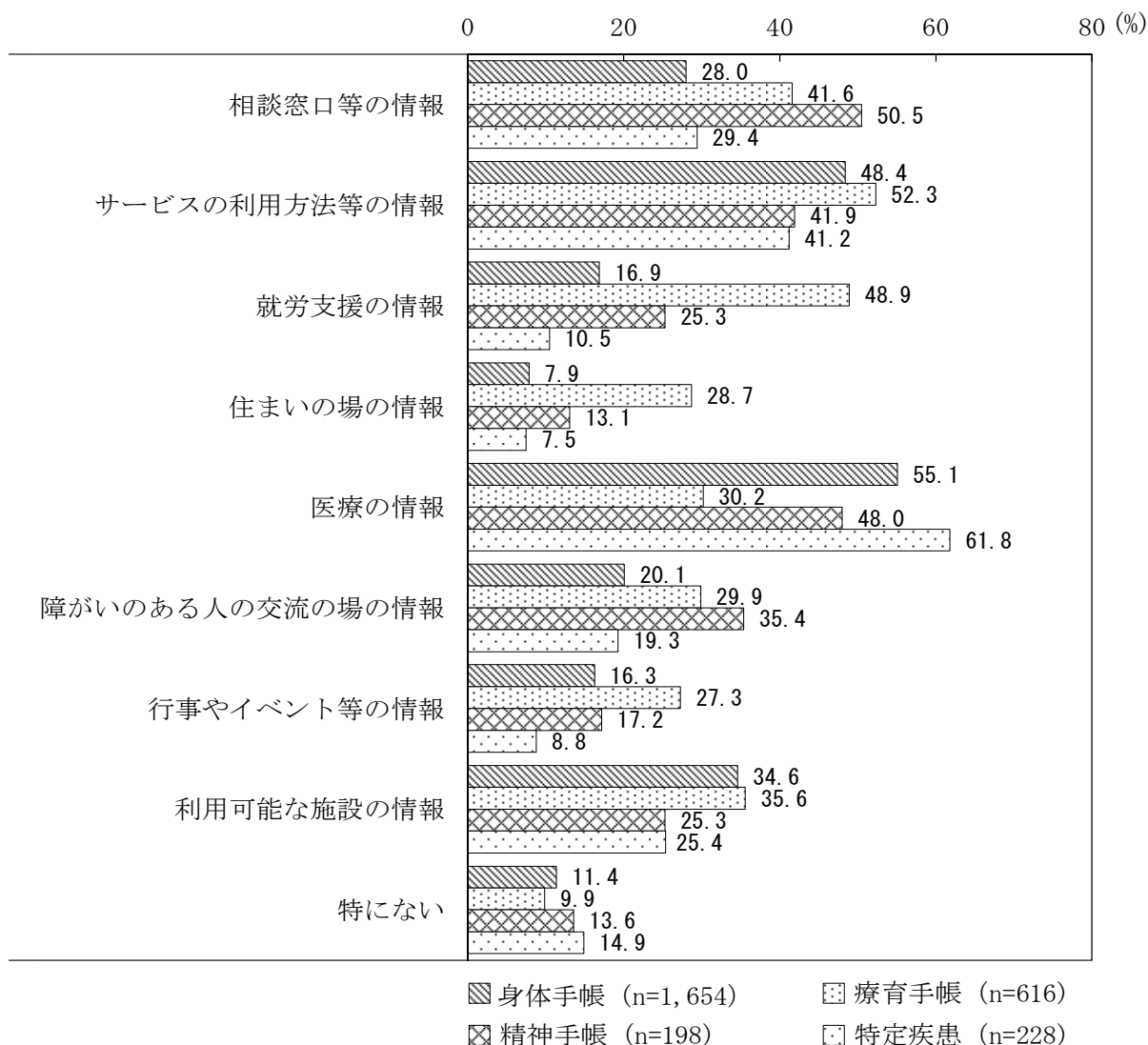
施策13 情報に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、障がいのある人が必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、生活の利便性の向上や外出しやすい環境を創出する必要があります。特に、視覚や聴覚に障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、平成22（2010）年に策定した岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、誰にでもわかりやすく見やすい広報紙や岐阜市ホームページの作成に努めるなど、行政情報の積極的な発信に取り組んでいます。さらに、視覚に障がいのある人に対する点訳・音訳サービスの提供を支援するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者などの養成や派遣を実施しています。

引き続き、障がいのある人をはじめ、誰もが必要な情報を適切に入手し、活用できるように努めるとともに、行政情報の内容の充実を図る必要があります。また、情報の取得や意思疎通の手段として有効なインターネットや携帯電話などの電子情報機器の活用を促進するための環境づくりを推進する必要もあります。さらに、視覚に障がいのある人に対する点訳・音訳サービス、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援の充実に取り組むとともに、平成28（2016）年の障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障がいのある人に対する窓口対応の配慮に取り組む必要があります。

図表2-13 障がいのある人が必要とする情報（複数回答可）



《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが生活における必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実を図ります。
- 障がいのある人が、生活において適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
101	広報ぎふや岐阜市ホームページの充実	広報ぎふ（月2回）や岐阜市ホームページを通じて、障がい福祉に関する情報をはじめ、市政情報を広く周知することにより、行政サービスの充実を図ります。	市長公室 広報広聴課 福祉部 障がい福祉課

番号	名 称	概 要	所 管
102	岐阜市ホームページ閲覧支援サービス事業	視覚に障がいのある人に配慮し、ホームページ上の文字の拡大表示や音声の読み上げに対応するサービスを提供します。	市長公室 広報広聴課
103	岐阜県域統合型GIS(地理情報システム)	岐阜市が保有する電子地図情報を岐阜県が管理するシステムに保存することにより、インターネットでの閲覧や活用を可能にします。	行政部 情報政策課
104	「障がい者の明日のために」の発行	障がい福祉に関する手当やサービスなどのさまざまな情報をまとめた「障がい者の明日のために」とその音声コード版を発行します。	福祉部 障がい福祉課
105	図書郵送貸出事業	図書館に来館が困難な障がいのある人に対し、図書などを郵送で貸し出します。	教育委員会事務局 図書館
106	点訳・音訳資料提供事業【新規】	複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の中央図書館において、点訳・音訳資料を作成し、提供します。	教育委員会事務局 図書館
107	点字版広報ぎふの発行	視覚に障がいのある人に配慮し、広報ぎふの点字版(月2回)を発行します。	市長公室 広報広聴課
108	録音版広報ぎふの発行	視覚に障がいのある人に配慮し、広報ぎふの録音版「あいメール」(月2回)を発行します。	市長公室 広報広聴課
109	点字図書館運営補助事業	点字図書の作成や閲覧、貸出のほか、相談や外出支援などのサービスを提供する点字図書館の運営費を補助します。	福祉部 障がい福祉課
110	意思疎通支援事業	障がい福祉課に手話通訳者を配置し、事務所を含む窓口における意思疎通支援に適切に対応するとともに、手話通訳者や要約筆記者、要約筆記奉仕員の派遣を行います。	福祉部 障がい福祉課
111	市民病院における手話通訳者の配置	市民病院の総合受付に手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある来院者に対応します。	市民病院事務局 病院政策課 医事課
112	手話通訳入りテレビ広報番組の放送	聴覚に障がいのある人に配慮し、テレビ広報番組「あなたの街から～岐阜市～」のうち年間12本を手話通訳入りで放送します。	市長公室 広報広聴課
113	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成講座を開催します。	福祉部 障がい福祉課
114	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者と要約筆記者の養成講座を開催します。	福祉部 障がい福祉課
115	窓口における意思疎通支援の充実	障害者差別解消法の施行などを踏まえ、窓口における手話や筆談による意思疎通支援など、適切な対応に努めます。	福祉部 障がい福祉課ほか

5 安全・安心なまちづくりの推進

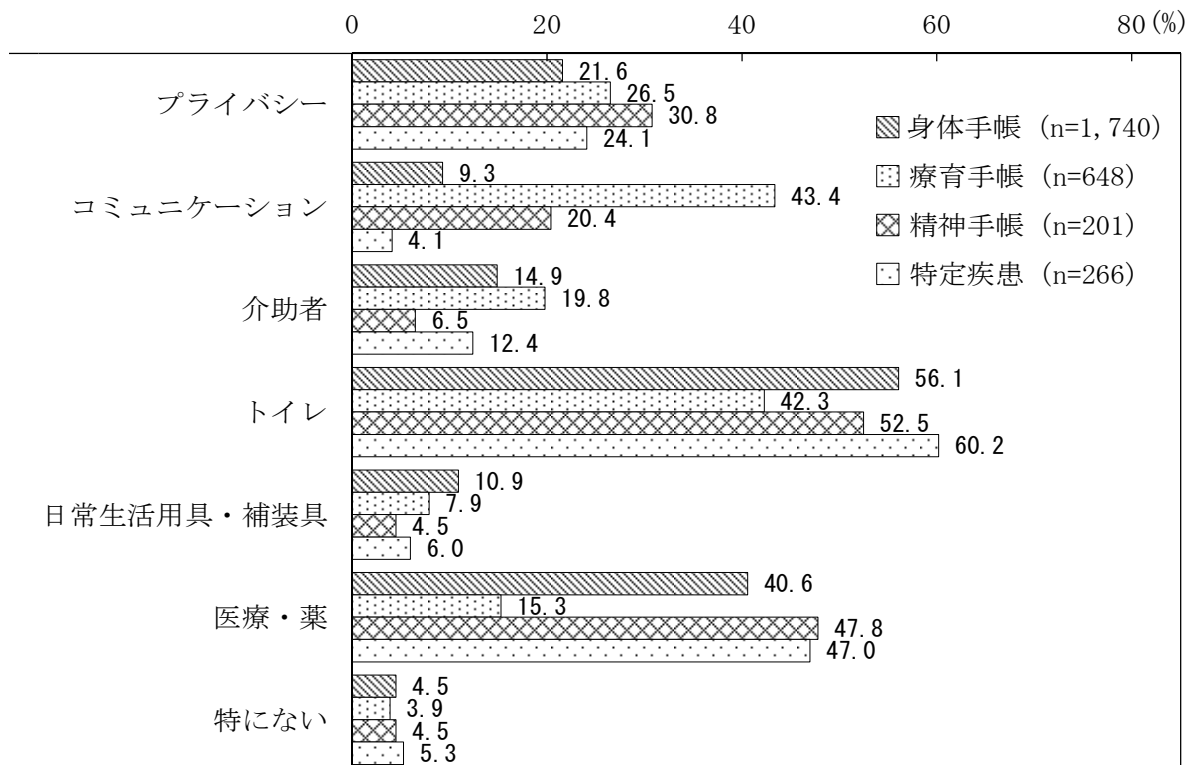
施策14 防災対策の推進

障がいのある人をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、大規模な地震、土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災などの発生から、市民の生命や財産を守ることのできる体制を構築する必要があります。東日本大震災や集中豪雨などの発生により、市民の防災意識は高まり、地域における防災訓練の充実が図られる一方で、障がいのある人の避難所生活への憂慮から、避難行動要支援者の登録など、十分に進んでいない面もあります。

今後は、障がいや障がいのある人への理解を促進しつつ、災害時における助け合いによる救助や避難所などにおける障がいのある人への適切な配慮について市民の意識の醸成を図るとともに、福祉避難所や災害備蓄品の整備、ボランティアの確保、避難行動要支援者登録の促進などに努める必要があります。また、災害時に、避難や避難生活などに関する情報などを障がいのある人に適切に伝えるための仕組みづくりや医療ケアが必要な障がいのある人の生命を守る体制づくりの検討、さらには、住まいの耐震化の促進など、防災対策のさらなる推進を図る必要があります。

火災や事故などに対しては、引き続き、迅速に防火・救助・救急活動を行うことができるよう、消防体制などの充実を図るとともに、急病などに対しては、緊急通報システムの適切な運用に努める必要があります。

図表2-14 災害時の避難所などで想定される困りごと（複数回答可）



《基本方針》

- 障がいのある人を大規模災害から守るため、避難行動要支援者登録や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進に努めるとともに、身近な地域における助け合いなどの活動を促進します。
- 障がいのある人を火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、緊急通報システムなどの適切な運用に取り組みます。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
116	防災活動の促進	地域における防災訓練の実施など、自主的な防災活動を支援するとともに、障がいのある人の地域の防災訓練等への参加を促します。	福祉部 障がい福祉課 都市防災部 都市防災政策課 防災対策課
117	地域防災コミュニティ計画の見直し	地域における避難行動要支援者の支援体制を示す地域防災コミュニティ計画の見直しを促進します。	都市防災部 都市防災政策課
118	災害時における障がいのある人のサポートツールの作成【新規】	障がいの種類や特性、災害時における障がいのある人に対する関わり方などについて示したリーフレット等を作成し、地域の防災訓練等での活用を促進します。	福祉部 障がい福祉課
119	災害備蓄品の整備	大規模災害時における避難所生活の確保を図るため、必要な物資を備蓄します。	都市防災部 防災対策課
120	マンホールトイレ設置事業	大規模災害時における避難所生活の確保を図るため、指定拠点避難所にマンホールトイレを設置します。	都市防災部 防災対策課
121	福祉避難所の拡大	大規模災害時に障がいのある人など避難行動要支援者を受け入れるための福祉避難所を確保します。	都市防災部 防災対策課
122	避難行動要支援者対策事業	障がいのある人など、災害時に自力で避難することが困難な人を漏れなく把握するため、避難行動要支援者の調査対象範囲を拡大し、調査を行います。また、円滑な避難支援や安否確認を可能とする個別計画を策定するため、制度の利点をわかりやすく周知し、積極的な名簿（同意者）登録を促します。さらに、個別計画の策定を通じて、地域とのつながりを強化し、平常時の見守り活動との一体的な支援体制づくりを進めます。	福祉部 福祉政策課 都市防災部 防災対策課

番号	名称	概要	所管
123	避難行動要支援者の支援に関する職員対応指針	職員対応指針により、職員の研修を実施し、大規模災害時に避難行動要支援者に対して適切な支援を行います。	福祉部 福祉政策課
124	木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前着工の一戸建て木造住宅に、相談士を派遣し、無料で耐震診断を実施します。	まちづくり推進部 建築指導課
125	木造住宅に係る耐震補強工事補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」と判定された昭和56年5月31日以前着工の一戸建て木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事を行う費用の一部を助成します。	まちづくり推進部 建築指導課
126	耐震シェルター等設置補助事業	地震時に迅速な自力避難が困難な障がいのある人などの生命の安全を確保するため、一戸建て木造住宅に耐震シェルター等を設置する費用の一部を助成します。	まちづくり推進部 建築指導課
127	メール119番などの運用	緊急時に聴覚に障がいのある人の携帯電話のメールやファックスからの通報を受信します。	消防本部 指令課
128	救急業務高度化推進事業（メディカルコントロール体制の構築）	救命率の向上を図るため、救急現場において医師の指示、指導、助言を受ける体制の確保や気管挿管、薬剤投与をする救急救命士の養成などに取り組みます。	消防本部 救急課
129	緊急医療情報カードの普及促進	緊急時に医療関係者や救急隊員などが効率よく医療処置できるよう、病歴や服用薬、アレルギーの有無などの医療情報を記載するカードの普及啓発を図ります。	健康部 保健医療課
130	MEDICAカードの普及促進	救急リスクの高い脳疾患や心疾患の患者の病歴や投薬歴、アレルギーの有無などの医療情報を救急車で読み取ることのできるカードの普及促進を図ります。	市民病院事務局 医事課 医療情報部
131	緊急通報システムの設置	ひとり暮らしの障がいのある人の自宅に緊急通報装置を設置し、急病時には協力員や救急隊員が駆けつけます。	福祉部 障がい福祉課

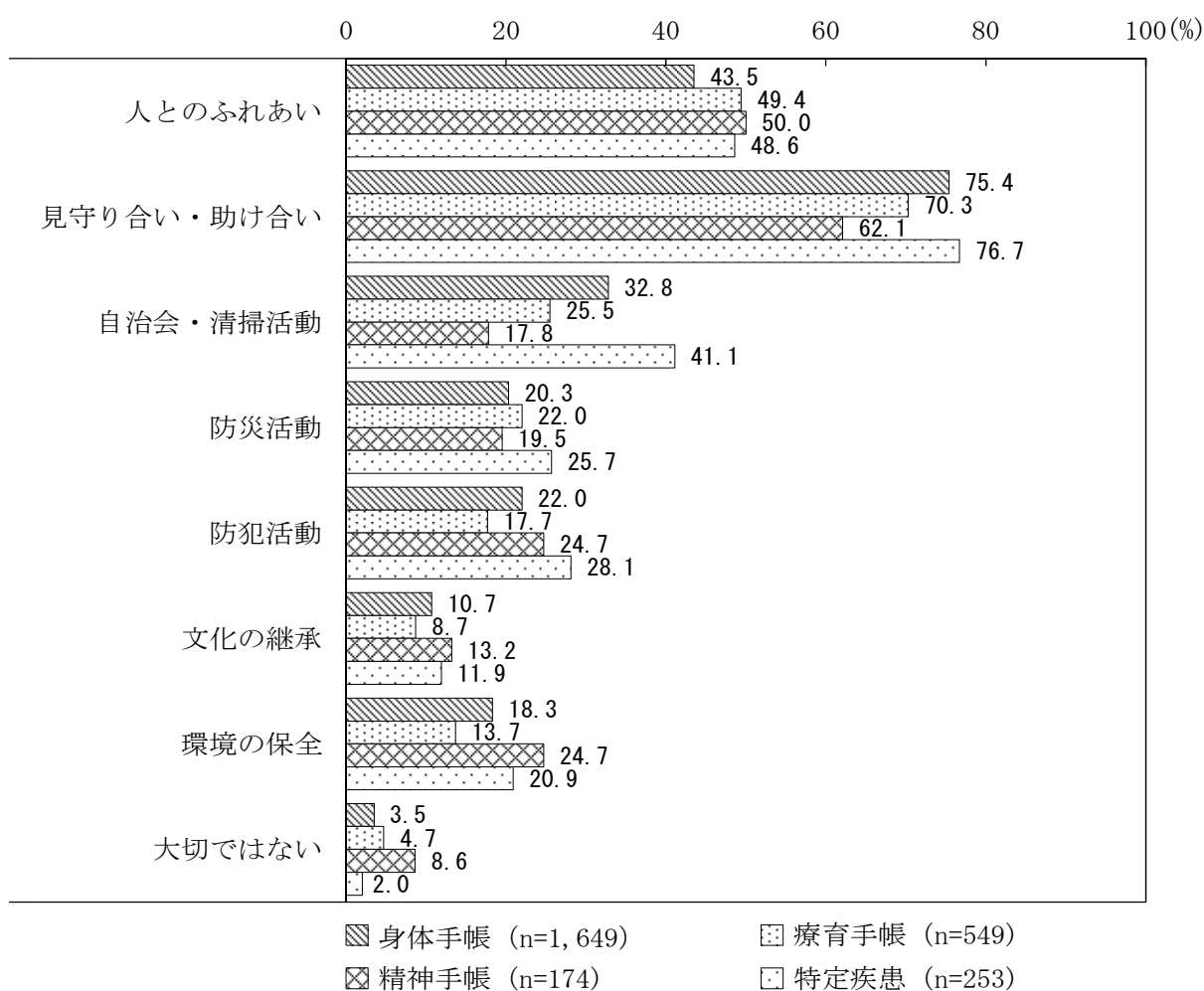
施策15 防犯対策の推進

障がいのある人をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、日常的に発生している犯罪や交通事故、消費生活にかかわるトラブルから、市民の生命や財産を守ることのできる体制を構築する必要があります。

岐阜市では、交通安全教育などを通じて、交通ルールの徹底や交通マナーの向上に努めるとともに、障がいのある人をはじめとする歩行者などの安全な道路空間の整備に取り組んでいます。また、みんなでつくる「ホッとタウン」プロジェクトを推進するなど、地域や警察と連携した防犯活動に取り組んでいるほか、悪質商法や多重債務など、消費生活に関するトラブルの相談に応じるとともに、トラブルの解決や未然防止に関する情報を提供しています。

引き続き、犯罪や交通事故、消費生活に関するトラブルなどから、障がいのある人をはじめとするすべての人を守るため、地域や警察と連携して、防犯対策に取り組むとともに、身近な地域における見守りや助け合いなどの活動を促進するなど、防犯対策のさらなる推進を図る必要があります。

図表2-15 近所とのかかわりを持つ上で大切なこと（図表1-27の再掲）（複数回答可）



《基本方針》

- 犯罪や交通事故、消費生活に関するトラブルなどから障がいのある人を守るため、地域や警察と連携を図るとともに、身近な地域における見守りや助け合いなどの活動を促進します。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
132	みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト	防犯灯や防犯カメラの設置、青色回転灯装着車両によるパトロール、地域安全運動など、障がいのある人をはじめ、地域住民の協働による防犯活動を支援します。	市民生活部 防犯・交通安全課
133	自転車安全利用啓発事業	高齢者交通安全大学校や各小中学校での交通教室などにおいて、自転車の交通ルール・マナー講習会（講義・実技）の受講者に「自転車安全運転車証」を交付します。	市民生活部 防犯・交通安全課
134	自転車安全利用サポート事業	自転車利用における交通ルールや交通マナーの向上に取り組む高等学校を自転車安全利用推進校に認定し、交通安全に関する啓発活動などを行います。	市民生活部 防犯・交通安全課
135	ゆとり・やすらぎ道空間事業（93の再掲）	歩行空間などを確保し、交通安全を図るため、路肩のカラー舗装化などの整備を行います。	基盤整備部 道路建設課
136	消費生活相談	障がいのある人をはじめ、市民の消費生活に関する相談に、電話や窓口で対応します。	市民生活部 消費生活課
137	生活知識講座	消費生活に関する必要な知識や最新情報を学ぶ講座を開催（手話通訳者を配置）します。	市民生活部 消費生活課
138	安否情報ダイヤルイン電話（142の再掲）	障がいのある人のいる世帯の孤立化を防止するため、安否情報ダイヤルイン電話により、情報の一元化と関係機関との連携による迅速な対応を図ります。	福祉部 福祉政策課ほか

施策16 地域活動などの促進

障がいのある人が、安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、平常時から
の見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動など、障がいのある
人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。

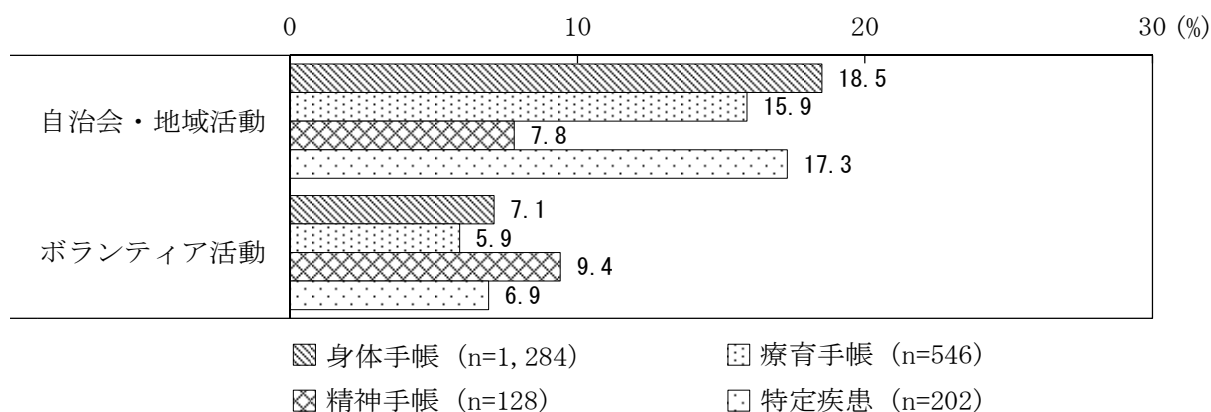
岐阜市では、「愛の一声運動」や訪問給食サービスなどによる安否確認を通じた見守り
活動を推進しています。また、岐阜市社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成
や確保に努めるとともに、岐阜市NPO・ボランティア協働センターにおいて、NPOや
ボランティアの育成や支援に取り組み、地域における福祉活動などの促進を図っています。

こうした地域におけるさまざまな活動を推進していますが、身近な地域住民相互の関係
は希薄化しつつあります。平常時における見守り活動、大規模災害や事故などの発生時
における助け合い活動などを促進するためには、身近な地域住民相互の自発的な関係づく
りが不可欠となります。

今後は、地域や関係団体と連携し、身近な地域における見守り活動や助け合い活動など
のあり方について検討するとともに、広く地域住民に障がいや障がいのある人に対する理
解を促進し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図る必要があります。
引き続き、安否確認に関する取り組みを実施するとともに、岐阜市社会福祉協議会などの関
係団体と連携し、ボランティア活動などの促進に努める必要があります。

また、共生社会の実現を図るためには、障がいの有無や性別、国籍などにかかわらず、
お互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流
できる環境づくりにも取り組む必要があります。

図表2-16 自治会・地域活動、ボランティア活動への参加状況（複数回答可）



《基本方針》

- 身近な地域における見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などの促進に取り組み、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- 障がいのある人が地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流できる環境づくりを推進します。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
139	地域福祉活動の推進	岐阜市社会福祉協議会と連携し、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助け合い活動を担う人材や団体の育成を図ります。さらに、その成果が障がいのある人などへの個別支援に生かされるよう、公的な相談支援機関と地域福祉活動団体との協働を推進します。	福祉部 福祉政策課
140	「愛の一声運動」推進員設置事業	推進員を配置し、障がいのある人の自宅を訪問して安否確認を行います。	福祉部 障がい福祉課
141	訪問給食サービス事業 (15の再掲)	栄養バランスのとれた食事を配達し、あわせて安否確認を行うことにより、食生活の改善や健康の増進を図るとともに、社会的孤立を防止します。	福祉部 障がい福祉課
142	安否情報ダイヤルイン電話	障がいのある人のいる世帯の孤立化を防止するため、安否情報ダイヤルイン電話により、情報の一元化と関係機関との連携による迅速な対応を図ります。	福祉部 福祉政策課ほか
143	岐阜市NPO・ボランティア協働センター運営事業	NPOやボランティア等の育成、支援などを行います(同センターは平成27年度中に複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の市民活動交流センターに移転します。)	市民参画部 市民協働推進課
144	市民活動支援事業	NPOやボランティア団体等の市民活動支援団体が実施する、地域社会の課題解決を目的とした事業の費用の一部を助成します。	市民参画部 市民協働推進課
145	精神保健福祉ボランティア講座	精神障がいに関する理解や基本的な知識を学び、精神保健福祉ボランティアを養成する講座を開催します。	福祉部 障がい福祉課

番号	名 称	概 要	所 管
146	シニア皆援隊	障がいのある人などを対象に、日常生活におけるちょっとした困りごとを解決するため、岐阜市シルバー人材センターより低額な料金で人材を派遣します。	福祉部 高齢福祉課
147	障がい者団体補助金等	障がいのある人の交流などを推進する障がい者団体の運営費などの一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
148	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進 (183の再掲)	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課
149	男女共同参画の推進	第2次岐阜市男女共同参画基本計画（改定版）（平成25（2013）年3月）に基づき、男女がともに対等な立場で地域活動などに参画できる環境づくりに取り組みます。	市民参画部 男女共生・生きがい推進課
150	多文化共生の推進	岐阜市多文化共生推進基本計画（平成27（2015）年3月）に基づき、誰もが互いに多様性を理解し合い、地域活動などに参画できる環境づくりに取り組みます。	市民参画部 国際課

IV 障がいのある人が社会参加しやすいまちづくり

6 スポーツ、文化芸術活動の推進

施策17 スポーツの推進

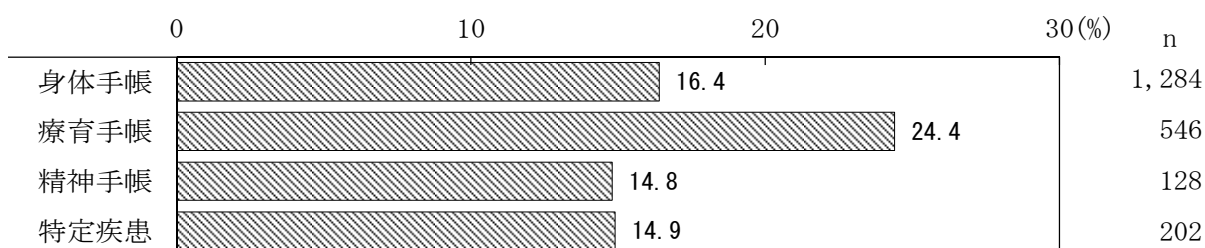
障がいのある人が、より充実した生活をおくるためには、スポーツを通じて社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携し、障がい者スポーツの推進を図るとともに、障がい者卓球大会や障がい者卓球スポーツ教室を開催するなど、障がいのある人が、スポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組んでいます。

平成24（2012）年には、ぎふ清流国体（第67回国民体育大会）・ぎふ清流大会（第12回全国障害者スポーツ大会）が開催されました。また、平成32（2020）年には、オリンピック・パラリンピックが日本で開催されます。こうしたことから、障がいのある人をはじめ、スポーツへの関心が高まりつつあり、岐阜県においても、新福祉友愛プール（仮称）の整備が進められるなど、障がい者スポーツの環境整備が図られつつあります。

今後は、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携し、障がい者スポーツのより一層の推進を図るとともに、引き続き、障がいのある人が、スポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組む必要があります。

図表2-17 スポーツ教室・大会などへの参加状況



《基本方針》

- 障がいのある人が、スポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりを推進します。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
151	障がい者団体補助金等 (147の再掲)	障がい者団体が主催する大会の運営費などの一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
152	「東京オリンピック・パラリンピック」ターゲットエイジ育成事業	子どもたちの「夢・志」を育むとともに、東京オリンピック・パラリンピック等を目指す将来有望な選手を支援するなど、競技力の向上を図ります。	教育委員会事務局 市民体育課
153	障がい者卓球大会	障がいのある人の卓球競技力の向上などを図るため、「チャレンジ卓球大会」を開催します。	教育委員会事務局 市民体育課
154	障がい者卓球スポーツ教室	障がいのある人の卓球競技の普及促進などを図るためのスポーツ教室を開催します。	教育委員会事務局 市民体育課
155	サウンドテーブルテニス教室	視覚に障がいのある人のサウンドテーブルテニス（卓球）競技の普及促進などを図るためのスポーツ教室を開催します。	教育委員会事務局 市民体育課
156	新春ぎふシティマラソン	市民がスポーツに親しむ機会を提供するために開催する新春マラソン大会において、車いすの部を設けます。	教育委員会事務局 市民体育課

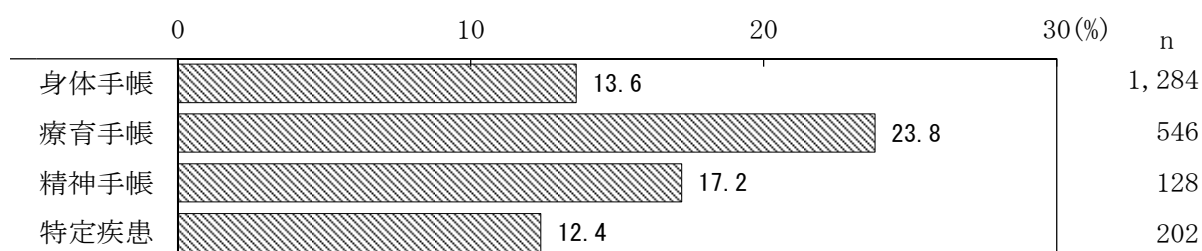
施策18 文化芸術活動の推進

障がいのある人が、より充実した生活をおくるためには、文化芸術活動を通じて社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、関係団体などと連携し、「障害者週間」に合わせて障がい者芸術祭を開催するとともに、さまざまな文化芸術活動への参加を促進するなど、障がいのある人が、文化芸術に親しむ環境づくりに取り組んでいます。また、生涯学習「長良川大学」などの実施により、生涯学習に取り組むための環境づくりにも努めています。

今後は、岐阜大学医学部等跡地において整備を進めている複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」に「知の拠点」となる中央図書館や「絆の拠点」となる市民活動交流センター、「文化の拠点」となる展示ギャラリーなどを開設し、その利用促進を図るとともに、引き続き、障がい者芸術祭や生涯学習「長良川大学」などの実施により、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進する必要があります。

図表2-18 文化芸術活動への参加状況



《基本方針》

- 「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の利用促進を図るとともに、障がい者芸術祭や「長良川大学」を実施するなど、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進します。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
157	障がい者芸術祭	関係団体などと連携し、障がいのある人の舞台芸術の発表や造形美術の展示などを行います。	福祉部 障がい福祉課
158	長良川大学	障がいのある人をはじめとした市民を対象に、岐阜市の職員による出前講座や関係機関による公開講座などを開催します。	市民参画部 男女共生・生きがい推進課 ほか
159	ふれあい教育展	特別支援学級や特別支援学校の児童生徒による作品の展示や劇、楽器演奏を行います。	教育委員会事務局 学校指導課
160	「つかさのまち夢プロジェクト」(岐阜大学医学部等跡地整備事業)	中央図書館や市民活動交流センター、展示ギャラリーなどの複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」を整備します。	市民参画部 ぎふメディアコスモス開設準備課 ほか
161	図書郵送貸出事業 (105の再掲)	図書館に来館が困難な障がいのある人に対し、図書などを郵送で貸し出します。	教育委員会事務局 図書館
162	点訳・音訳資料提供事業 【新規】(106の再掲)	複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の中央図書館において、点訳・音訳資料を作成し、提供します。	教育委員会事務局 図書館

7 教育・療育の充実

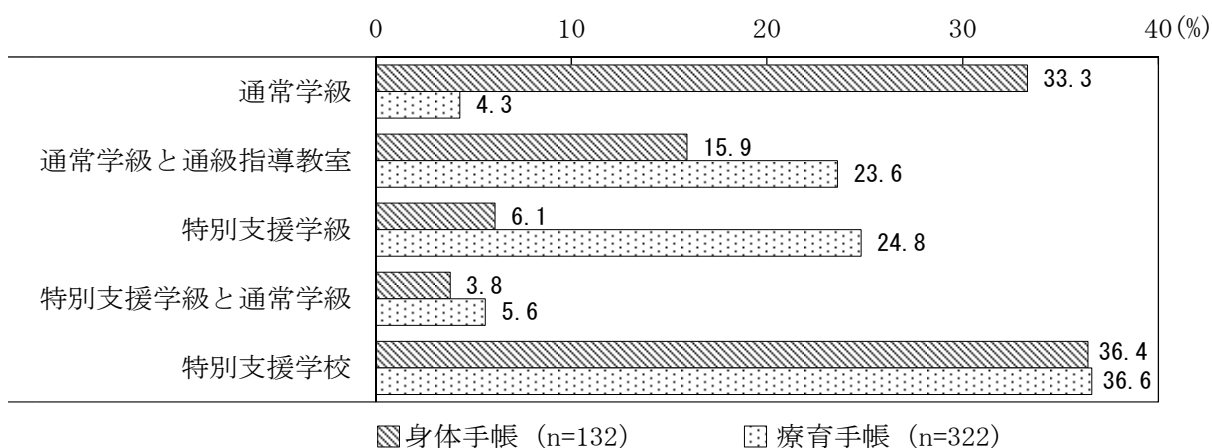
施策19 学校教育の充実

障がいのある人をはじめ、誰もが生涯にわたって、より充実した生活をおくるためには、生きがいを持って健やかに暮らすことができるよう、生涯学習につながる学校教育における良好な環境づくりから取り組む必要があります。学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、障がいのない児童生徒とともに、障がいの特性や程度などを踏まえた適切な教育を受けることができるような環境づくりが望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを進める一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実に努める必要があります。

岐阜市では、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るなど、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校などの多様な学び場における教育の充実に努めるとともに、障がいのある児童生徒が学校生活をおくる上での障壁を除去するため、スロープや手すりの設置、洋式トイレの整備などのバリアフリー化を推進するなど、教育環境の充実に努めています。また、卒業後の進学、就職に向けた適切な進路指導の充実に努めるとともに、できる限り成人に至るまでの一貫した支援を受けられるよう、関係機関と連携し、成長の過程や支援の内容に関する情報を記録するサポートブックを作成し、活用の促進を図っています。

引き続き、障がいのある児童生徒の教育環境の一層の充実に努めるとともに、学校卒業後の進路の1つとなる大学など高等教育機関における障がいや障がいのある人に対する理解の促進や配慮に努める必要があります。

図表2-19 希望する学習形態



《基本方針》

- 教職員の資質の向上や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べる環境づくりに努めるとともに、それぞれの障がいに応じた適切な教育の提供に努めます。
- 高等教育機関における障がいや障がいのある学生に対する理解の促進や配慮に努めます。

《具体的な取り組み》

番号	名称	概要	所管
163	特別支援教育担当教職員の資質の向上	幼稚園や小中学校の特別支援教育担当教職員を対象に、一人ひとりに応じた支援のあり方に関する研修会を開催します。	教育委員会事務局 学校指導課
164	岐阜特別支援学校における地域センター機能の充実	特別支援学級などの教職員や保護者などからの相談に応じるとともに、特別支援教育に関する研修会などを開催します。	教育委員会事務局 学校指導課
165	通常学級の児童生徒の相談・支援	通常学級に在籍する児童生徒に関する発達やいじめ、不登校などの相談に応じるとともに、一人ひとりに適した必要な支援を行い、自主性や社会性を育みます。	子ども未来部 子ども・若者総合支援センター
166	小児慢性特定疾病児童等に対する支援	小児慢性特定疾病の患者など、長期入院の児童生徒の学ぶ場を保障するため、市民病院や岐阜県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院に院内学級を開設します。	教育委員会事務局 学校指導課
167	放課後児童クラブ	障がいのある児童を含め、保護者などが昼間家庭にいない児童に対し、保護者などに代わって生活指導や育成を行います。	教育委員会事務局 青少年教育課
168	岐阜特別支援学校土曜クラブ	土曜日に家庭や地域で生活することが困難な障がいのある児童の健全育成を図るために、土曜クラブを開設します。	教育委員会事務局 青少年教育課
169	小中学校における改修・改造事業	障がいのある児童生徒などが安心して利用できるよう小中学校のトイレの洋式化を行います。	教育委員会事務局 教育施設課
170	岐阜薬科大学における福祉体験実習	岐阜薬科大学の入学生を対象に福祉体験実習を行い、障がいのある人などに対する理解を深め、医療関係者としての意識の向上を図ります。	薬科大学事務局 教務厚生課
171	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進（183の再掲）	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課

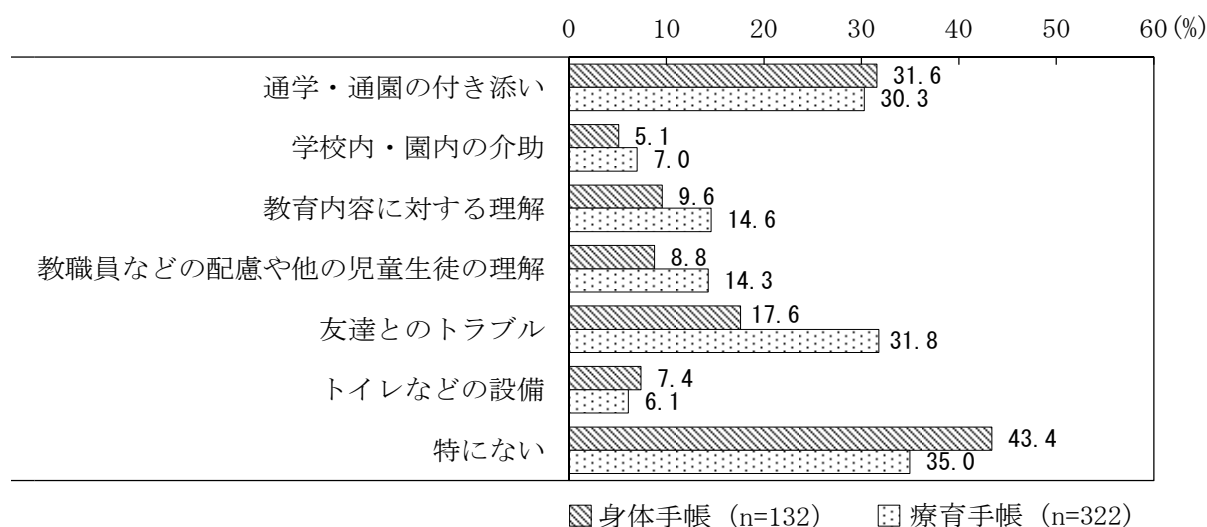
施策20 療育の充実

発達障がいや発達に遅れのある子どもについては、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療や保育、教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

岐阜市では、岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」を平成26（2014）年度に設置し、0歳から成人前までの子どもや若者に関する悩みや不安などの相談にワンストップで対応し、一人ひとりの特性や発達段階に応じた継続的な支援に取り組んでいます。乳幼児期においては、乳幼児健康診査や保育所（園）、幼稚園における保育、教育を通じて、発達の遅れなどの早期発見に努め、幼児支援教室などにおいて早期対応を図ることにより、就学への円滑な移行に取り組んでいます。また、療育支援が必要な子どもに対しては、恵光学園、みやこ園などの児童発達支援センター、ポップの家などの医療型児童発達支援センターと連携し、適切な療育相談や支援に取り組んでいます。

今後は、岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実や、児童発達支援センターなどにおける療育の質の向上を図るとともに、就学への円滑な移行や就学後の教育の充実に取り組み、発達障がいや発達に遅れのある子どもに対する切れ目のない支援に取り組む必要があります。

図表2-20 通学・通園における困りごと（複数回答可）



《基本方針》

- 岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実を図り、発達障がいや発達に遅れのある子どもの総合的かつ継続的な支援に取り組めます。
- 切れ目のない支援を実現するため、児童発達支援センターなどにおける療育の質の向上や就学への円滑な移行に取り組めます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
172	乳幼児健康診査 (47の再掲)	4か月児、10か月児、3歳児などの健康診査を実施し、疾病や発達障がいなどの早期発見や適切な指導を行います。	健康部 健康増進課
173	発達に関する相談 (10の再掲)	子どもや若者に関する悩みや不安などの相談に応じ、一人ひとりの発達段階などに適した支援につなげます。	子ども未来部 子ども・若者総合 支援センター
174	親子教室	発達に心配のある子どもや保護者を対象に開催する「遊びの教室」を通じて、一人ひとりの発達段階などに適した支援につなげます。	子ども未来部 子ども・若者総合 支援センター
175	幼児支援教室	発達に遅れなどのある子どもを対象に、遊びを通じてコミュニケーション力を育むとともに、円滑な就学に向けた支援を行います。	子ども未来部 子ども・若者総合 支援センター
176	就学前巡回相談事業	発達障がいや発達に遅れのある子どもが入所等する保育所（園）や幼稚園等を巡回し、相談等を行います。	子ども未来部 子ども・若者総合 支援センター
177	サポートブックの活用促進	発達障がいや発達に遅れのある子どもの成長の過程や支援の内容に関する情報を記録し、適切な支援につなげるためのサポートブックの活用を促進します。	福祉部 障がい福祉課
178	障害児通所支援サービスの提供（12の再掲）	障害児支援利用計画に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを提供します。	福祉部 障がい福祉課
179	在宅支援外来療育等支援事業	恵光学園の職員が、発達障がいや発達に遅れのある子どもとその家族の相談に応じるとともに、適切な指導を行います。	福祉部 恵光学園
180	保育所障害児受入促進事業	私立保育園が障がいのある子どもを受入れるために行う施設の改修にかかる費用の一部を助成します。	子ども未来部 子ども保育課
181	岐阜市障害者総合支援協議会（4の再掲）	発達障がいや発達に遅れのある子どもの保護者や支援者、関係機関等の連携により、発達障がいや発達に遅れのある子どもの円滑な就学に向けた支援体制などについて協議します。	福祉部 障がい福祉課
182	障がいのある子どもに対する支援のあり方の検討	実態や先進事例などの調査により、発達障がいや発達に遅れのある子どもに対する支援策について検討します。	福祉部 障がい福祉課

8 理解の促進と差別の解消

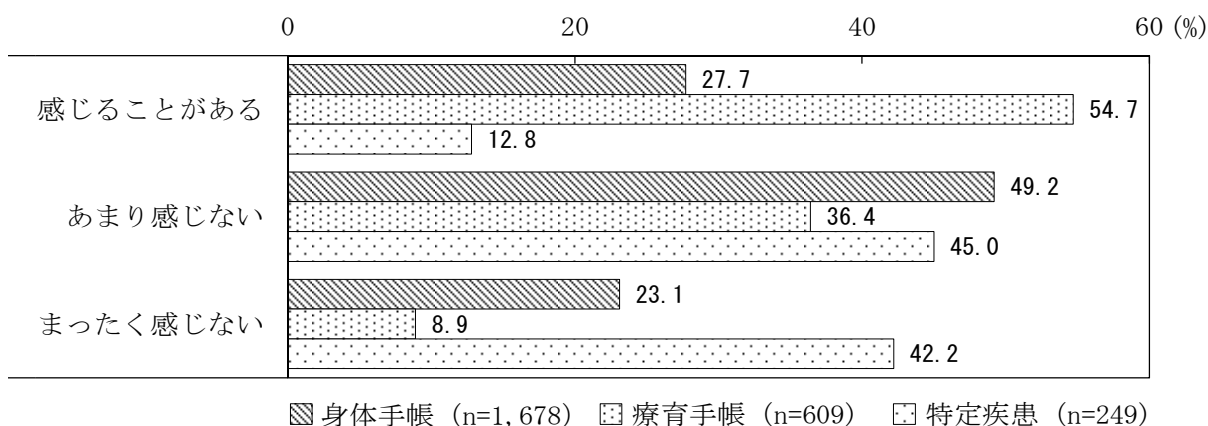
施策21 理解啓発・広報活動の推進

障がいのある人が、社会参加を通じて、より充実した生活をおくるためには、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広く市民に周知し、障がいのある人となない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、広報ぎふなどを通じて、障がい者マークのほか、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて周知を図るとともに、障がい者団体が実施する啓発イベントの広報などの支援に取り組んでいます。また、このような理解の啓発には、学校教育などにおける児童生徒の意識の醸成が不可欠であることから、障がいのある人とのふれあい活動などを通じて、児童生徒の理解啓発の促進に取り組んでいます。

しかし、いまだに障がいのある人が差別などを感じていることから、引き続き、障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進を図るため、広報活動や福祉教育の充実に取り組む必要があります。

図表2-21 日常生活における差別や偏見（図表1-36の再掲）



《基本方針》

- 障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進に向け、広報活動や福祉教育の充実に取り組めます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
183	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課
184	視覚に障がいのある人のSOSシグナルの普及啓発	視覚に障がいのある人が支援を求める際に行う白杖を掲げる合図について、岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課
185	障がい者団体主催イベントの支援	障がい者団体が実施するイベントに関する広報や必要な支援を行います。	福祉部 障がい福祉課
186	新規採用職員研修	新規採用職員を対象に、障がいのある人に対する接し方を学ぶための体験実習を実施します。	行政部 職員育成課
187	総合的な学習の時間 (福祉教育)	小中学校において、障がいのある人などとのふれあい活動や体験を通じて、障がいのある人などへの理解やボランティア意識を育みます。	教育委員会事務局 学校指導課
188	岐阜薬科大学における福祉体験実習（170の再掲）	岐阜薬科大学の入学生を対象に、障がいのある人などに対する理解を深め、医療関係者としての意識の向上を図ります。	薬科大学事務局 教務厚生課

施策22 差別の解消と虐待防止の推進

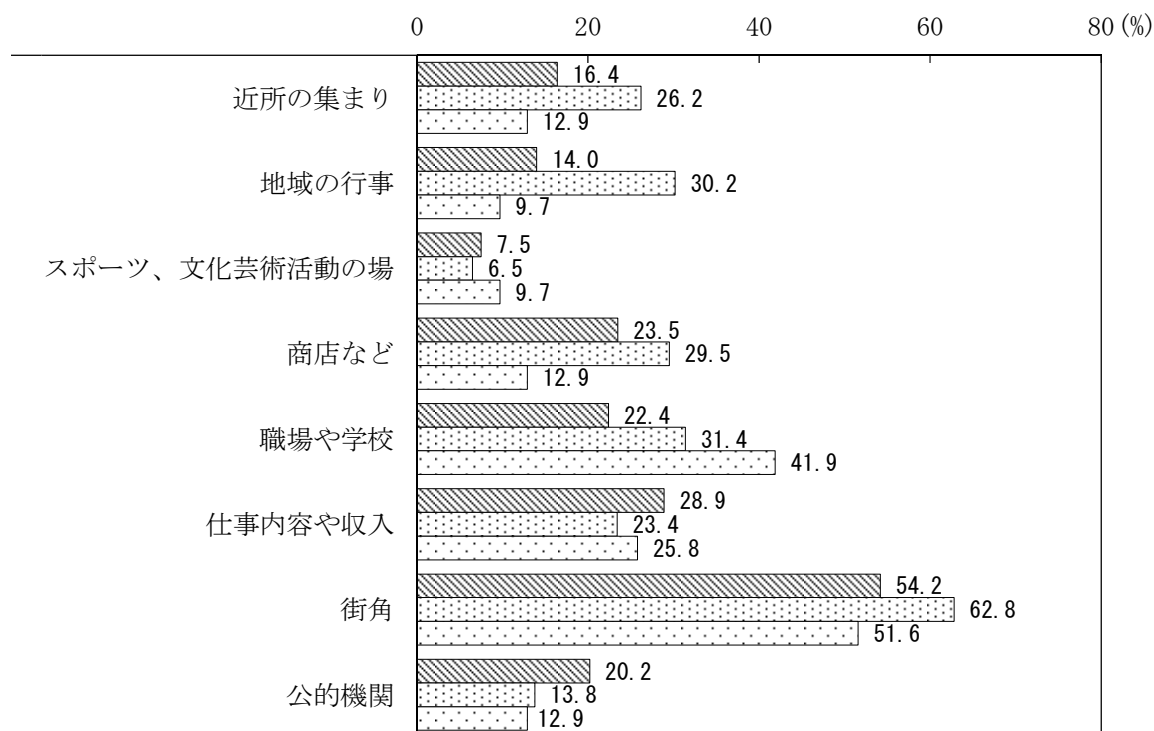
障がいのある人が、社会参加などによって、より充実した生活をおくるためには、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するよう、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センター機能を担うとともに、人権や虐待防止に関する啓発、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めるなど、差別の解消や虐待防止の推進に取り組んでいます。

障害者差別解消法の平成28（2016）年の施行に伴い、地方公共団体に、障がいを理由とする差別の禁止や障がいのある人に対する合理的配慮が義務付けられることから、これについて具体的に示す「職員対応要領」の作成が必要となります。

今後は、「職員対応要領」を作成し、これに基づく合理的配慮に取り組むとともに、広く障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進を図り、差別の解消を推進する必要があります。引き続き、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図るなど、虐待防止を推進する必要があります。

図表2-22 差別や偏見を感じる場面（複数回答可）



■ 身体手帳 (n=456) □ 療育手帳 (n=325) □ 特定疾患 (n=31)

※この設問は共通項目ではないため、精神障害者保健福祉手帳所持者については非掲載

《基本方針》

- 障害者差別解消法などに基づき、障がいのある人に対する差別の解消や合理的配慮に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の一層の促進に努めます。
- 障がいのある人の権利や財産を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図るなど、人権の確保や虐待防止に取り組みます。

《具体的な取り組み》

番号	名 称	概 要	所 管
189	障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」の作成【新規】	障害者差別解消法に基づく、岐阜市の「職員対応要領」を作成し、障がいのある人に対する合理的配慮に努めます。	福祉部 障がい福祉課
190	窓口における意思疎通支援の充実（115の再掲）	障害者差別解消法の施行などを踏まえ、窓口における手話や筆談による意思疎通支援など、適切な対応に努めます。	福祉部 障がい福祉課ほか
191	障がいや障がいのある人に対する理解啓発の推進（183の再掲）	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方などについて、広報ぎふや岐阜市ホームページ、啓発チラシなどを通じて、広く周知します。	福祉部 障がい福祉課
192	新規採用職員研修（186の再掲）	新規採用職員を対象に、障がいのある人に対する接し方を学ぶための体験実習を実施します。	行政部 職員育成課
193	障がい者虐待防止事業	障がい者虐待防止センターとしての機能を担うため、虐待防止相談員を配置し、相談に応じるとともに、必要に応じて弁護士に援助を求めます。また、ポスター等の掲示や講演会を開催するなど、虐待の防止と早期発見に努めます。	福祉部 障がい福祉課
194	岐阜市障害者総合支援協議会（4の再掲）	障がいのある人やその家族、支援者、関係機関の連携により、障がいのある人の虐待防止ネットワークの構築について協議します。	福祉部 障がい福祉課
195	成年後見制度利用支援事業（37の再掲）	成年後見制度の積極的な活用を促すため、申請手続きに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課
196	成年後見制度における法人後見支援のあり方の検討【新規】（38の再掲）	成年後見を適正に行うことができる法人を確保する体制の整備や支援のあり方を検討します。	福祉部 障がい福祉課

番号	名 称	概 要	所 管
197	「人権の広場」	人権に関する講演会を開催するとともに、人権に関する作品の表彰や発表を行います。	市民参画部 人権啓発センター
198	人権学習講座	偏見や差別の解消に向けた活動ができる人材を養成するための講座を開催します。	市民参画部 人権啓発センター
199	心の輪講座	関係団体と連携し、人権尊重ボランティアを育成するための講座を開催します。	市民参画部 人権啓発センター

第 3 編

第 4 期岐阜市障害福祉計画

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法は、障害者基本法と同様に、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことをめざしています。

第3次岐阜市障害者計画（第2編）においては、引き続き、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げ、共生社会の実現をめざし、障がい者施策の一層の推進を図ります。

本計画においても、これを基本理念とし、障害福祉サービス等の一層の充実を図ります。

2 基本目標

基本理念のもと、第3次岐阜市障害者計画（第2編）を踏まえつつ、次の3つの基本目標を定め、障害福祉サービス等の一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人が適切な意思決定を行うことができるよう、その支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらない障害福祉サービス等の提供

障害福祉サービス等は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（知的に遅れのない発達障がい、高次脳機能障がいも含みます。）、難病患者等の障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供します。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援するため、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援などの個々の課題に対応したサービスの提供体制を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。そのため、地域生活支援の拠点づくりやNPOなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の

社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備に努めます。

なお、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めます。

3 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、自立支援給付の「介護給付」には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」があり、「訓練等給付」には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「共同生活援助」があります。「障害福祉サービス」とは上記13サービスの総称です。

図表3-1 障害者総合支援法のサービス体系



4 サービスの利用状況

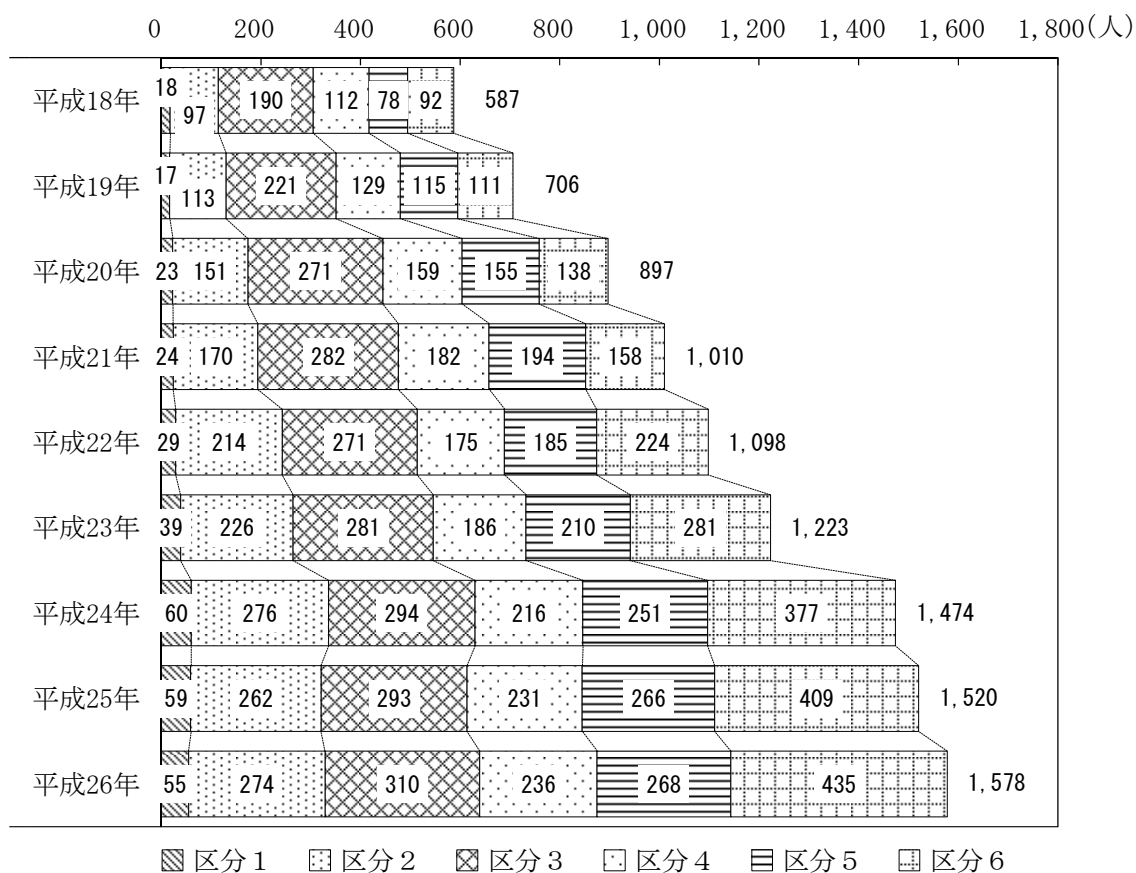
(1) サービス利用者

① 障害支援区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（平成25年度までは「障害程度区分」）は、区分1～6となっています。平成26年4月1日現在、障害支援区分認定者は1,578人と（図表3-2）、3つの障がい者手帳所持者の合計の6.8%にすぎません。なお、図表3-2の障害支援区分認定者数は、18歳以上の障がいのある人の数を示しています。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

障害福祉サービスのうち、図表3-3のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要になります。

図表3-2 障害支援（程度）区分認定者数の推移（各年4月1日現在（平成18年は10月1日現在））



※障害者自立支援法施行以前の施設利用者の区分A～Cを除く。

図表3-3 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	該 当 区 分
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上
同行援護（身体介護を伴う場合）	区分2以上
行動援護	区分3以上
重度障害者等包括支援	区分6
短期入所	区分1以上
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
共同生活援助	入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要

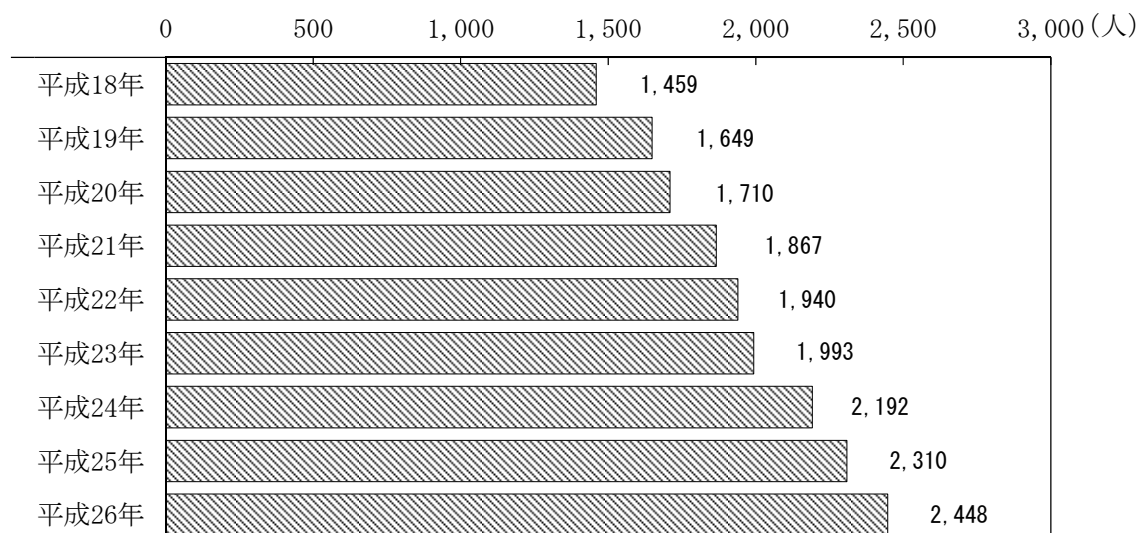
※サービス利用の際は、区分に加え、該当条件があるサービスがあります。

② 障害福祉サービス支給決定者

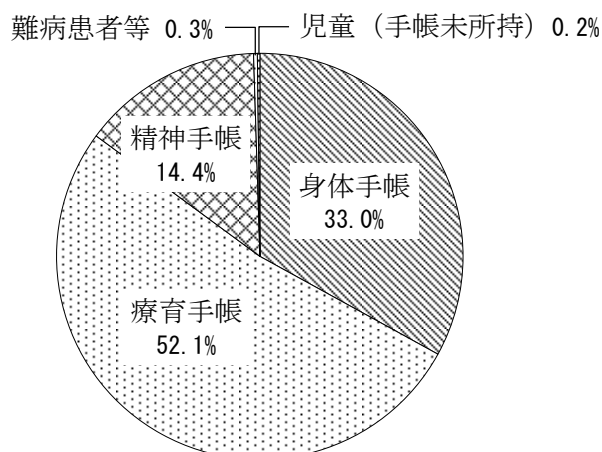
障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定を受ける必要があります。平成26年4月1日現在、障害福祉サービス支給決定者数は2,448人と増加傾向にあります（図表3-4）。障がいの種類別の支給決定者数は、52.1%が知的障がいとなっています（図表3-5）。

平成25年4月から難病患者等もサービスの対象者となりましたが、平成26年4月1日現在の障害福祉サービス支給決定者数のうち、難病患者等は0.3%となっています（図表3-5）。引き続き、難病患者等に対し、障害福祉サービスの周知を図ります。

図表3-4 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在（平成18年は10月1日現在））



図表3-5 障がい種類別ごとの支給決定者数の分布（平成26年4月1日現在）

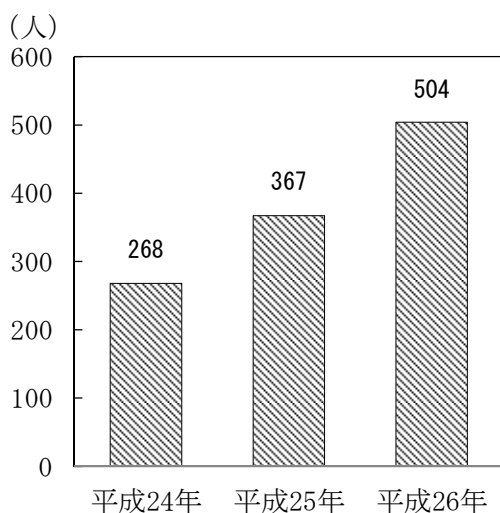


※障がい重複している場合は、それぞれに見込む。

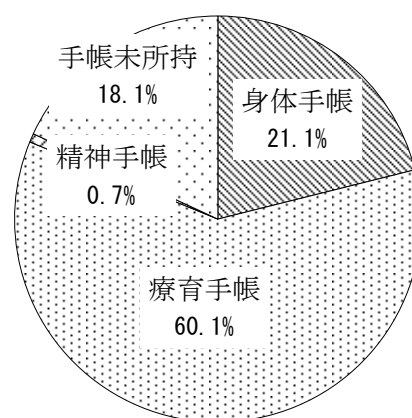
③ 障害児通所支援支給決定者

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）による児童福祉法等の改正に伴い、平成24年度より、障がい児施設・事業の一元化が図られました。平成26年4月1日現在、障害児通所支援支給決定者数は504人と増加傾向にあり、3年間で約2倍になっています（図表3-6）。障がいの種類別に支給決定状況を見ると、全体の60.1%が知的障がいであり、18.1%の児童は手帳を所持していません（図表3-7）。手帳を所持していない、または、障害児手当を受給していない児童については、児童相談所からの意見や医師の診断書のほか、子ども・若者総合支援センターからの意見書を参考に支給決定を行っています。

図表3-6 障害児通所支援支給決定者数の推移(各年4月1日現在)



図表3-7 障がい種類別ごとの支給決定者数の分布（平成26年4月1日現在）

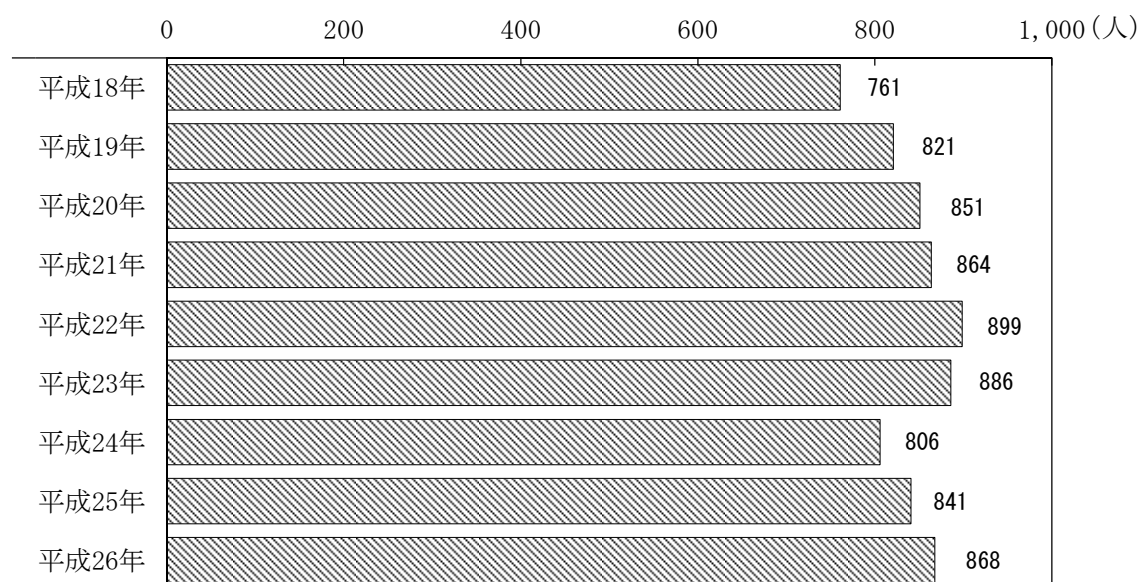


※障がい重複している場合は、それぞれに見込む。

④ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）事業、訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。平成26年4月1日現在、地域生活支援事業利用決定者数は868人と、障害福祉サービス支給決定者数の約3分の1となっています。平成24年度の地域生活支援事業利用決定者数は、移動支援事業の利用者が障害福祉サービスの同行援護の利用に移行したため前年度より減少しています。

図表3-8 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在（平成18・19年は10月1日現在））



第2章 成果目標

1 国の基本指針

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、平成29年度を目標年度として、次の3つの項目について目標値の設定を求めています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することをめざします。
- 平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本とします。
 - ※障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人や施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。
 - ※地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点または面的な体制をいいます。)について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。)を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とします。
- 就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末の6割以上増加することをめざします。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。
 - ※一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。
 - ※福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)のサービスを提供する施設(施設入所支援を除きます。)をいいます。

2 第3期計画の目標値と実績値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する第3期計画の目標値は、次のとおりです。

○平成26年度末までに、平成18年8月31日の施設入所者485人のうち、146人（30.1%）が地域での生活に移行するものとします。

○平成26年度末の施設入所者数は、平成18年8月31日の施設入所者485人から49人（10.1%）減少した436人とします。

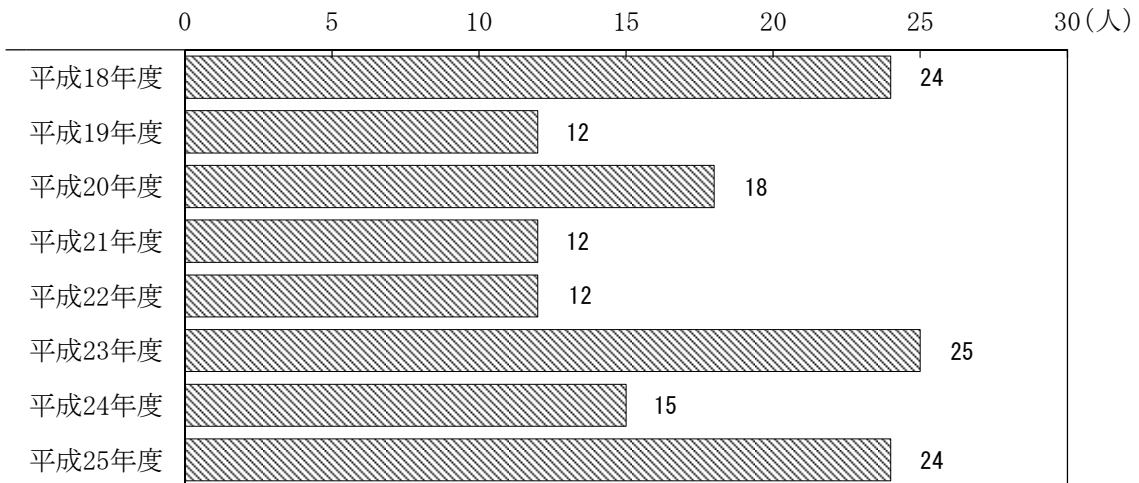
施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の146人に対して、平成25年度末で142人となっていますが（図表3-10）、平成26年度末では146人と見込んでいます（図表3-9）。

施設入所者数の減少数は、目標の49人に対して、平成25年度末で56人となっており、さらに、平成26年度末では59人と見込んでいます（図表3-9）。

図表3-9 福祉施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	考 え 方
平成18年8月31日の施設入所者数		485人	平成18年8月31日の全施設入所者数
地域生活移行者数	目 標 値	146人(30.1%)	平成18年8月31日の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人数
	実績値（見込み）	146人(30.1%)	
削減見込	目 標 値	49人(10.1%)	平成26年度末段階での削減見込数
	実績値（見込み）	59人(12.2%)	

図表3-10 福祉施設入所者の地域移行者数の推移（各年度末）



(2) 福祉施設から一般就労への移行等

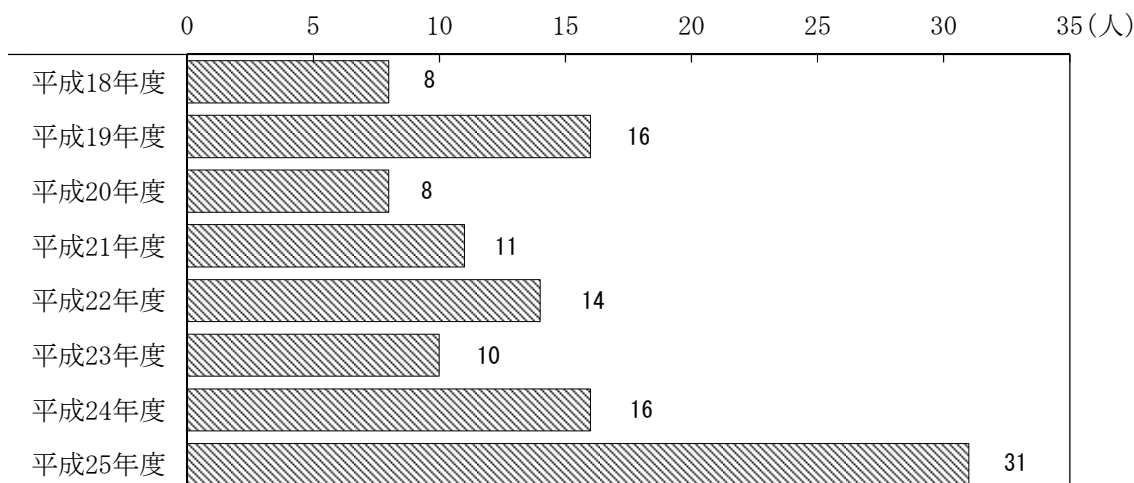
① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労へ移行者数は、平成17年度の4倍の20人を目標としていましたが、平成25年度末で31人となっており（図表3-12）、平成26年度末でも31人と見込んでいます（図表3-11）。平成18年度から平成25年度までの8年間で114人、年平均で14.3人が福祉施設から一般就労へ移行したことになります（図表3-12）。

図表3-11 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	考 え 方
平成17年度の年間一般就労移行者数		5人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	目 標 値	20人(4倍)	平成26年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績値(見込み)	31人(6.2倍)	

図表3-12 福祉施設から一般就労への移行者数の推移



② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、平成26年度末の福祉施設利用見込者数1,247人の4.4%にあたる55人を目標としていましたが、平成25年度末では福祉施設利用者数1,231人の5.4%にあたる66人が就労移行支援事業を利用していました。平成26年度末では、福祉施設利用見込者数1,392人の5.5%にあたる76人と見込んでいます。

図表3-13 就労移行支援事業の利用者数の目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用見込者数	目 標 値	1,247人	平成26年度末における福祉施設の利用見込者数
	実績値(見込み)	1,392人	
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目 標 値	55人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実績値(見込み)	76人	

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援事業（A型）の利用者の割合は、平成26年度末の就労継続支援利用見込者782人の27.4%（214人）を目標としていましたが、平成25年度末では就労継続支援利用者797人の34.8%（277人）が就労継続支援事業（A型）を利用していました。平成26年度末では、就労継続支援利用見込者929人の38.4%（357人）と見込んでいます。

図表3-14 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合の目標値と実績値（見込み）

区 分	目標値	実績値 (見込み)	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用見込者（A）	214人	357人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用見込者	568人	572人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用見込者（B）	782人	929人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人数
目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A/B）	27.4%	38.4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

3 第4期計画の目標値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第3期計画においては、真に必要な施設入所支援サービスの確保を図る一方で、市有施設を含め、施設入所支援サービスを提供する事業者によるグループホームの整備などを通じて、地域生活への移行や継続を推進し、目標値を達成する見込みとなっています。

第4期計画においては、引き続き、真に必要なサービスを提供する観点から、グループホームの整備などにより、地域生活への移行や継続を促進しますが、地域生活への移行者数や施設入所者の削減数について、これまでのように見込むのは困難と考えられます。

平成27年度より、すべての障害福祉サービス利用者に計画相談支援が導入されることになり、施設入所者が望む生活の場所などのニーズをよりの確に把握することができます。今後の計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望と自己決定、自己選択に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

○平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数429人のうち、14人（3.3%）が地域での生活に移行するものとします。

○平成29年度末の施設入所者数は、平成25年度末の施設入所者429人から、6人（1.4%）減少した423人とします。

図表3-15 施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

区 分	目標値	考 え 方
平成25年度末の施設入所者数	429人	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	14人(3.3%)	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込	6人(1.4%)	平成29年度末段階での削減見込数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域で生活していくための訓練やセーフティーネットの機能などを検討し、平成29年度末までに、市内に地域生活支援拠点等を1か所以上整備することを目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、平成24年度の2.5倍の40人を目標とします。

図表3-16 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

区 分	目標値	考 え 方
平成24年度の年間一般就労移行者数	16人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	40人 (2.5倍)	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末の1.6倍の106人を目標とします。

図表3-17 就労移行支援事業の利用者数の目標値

区 分	目標値	考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	66人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	106人 (1.6倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所における就労移行率

就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

第3章 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、次の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

サービス名	内 容
居宅介護	障がいのある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどの重度の知的障がいのある人や統合失調症などの重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。

① 第3期計画と実績

平成25年度、平成26年度の「居宅介護」の利用者数は、ほぼ計画どおり推移していますが、利用延時間数は計画を大きく上回って推移しています。

「重度訪問介護」は、利用者数、利用延時間数ともに、計画を上回って推移しています。

「同行援護」の利用者数はほぼ計画どおりに推移しているものの、利用延時間数は計画を上回って推移しています。

「行動援護」は、利用者数、利用延時間数ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

「重度障害者等包括支援」は、利用実績はなく、提供できる事業所も県内にありません。

図表3-18 訪問系サービスの第3期計画と実績

区 分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅 介護	利用者数（人／月）	365	326	378	364	391	397
	利用延時間数（時間／月）	5,262	5,620	5,391	6,527	5,576	7,070
	サービス提供事業所数	-	44	-	45	-	52
重度 訪問 介護	利用者数（人／月）	6	8	8	9	8	11
	利用延時間数（時間／月）	1,576	2,354	2,148	2,930	2,148	3,255
	サービス提供事業所数	-	5	-	8	-	12
同行 援護	利用者数（人／月）	64	64	65	66	66	70
	利用延時間数（時間／月）	1,548	1,736	1,572	1,839	1,596	1,895
	サービス提供事業所数	-	7	-	7	-	8
行動 援護	利用者数（人／月）	6	4	6	5	6	4
	利用延時間数（時間／月）	110	121	110	103	110	100
	サービス提供事業所数	-	3	-	3	-	2

② 見込量

いずれも、平成24年度から平成26年度までの利用実績やアンケート調査によるニーズを踏まえ、増加すると見込んでいます。

図表3-19 訪問系サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅 介護	利用者数（人／月）	439	485	536
	利用延時間数（時間／月）	7,678	8,338	9,055
重度訪 問介護	利用者数（人／月）	12	13	14
	利用延時間数（時間／月）	3,557	3,859	4,161
同行 援護	利用者数（人／月）	73	76	79
	利用延時間数（時間／月）	1,952	2,011	2,071
行動 援護	利用者数（人／月）	6	8	10
	利用延時間数（時間／月）	150	200	250

③ 見込量の確保策

「居宅介護」は、障がいのある人やその介助者の高齢化、相談支援の充実などにより増加しています。障がいのある人などへのアンケート調査において、身体や知的に障がいのある人の約3割が今後の利用を希望していることなども踏まえると、利用者数、利用延べ時間数ともに増加が見込まれます。

「居宅介護」「重度訪問介護」は、近年、介護保険サービス事業所（訪問介護事業所）から参入する事業者が増加しており、今後も参入が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

「同行援護」は、利用者数、利用延べ時間数ともに、比較的緩やかな増加が想定されますが、既存の事業所により見込量は確保できると考えます。

「行動援護」は、ニーズはあるものの、近年、市内の指定事業所が増加していません。著しく行動に障がいのある人の在宅生活を維持するためにも、岐阜県の行動援護従事者養成研修への参加を働きかけ、見込量の確保に努めます。

なお、「重度障害者等包括支援」は、提供できる事業所が県内になく、利用実績もないため、見込量は掲げません。

2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保と必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第3期計画と実績

利用者数、利用延日数ともに、増加傾向にあるものの、計画を下回って推移しています。

図表3-20 生活介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	746	738	775	750	806	772
利用延日数（日／月）	16,500	13,844	16,560	14,308	16,760	14,621

② 見込量

特別支援学校高等部の卒業生で新規に利用される人を中心に、増加すると見込んでいます。

図表3-21 生活介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	786	806	822
利用延日数（日／月）	14,886	15,264	15,566

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所を対象にしたアンケート調査（以下「事業所アンケート調査」といいます。）において、定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用者数は計画どおり、利用延日数はほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表3-22 自立訓練（機能訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	1	1	1	1	1	1
利用延日数（日／月）	30	18	30	20	30	22

② 見込量

引き続き、横ばいになると見込んでいます。

図表3-23 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	1	1	1
利用延日数（日／月）	22	22	22

③ 見込量の確保策

県外の既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的や精神に障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用者数は計画を上回り、利用延日数は計画を下回って推移しています。

図表3-24 自立訓練（生活訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	21	25	21	30	21	27
利用延日数（日／月）	500	387	500	454	500	406

② 見込量

平成26年度の状況から横ばいになると見込んでいます。

図表3-25 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	27	27	27
利用延日数（日／月）	411	411	411

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊型自立訓練（生活訓練）は、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的や精神に障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用者数、利用延日数ともに、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表3-26 宿泊型自立訓練（生活訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	18	13	18	16	18	13
利用延日数（日／月）	540	334	540	372	540	332

② 見込量

引き続き、横ばいになると見込んでいます。

図表3-27 宿泊型自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	13	13	13
利用延日数（日／月）	332	332	332

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(5) 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用者数、利用延日数ともに、計画を上回って推移しています。

図表3-28 就労移行支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	40	58	50	66	55	76
利用延日数（日／月）	680	998	935	1,113	1,020	1,280

② 見込量

国の基本指針において、平成29年度末の就労移行支援の利用者数は、平成25年度末の利用者数の6割以上の増加を目指すとしており、岐阜市においても、平成29年度末の利用者数は、平成25年度末の利用者数の6割の増加を見込んでいます。

図表3-29 就労移行支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	86	96	106
利用延日数（日／月）	1,376	1,536	1,696

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において、定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関との連携、在学中からの就労移行支援の利用促進を図るとともに、さらなる利用促進策を検討します。

(6) 就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活

動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第3期計画と実績

第3期計画期間中に、新規の事業所が大幅に増加し、利用者数、利用延日数ともに、計画を大きく上回って推移しています。

図表3-30 就労継続支援（A型）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	172	217	186	277	214	357
利用延日数（日／月）	2,580	4,349	2,790	5,277	3,210	6,890

② 見込量

障がいのある人などへのアンケート調査において、働きたくても働けない人のニーズがあることを踏まえ、引き続き、増加すると見込んでいます。

図表3-31 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	361	397	433
利用延日数（日／月）	6,967	7,662	8,357

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において、定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

(7) 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用者数、利用延日数ともに、ほぼ計画どおり推移しています。

図表3-32 就労継続支援（B型）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	507	496	544	520	568	572
利用延日数（日／月）	8,999	9,115	9,656	9,738	10,082	10,525

② 見込量

特別支援学校高等部の卒業生で就労移行支援を経て新規に利用する人などにより、増加すると見込んでいます。

図表3-33 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	585	598	610
利用延日数（日／月）	10,764	11,003	11,224

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において、定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

(8) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用者数は、ほぼ横ばいで、計画を若干下回って推移しています。

図表3-34 療養介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	42	36	42	38	43	38

② 見込量

障害児入所支援の利用からの移行により、若干増加すると見込んでいます。

図表3-35 療養介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	39	41	41

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(9) 短期入所

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、福祉型と医療型の2種類があります。なお、親なき後を見据え、自立するための訓練として定期的に利用する場合もあります。

① 第3期計画と実績

医療型の事業所が開設されたことなどにより、利用者数、利用延日数ともに、概ね計画を上回って推移しています。

図表3-36 短期入所の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	73	85	76	107	79	128
利用延日数（日／月）	388	355	404	429	420	518

② 見込量

福祉型は、介助者へのレスパイトとともに障がいのある人の自立のための訓練を含めたニーズがあることから、増加すると見込んでいます。

医療型は、現時点では、施設整備を予定している事業所がないことから、平成27年度以降は横ばいになると見込んでいます。

図表3-37 短期入所の見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型	利用者数（人／月）	124	124	169
	利用延日数（日／月）	525	525	705
医療型	利用者数（人／月）	44	44	44
	利用延日数（日／月）	133	133	133

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において、施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

なお、医療的ケアを要する重度の障がいをもった人の一時的な預け入れ先や介助者のレスパイトの観点から、新規事業者の参入を促進します。

3 居住系サービス

日中活動系サービスの充実を図るとともに、地域における障がいのある人の居住の場としての共同生活援助（グループホーム）などの充実を図ることにより、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行や継続を促進します。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第3期計画と実績

共同生活介護を含めた共同生活援助の利用者数は、ほぼ計画どおり推移しています。

図表3-38 共同生活援助等の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
共同生活介護利用者数(人/月)	138	117	157	137	176	—
共同生活援助利用者数(人/月)	24	37	24	41	24	190

※平成26年度より、共同生活介護は共同生活援助に一元化

② 見込量

入所施設からの移行者や精神科の病院からの退院者、自立のための訓練を含めた新たな入居者のニーズを踏まえ、増加すると見込んでいます。

図表3-39 共同生活援助の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助利用者数(人/月)	207	222	233

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

また、事業所に対し、新築や改修に係る国庫補助制度の活用を促進することにより、見込量の確保に努めます。

(2) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

① 第3期計画と実績

利用者数は、ほぼ計画どおり推移しています。

図表3-40 施設入所支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	445	440	440	429	436	426

② 見込量

国の基本指針において、平成25年度末の施設入所者数を平成29年度末までに4%以上削減するとしていますが、岐阜市においては、平成25年度末の施設入所者数429人のうち6人(1.4%)の減少を見込んでいます。

図表3-41 施設入所支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	425	424	423

③ 見込量の確保策

計画相談支援を通じて、障がいのある人の意向を確認しつつ、地域移行を促進するとともに、障がいのある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などの課題を踏まえた施設入所支援のあり方について検討します。

4 相談支援

障がいのある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、地域移行支援は入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談、地域定着支援は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

計画相談支援の利用者数は計画を大きく上回って推移していますが、地域移行支援と地域定着支援の利用者数は計画を下回って推移しています。

図表3-42 相談支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援利用者数(人/月)	77	51	146	228	213	417
地域移行支援利用者数(人/月)	8	2	8	1	8	1
地域定着支援利用者数(人/月)	15	0	15	0	15	1

② 見込量

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するほぼすべての人への計画相談の導入や導入後の計画のモニタリングの実施状況を踏まえて見込んでいます。また、地域移行支援や地域定着支援は、福祉施設の入所者や病院の入院者の地域生活への移行により、若干増加すると見込んでいます。

図表3-43 相談支援利用者の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援利用者数(人/月)	530	421	434
地域移行支援利用者数(人/月)	2	3	4
地域定着支援利用者数(人/月)	2	3	4

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

第4章 地域生活支援事業

1 概要

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、必須事業と市町村の判断により実施する任意事業があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

2 必須事業

(1) 理解促進・啓発事業

理解促進・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

平成26年度は、障がい者マークや視覚に障がいのある人のSOSサインの普及啓発事業を実施しました。引き続き、イベントや広報活動等の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がいのある人の交流などを推進する障がい者団体に対し、団体の運営に係る補助を実施しています。必要に応じて、団体と協議し、事業に係る補助の実施を検討します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のため、引き続き、以下の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

事業を効果的に実施するために、7か所の相談支援事業所に、障がい者等からの相談、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助を委託するとともに、

岐阜市障害者総合支援協議会により、地域の関係機関と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

平成26年度に基幹相談支援センター業務を行う組織を障がい福祉課に設置するとともに、上記の7か所の委託相談支援事業所に専門的職員を配置することにより、機能の強化を図っています。障害者相談支援事業に加え、他の相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化、地域移行に向けた取り組みなどを実施します。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。今後、必要な支援のあり方を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的や精神に障がいのある人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第3期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。なお、利用者は、家族による支援が困難な単身世帯の人です。

図表3-44 成年後見制度利用支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	2	1	2	0	2	1

② 見込量

社会的に孤立しがちな知的や精神に障がいのある人に対して成年後見制度の積極的な活用を促進することにより、若干増加すると見込んでいます。

図表3-45 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/年)	3	4	5

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。法人後見の支援のあり方を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

① 第3期計画と実績

平成26年度は、手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数ともに、計画を大きく上回ると見込まれます。

図表3-46 意思疎通支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣回数(回/年)	172	188	174	215	175	255
要約筆記者派遣回数(回/年)	62	41	63	44	63	82
手話通訳者設置か所(か所)	1	1	1	1	1	1

※「意思疎通支援事業」は、平成24年度まで「コミュニケーション支援事業」

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの利用実績を踏まえ、引き続き、増加すると見込んでいます。

図表3-47 意思疎通支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣回数(回/年)	283	311	339
要約筆記者派遣回数(回/年)	96	109	123
手話通訳者設置か所(か所)	1	1	1

③ 見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成を図ることにより、見込量は確保できると考えます。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚に障がいのある人などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣などを行う事業です。必要に応じて、事業の実施を検討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業です。

① 第3期計画と実績

ほぼ計画どおり推移しています。

図表3-48 手話奉仕員養成研修事業等の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修 (人/年)	40	40	40	40	40	40
要約筆記奉仕員養成研修 (人/年)	20	15	20	25	20	—

※要約筆記奉仕員養成研修は、平成25年度より要約筆記者養成研修に移行

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの利用実績を踏まえ、次のとおりとします。

図表3-49 手話奉仕員養成研修事業等の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修 (人/年)	40	40	40
手話通訳者養成研修 (人/年)	20	20	20
要約筆記者養成研修 (人/年)	30	30	30

(9) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付する事業です。

① 第3期計画と実績

いずれもほぼ計画どおり推移しています。

図表3-50 日常生活用具給付等事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	29	33	29	42	30	29
自立生活支援用具	87	71	88	83	89	88
在宅療養等支援用具	151	147	152	152	153	152
情報・意思疎通支援用具	79	92	79	70	80	79
排泄管理支援用具	9,622	9,396	9,705	9,404	9,781	9,735
居宅生活動作補助用具	12	10	12	15	12	12

② 見込量

排泄管理支援用具の給付が増加するほかは、いずれも引き続き、横ばいになると見込んでいます。

図表3-51 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	29	30	30
自立生活支援用具	88	89	89
在宅療養等支援用具	152	152	152
情報・意思疎通支援用具	79	80	80
排泄管理支援用具	10,123	10,383	10,644
居宅生活動作補助用具	12	12	12

(10) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第3期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに計画を大きく上回って推移しています。

図表3-52 移動支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数(か所)	28	29	28	30	28	32
利用者数(人/年)	210	289	213	278	217	302
利用延時間数(時間/年)	14,826	19,981	15,187	23,372	15,516	25,242

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの利用実績を踏まえ、利用者数、利用延時間数ともに、引き続き、増加すると見込んでいます。

図表3-53 移動支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/年)	317	333	350
利用延時間数 (時間/年)	26,504	27,829	29,220

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において、参入意向のある事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第3期計画と実績

利用者数は、計画を大きく上回って推移しています。

図表3-54 地域活動支援センター事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数 (か所)	7	7	8	7	8	7
利用者数 (人/年)	624	694	635	872	645	865

② 見込量

平成29年度に障害者小規模通所援護事業所からの移行が見込まれますが、利用者数は、徐々に減少すると見込んでいます。

図表3-55 地域活動支援センター事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数 (か所)	7	7	8
利用者数 (人/年)	859	853	847

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(12) 専門性の高い相談支援事業（障害児等療育支援事業）

在宅の障がいのある児童に対し、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障がいのある児童が通う保育所や障害児通所支援事業所などの職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行う事業です。引き続き、必要な支援を行います。

3 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、重度の身体に障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

① 第3期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

図表3-56 訪問入浴サービス事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数（か所）	4	4	4	4	4	4
利用者数（人／年）	23	31	23	38	23	43

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの利用実績を踏まえ、引き続き、増加すると見込んでいます。

図表3-57 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／年）	46	49	52

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。平成26年度より医療的ケアの必要な重度の障がいのある人を対象とした加算を創設しました。

① 第3期計画と実績

利用者数は、減少傾向にあるものの、計画を上回って推移しています。

図表3-58 日中一時支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数 (か所)	19	17	20	19	20	20
利用者数 (人/年)	130	169	133	159	135	145

② 見込量

日中一時支援事業の利用者は、放課後等デイサービスへの移行による減少が見られますが、医療的ケアの必要な重度の障がいのある人のニーズもあり、ほぼ横ばいになると見込んでいます。

図表3-59 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/年)	145	145	145

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 福祉ホーム・盲人ホーム

福祉ホームは、住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するものです。

盲人ホームは、あん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚に障がいのある人に対し、必要な技術の指導を行うものです。

① 第3期計画と実績

いずれも計画どおり推移しています。

図表3-60 福祉ホーム・盲人ホームの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉ホーム (か所)	0	0	0	0	0	0
盲人ホーム (か所)	1	1	1	1	1	1

② 見込量

福祉ホームは、身体に障がいのある人が平成21年10月から共同生活援助（当初は共同生活介護）の対象となったため、岐阜市にはありません。

盲人ホームは、既存の1か所を維持します。

(4) 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、引き続き、以下の事業を実施します。

○障がい者芸術祭

12月3日から9日までの「障害者週間」にあわせ、障がいのある人の芸術活動に関する発表の場を提供するとともに、障がいのある人と市民の交流を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための機会を提供するものです。

○広報ぎふ点字版等発行

文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、点訳や音声訳により、岐阜市からの広報や視覚障がい関係事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供するものです。

○自動車改造費助成

身体に障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第3期計画と実績

広報ぎふの発行部数は、点字版、録音版ともに、計画を下回って推移していますが、自動車改造費助成は計画を上回って推移しています。

図表3-61 社会参加支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
広報ぎふ点字版発行(部/年)	5,040	4,320	5,040	4,320	5,040	4,320
広報ぎふ録音版発行(部/年)	1,680	1,560	1,680	1,560	1,680	1,560
自動車改造費助成(人/年)	17	12	17	20	17	21

② 見込量

広報ぎふの発行部数は、点字版、録音版ともに、現状を維持し、自動車改造費助成は、引き続き、若干増加すると見込んでいます。

図表3-62 社会参加支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広報ぎふ点字版発行(部/年)	4,320	4,320	4,320
広報ぎふ録音版発行(部/年)	1,560	1,560	1,560
自動車改造費助成(人/年)	21	22	23

(5) 障害者虐待防止対策支援

岐阜市では、障がいのある人への虐待を未然に防止し、早期発見と迅速な対応を図る障がい者虐待防止センター機能を備えるため、引き続き、専門職員を配置します。

(6) その他の日常生活支援

このほか、引き続き、以下の事業を実施します。

○福祉電話の貸与

電話回線の設置が困難な聴覚に障がいある人や外出困難な身体に障がいある人に対し、外部とのコミュニケーションや緊急連絡手段を確保するものです。

○緊急通報装置の貸与

家庭における急病や事故に備え、ひとり暮らしの障がいのある人の自宅に緊急通報装置を設置し、ペンダントや通報装置の非常ボタンを押すことにより、消防署につながり救急車や協力員が駆けつけるものです。

○人体感知センサーの貸与

利用者が日常生活している動きを感知しやすい場所にセンサーを設置し、常時電話回線で監視センターへ感知情報を送信することにより、安否確認を行うものです。

○愛の一声運動

愛の一声運動推進員が障がいのある人の自宅を訪問し、一声かけることにより安否確認を行うものです。

(7) 障害児の居場所づくり事業（親子教室）

発達遅れなどの心配のある未就園の子どもと保護者に、親子の遊びを通じて小集団での経験やコミュニケーションの広がりや育むための支援を行うとともに、保護者同士の交流の機会を提供する事業です。引き続き、親子教室を開催し、親子で気軽に参加して子どもへのかかわり方を一緒に考えることにより、育児不安や負担感の軽減を図ります。

(8) 巡回支援専門員整備（就学前巡回相談事業）

発達障がいや発達の遅れのある子が入所等する保育所（園）や幼稚園に、巡回相談員を派遣し、子どもやその保護者、保育者の困り感の低減、解消を図るため、保育参観や面談を通じて、保育の方向性や具体的な支援方法などの相談を行う事業です。引き続き、巡回相談員を派遣し、保育の質の向上など、支援体制の整備に努めます。

第5章 障がいのある児童に対するサービス

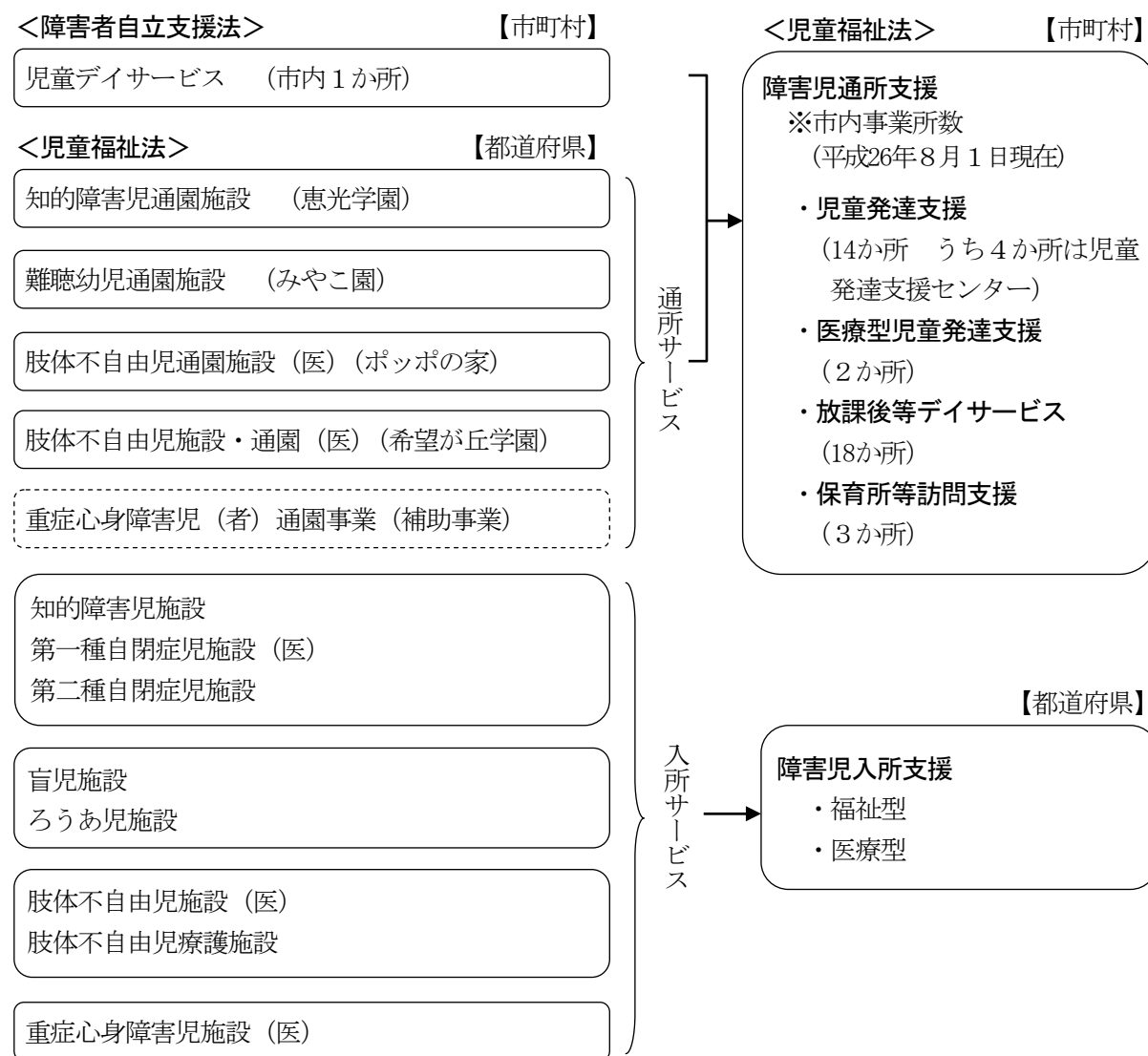
1 概 要

平成23年5月に公布された整備法による児童福祉法等の改正に伴い、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

障害児通所支援の利用が可能な児童は、①身体に障がいのある児童、②知的障がいのある児童、③精神に障がいのある児童（知的に遅れのない発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。）、④治療方法が確立していない難病患者等である児童であり、身体障害者手帳や療育手帳の所持の有無にかかわらず、療育が必要な児童が対象となります。岐阜市では、手帳を所持していない、または、特別児童扶養手当などを受給していない児童であっても、児童相談所や医療機関と連携を図りつつ、診断書などにより、サービスを受けることができるようにしています。また、発達に遅れがあり療育が必要な子どもについては、子ども・若者総合支援センターからの意見書を参考にサービスを受けることができるようにしています。

さらに、恵光学園やポッポの家、みやこ園が児童発達支援センターとして、保育所、幼稚園などと連携を図りつつ、集団での生活訓練を通じて、就学に向けて円滑に移行できるよう、保育所等訪問支援などを提供しています。

図表3-63 障害児施設・事業の一元化イメージ



※（医）とあるのは、医療の提供を行っているもの

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練などの支援を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用児数は、計画を上回って推移しています。

図表3-64 児童発達支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	79	88	82	117	85	127

② 見込量

児童発達支援センター（恵光学園、みやこ園、ポッポの家、希望が丘学園）以外の事業所における利用状況を踏まえ、増加すると見込んでいます。

図表3-65 児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児数(人/月)	148	158	168
利用延日数(日/月)	1,895	1,996	2,097

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において、定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用児数は、計画を大きく上回って推移しています。

図表3-66 放課後等デイサービスの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	105	122	113	215	122	307

② 見込量

特別支援学校や特別支援学級における利用状況を踏まえ、引き続き、増加するものと見込んでいます。

図表3-67 放課後等デイサービスの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児数(人/月)	328	348	368
利用延日数(日/月)	3,604	3,790	3,976

③ 見込量の確保策

既存の事業所に加え、事業所アンケート調査において定員の拡大や施設整備を予定している事業所があることから、見込量は確保できると考えます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、障がいのある児童が通う保育所(園)や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 利用実績

利用児数は若干増加しています。

図表3-68 保育所等訪問支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
利用児数(人/月)	2	5	6

② 見込量

引き続き、若干増加すると見込んでいます。

図表3-69 保育所等訪問支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児数(人/月)	7	8	9
利用延日数(日/月)	14	16	18

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、障がいのある児童ができる限り保育所（園）や幼稚園などに通うことができるよう、児童発達支援センターの専門的な知識や経験を生かしたサービスの提供を推進します。

(4) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行うサービスです。

① 第3期計画と実績

利用児数は、計画を下回って推移しています。

図表3-70 医療型児童発達支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児数（人／月）	67	54	69	61	71	60

② 見込量

引き続き、横ばいになると見込んでいます。

図表3-71 医療型児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児数（人／月）	60	60	60
利用延日数（日／月）	402	402	402

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

3 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。

① 利用実績

利用児数は、大きく増加しています。

図表3-72 障害児相談支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利用児数（人／月）	12	48	75

② 見込量

障害児通所支援を利用するほぼすべての児童への利用計画の導入を踏まえ、引き続き、増加すると見込んでいます。

図表3-73 障害児相談支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児数（人／月）	84	90	90

③ 見込量の確保策

既存の事業所により、見込量は確保できると考えます。

基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

第4編

計画の推進に向けて

第1章 推進体制

1 計画の総合的な推進体制

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、岐阜市では、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、「岐阜市障害者施策推進協議会」を設置しています。岐阜市障害者施策推進協議会は、岐阜市障害者計画や岐阜市障害福祉計画の策定について審議するとともに、障がい者施策の推進について調査、審議し、実施状況を監視等することとしています。そのため、有識者や障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。また、関係部局が連携するとともに、市民との協働を推進することにより、障がい者施策の総合的な展開を図っています。

第3次岐阜市障害者計画と第4期岐阜市障害福祉計画の推進にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会において、障がい者施策の実施状況について監視等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

2 障がいのある人の支援体制

(1) 関係機関との連携

関係機関との緊密な連携を図るため、岐阜市では、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、「岐阜市障害者総合支援協議会」を設置しています。岐阜市障害者総合支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいがある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。また、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を行っています。

今後も、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいがある人の支援やその体制の整備を図ります。

(2) 障がいのある人に対する虐待の防止

障がいのある人に対する虐待を防止するため、岐阜市では、平成24年度に障がい者虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センターとしての機能を担うとともに、「岐阜市障がい者虐待対応マニュアル」を作成しました。

虐待防止の取り組みをより強化するため、岐阜市障害者総合支援協議会の専門部会

において、警察、弁護士会、法務局、岐阜県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、児童虐待・高齢者虐待・DV対応の関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携のさらなる強化を図ります。

第2章 進捗管理

1 施策の進捗管理

(1) 実態の把握

障がいのある人を対象としたアンケート調査を適宜行うとともに、障がい者関係団体等から意見を適宜聴取することにより、障がいのある人の実態やニーズなどの把握に努めます。

(2) 進捗の把握と施策の見直し

第3次岐阜市障害者計画に示す障がい者施策に関する指標や取り組みの状況については、定期的に、進捗を把握するとともに、岐阜市障害者施策推進協議会において審議し、必要に応じて、取り組みの見直しなどを行います。

また、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、施策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

2 サービス等の進捗管理

(1) 進捗の把握と分析・評価

第4期岐阜市障害福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果について、岐阜市障害者施策推進協議会において審議します。なお、活動指標（障害福祉サービス等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2) 計画や方策の見直し

第4期岐阜市障害福祉計画の成果目標の分析・評価の結果や岐阜市障害者施策推進協議会における審議、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

第5編

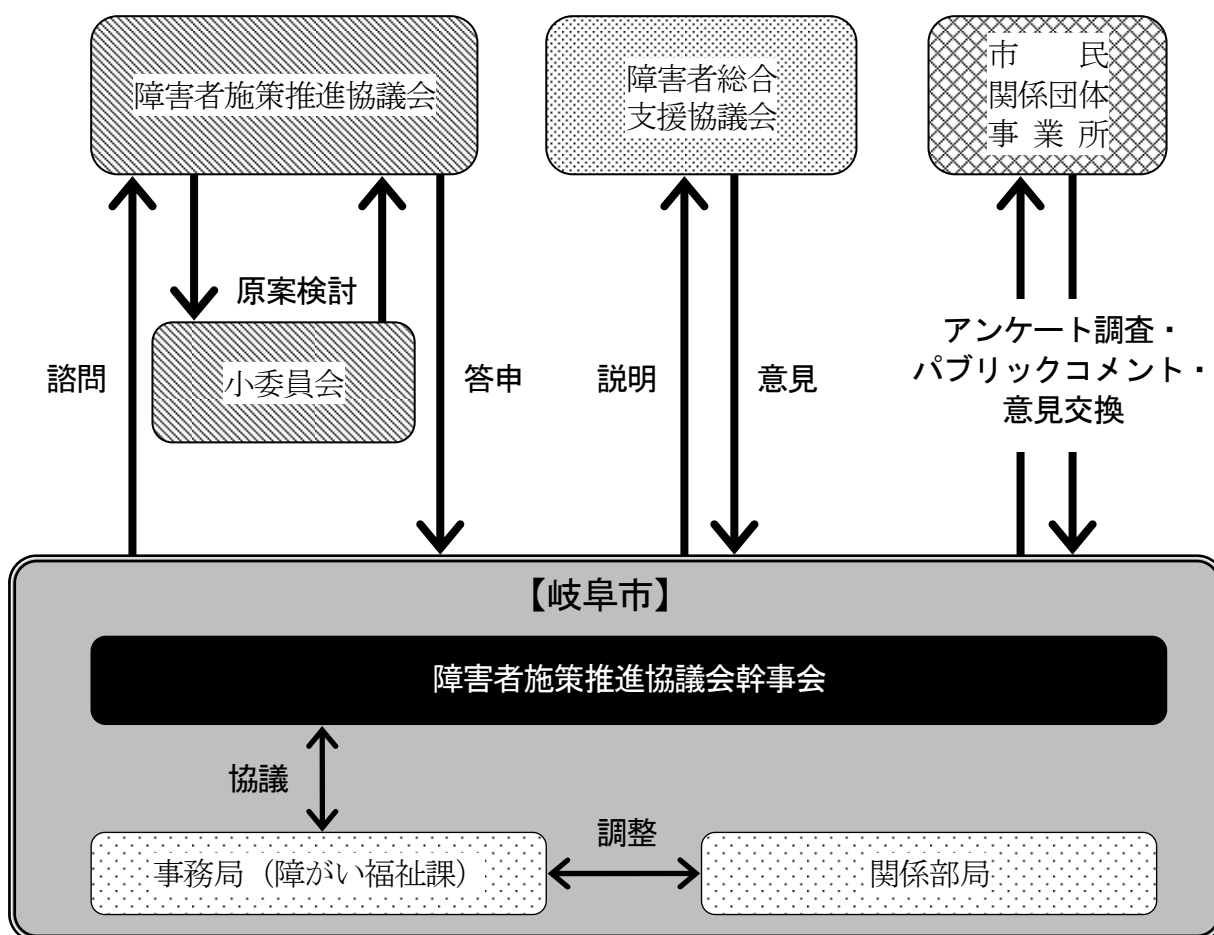
資 料

第1章 計画の策定方法と策定経過

1 計画の策定方法

計画の策定に先立って、障がいのある人や関係団体、障害福祉サービス等を提供している事業所の意見やニーズを把握するために、アンケート調査や意見交換等を行いました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会に諮問し、答申を得るとともに、岐阜市障害者総合支援協議会より意見をいただきました。

図表5-1 計画の策定体制



2 意見やニーズの把握等

障がいのある人や関係団体、障害福祉サービス等を提供している事業所の意見やニーズを把握するために、平成25年11月11日から12月10日まで「第3次岐阜市障害者計画及び第4期岐阜市障害福祉計画策定アンケート調査」、平成26年6月6日から7月1日まで「障がい者関係団体との意見交換」、平成26年8月4日から8月22日まで「事業所状況調査」を行いました。また、岐阜市障害者施策推進協議会の審議結果等を踏まえた計画案について、平成26年12月15日から平成27年1月14日までパブリックコメントを募集しました。

図表5-2 アンケート調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率 (%)
①身体手帳	郵送	3,595	1,984	55.2
②療育手帳		1,337	704	52.7
③精神手帳		482	236	49.0
④特定疾患		500	307	61.4
⑤手帳未所持		86	37	43.0

《調査内容》

- ・調査対象者の属性について：性別、年齢、家族、手帳等の等級、住まいなど
 - ・生活について：今後希望する生活の場所、今後自宅での生活を希望する人の生活支援の方法、介助者など
 - ・障害福祉サービスについて：自宅でのサービスの利用状況、今後自宅で利用したいサービスなど
 - ・就労・就学について：就労での困りごと、今後の就労意向、働くために必要なこと、通園・通学での困りごと、卒業後の進路など
 - ・活動について：外出・通院の頻度、外出・通院での困りごと、社会参加のために必要なことなど
 - ・災害対策について：災害時の避難行動、避難行動要支援者登録制度の知名度など
 - ・地域づくりについて：近所とのかかわり、近所とのかかわりを持つ上で大切なことなど
 - ・日常生活について：困りごとなどの相談相手、差別や偏見、成年後見制度の知名度など
- ※調査対象により一部設問が異なる。

図表5-3 障がい者関係団体との意見交換の概要

対象団体 (21団体)
岐阜市身体障害者福祉協会
岐阜地区知的障がい者育成会
岐阜市視覚障害者福祉協会
岐阜市聴覚障害者協会
岐阜市肢体不自由児者父母の会
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう
特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部
岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック
岐阜市重症心身障害児(者)を守る会
岐阜市あけぼの会 (精神障害者家族会)
岐阜市立岐阜特別支援学校PTA
社会福祉法人 いぶき福祉会
社会福祉法人 岐東福祉会
社会福祉法人 清穂会
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団
特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会
岐阜睦声会
岐阜盲ろう者友の会
公益社団法人 日本オストミー協会岐阜県支部
特定非営利活動法人 ぎふ脳外傷友の会長良川

図表5-4 事業所状況調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率 (%)
障害福祉サービス事業所	郵送	134	104	77.6
地域生活支援事業所		60	32	53.3
障害児通所支援事業所		25	19	76.0

図表5-5 パブリックコメント結果の概要

	提出数 (通)	意見数 (件)
郵送	2	4

3 計画の諮問機関等

(1) 岐阜市障害者施策推進協議会

○岐阜市障害者施策推進協議会条例

平成8年3月29日

条例第5号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第9項に規定する事項を処理すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に、協議会の調査審議を補助するため、幹事長及び幹事で組織する幹事会を置くことができる。

- 2 幹事長及び幹事は、関係機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第91号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において委員である者の任期は、この条例による改正前の岐阜市障害者施策推進協議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○岐阜市障害者施策推進協議会委員名簿

【委員任期】平成26年5月1日～平成29年4月30日

【委員数】28人

(◎：会長)

	所 属	職 名	氏 名	小委員会
関係行政機関の職員	岐阜県健康福祉部障害福祉課	課長	尾崎 浩之	
	岐阜労働局職業対策課	課長	牧野 俊昭	
識見を有する者	国立大学法人 岐阜大学	教育学部長	◎池谷 尚剛	◎
	公立大学法人 岐阜県立看護大学	教授	勝田 仁美	○
	一般社団法人 岐阜市医師会	理事	中根 康雄	
	独立行政法人 国立病院機構長良医療センター	院長	山田 堅一	
	岐阜市小中学校長会	会長	林 茂男	
	岐阜商工会議所	専務理事	山田 英治	
障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者	岐阜市身体障害者福祉協会	会長	松井 逸朗	○
	岐阜地区知的障がい者育成会	副会長	春見 鉄男	○
	岐阜市視覚障害者福祉協会	副会長	前田 光雄	○
	岐阜市聴覚障害者協会	事務局長	田中 誠一	○
	岐阜市肢体不自由児者父母の会	会長	山岸 文治	○
	特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう	理事長	吉田 朱美	○
	特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部	支部長	伊藤まゆみ	○
	岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック	ブロック長	水野佐知子	○
	岐阜市重症心身障害児(者)を守る会	会長	山田 稔	○
	岐阜市あけぼの会(精神障害者家族会)	会長	中村 剛	○
	岐阜市立岐阜特別支援学校PTA	会長	伊藤三奈子	○
	社会福祉法人 いぶき福祉会	理事	林 守男	
	社会福祉法人 岐東福祉会 障害者支援施設はなみずき苑	介護支援長	横山 貴洋	
	社会福祉法人 清穂会	理事長	臼井麻紗杜	
	岐阜市立岐阜特別支援学校	校長	熊田 正俊	
	岐阜市民生委員・児童委員協議会	理事	木村 利一	
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会	副会長	畑 数幸		
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団	理事長	蒔田 一雄		
公募市民			青木 咲子	
			今井 優利	

※敬称略

(2) 岐阜市障害者総合支援協議会

○岐阜市障害者総合支援協議会要綱

平成19年2月1日 決裁
平成19年4月1日 改正
平成20年4月1日 改正
平成21年4月1日 改正
平成22年4月1日 改正
平成24年4月1日 改正
平成25年4月1日 改正
平成26年3月28日 改正

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制についての協議に関すること。
- (2) 関係機関の連携の緊密化を図ること。
- (3) 地域の実情に応じた体制の整備についての協議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、15人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者等及びその家族で、障害者関係団体の推薦するもの
- (2) 障害者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、事務を円滑に進めるため、専門部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○岐阜市障害者総合支援協議会委員名簿

【委員任期】平成26年5月23日～平成27年3月31日

【委員数】15人

(◎：会長)

所 属	職 名	氏 名
岐阜県医療ソーシャルワーカー協会	会長	成瀬 康弘
岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック	副ブロック長	小堀 将大
岐阜公共職業安定所	統括職業指導官	澤 安紀子
岐阜市視覚障害者福祉協会	会長	渡邊 功
岐阜市肢体不自由児者父母の会	会員	堀 貞子
岐阜市障害者生活支援センター	所長	臼井 隆雄
岐阜市地域包括支援センター運営協議会	岐阜市地域包括支援センター長森管理者	笥 聡
岐阜市民生委員・児童委員協議会	理事	堀江 等
岐阜市立岐阜特別支援学校	校長	熊田 正俊
岐阜地方法務局人権擁護課	人権擁護課長	栗原 久典
公立大学法人 岐阜県立看護大学	育成期看護学領域講師	山本 真実
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会	常務理事	◎植村 俊之
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団	岐阜障がい者就業・生活支援センター所長	横山 幸三
社会福祉法人 長良福祉会	施設長	神戸 英子
社会福祉法人 舟伏	総合施設長	森 敏幸

※敬称略

4 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成25年11月11日～12月10日	アンケート調査
平成26年6月6日～7月1日	関係団体との意見交換
平成26年7月4日	第1回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会
平成26年7月15日	第1回 岐阜市障害者施策推進協議会 (第3次岐阜市障害者計画及び第4期岐阜市障害福祉計画の策定について(諮問)等)
平成26年8月4日～8月22日	事業所状況調査
平成26年10月2日	第1回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会 (第3次岐阜市障害者計画(素案)について)
平成26年10月28日	第2回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会 (第4期岐阜市障害福祉計画(素案)について)
平成26年11月6日	第2回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会
平成26年11月18日	第3回 岐阜市障害者総合支援協議会 第2回 岐阜市障害者施策推進協議会 (岐阜市障害者計画・障害福祉計画(原案)について)
平成26年12月15日～平成27年1月14日	パブリックコメント (岐阜市障害者計画・障害福祉計画(案)について)
平成26年12月26日～平成27年1月30日	岐阜県への意見聴取 (第4期岐阜市障害福祉計画(案)について)
平成27年2月23日	第3回 岐阜市障害者施策推進協議会 (岐阜市障害者計画・障害福祉計画(最終案)について)
平成27年3月3日	岐阜市障害者施策推進協議会会長より答申
平成27年3月5日	「第3次岐阜市障害者計画・第4期岐阜市障害福祉計画」の決定

第2章 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などのわかりづらいものに一般的な解説をつけて、五十音順に整理したものです。

愛の一声運動 市長が委嘱した推進員が、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、「お元気ですか」等と一声かけて、日常生活を見守り、安否を確認し、孤独感の解消を図る運動。

アスペルガー症候群 知的障がいとは伴わないものの、興味・コミュニケーションについては特異性が認められる広汎性発達障がいの一種。特定の分野については驚異的なまでの集中力と知識を持ち、「空気を読む」ことが苦手、細かい部分にこだわる、考えが偏っている、感情表現が困難といった特徴がある。

安否情報ダイヤルイン電話 近所のひとり暮らしの高齢者や障がいのある人の居宅での異変に気づいた時に連絡していただく市の専用電話。

育成医療 身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、障がいのある児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

意思疎通支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者等を派遣する事業。平成24年度までのコミュニケーション支援事業が本事業に変更された。

一般介護予防事業 介護保険法の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すること等を目的としている。一般介護予防事業は、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業から構成されている。

一般就労 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支

援事業の必須事業の一種で、屋外での移動が困難な障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業をいう。

医療型児童発達支援 上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行う事業。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取り組みが可能である点が特徴といえる。

うつ病 気分と意欲が障がいされる精神障がい。最近までは躁うつ病といわれ、現在では気分障がいや感情障がいといわれる。躁状態あるいはうつ状態があらわれるが、うつ状態だけのものをうつ病、躁・うつ両方あらわれるものを双極性障がい（狭義の躁うつ病）という。とくに、うつ病はストレスにあふれた現代社会のなかで増加してきている。

エールぎふ ⇒ 子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」

エスコートゾーン 横断歩道の中央部に敷設した視覚障害者誘導用ブロック（点状の突起体）。視覚に障がいのある人が安全に車道を横断できる道筋を示す。

NPO法人（特定非営利活動法人） 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

オストメイト〔ostomate〕 人工肛門・人工膀胱保有者。

音声・言語・そしゃく機能障がい 身体障がいの一種。身体障害者福祉法では、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失又は著しい障がいによって永続するものを同法の対象となる身体障がいとしている。

介護給付 障害者総合支援法に定める自立支援給付の介護給付には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護及び施設入所支援の9種類がある。なお、介護保険の要介護認定者が受ける保険給付も介護給付という。

外国人等心身障害者福祉金 昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障害基礎年金を受け取ることができない重度の障がいがある人に支給される福祉金。支給額は、月額2万円である。

介護保険法 加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

介護予防 高齢者が要介護とならないよう予防すること。

介護予防・生活支援サービス事業 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援認定者を含めた高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざし、岐阜市が平成25年8月から導入した事業である。介護予防・生活支援サービス事業は、介護保険法の地域支援事業の中心的事業である介護予防・日常生活支援総合事業の一つである。

外出支援サービス 障がいのある人を対象とする外出支援サービスとしては、視覚に障がいのある人を対象とする同行援護、知的あるいは精神に障がいのある人を対象とする行動援護、同行援護・行動援護に該当しない人で屋外での移動が困難な人を対象とする移動支援事業の3種類がある。

学習障がい (Learning Disabilities ; LD) 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

完全参加と平等 ノーマライゼーションの理念を踏ま

えた「国際障害者年」(1981年)のテーマである。障がいのある人がそれぞれの住んでいる地域で社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現するという意味である。

基幹相談支援センター 障がいのある人の相談を総合的に行う地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。基幹相談支援センターは、市町村又は市町村が委託する事業所が運営し、自ら、障がいのある人等の相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。岐阜市においては、障がい福祉課に基幹相談支援センター機能を持たせている。

機能訓練 損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。麻痺などにより失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と、機能障がい永続的になった場合、残された健全な機能の開発を図る日常生活動作訓練などをいう。

岐阜市NPO・ボランティア協働センター NPO法人をはじめとする様々な機関と連携しながら情報の共有化を図り、市民が活動しやすい環境づくりを目指す市の設置した機関。

岐阜市高齢者福祉計画 介護保険法に定める市町村介護保険事業計画と老人福祉法に定める市町村老人福祉計画を一体化して策定した岐阜市の計画。

岐阜市子ども・若者総合支援センター ⇒ 子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」

岐阜市サポートブック ⇒ サポートブック

岐阜市障害者総合支援協議会 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人及びその家族、保健・医療・福祉・教育・雇用関係者、学識経験者、市職員等で構成され、地域における障がいのある人への支援体制及び地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、関係機関の連携の緊密化を図り、障がいのある人が地域において安心して暮らせる地域づくりを目指す。

岐阜市人権教育・啓発行動計画 人権教育・啓発推進の具体化に向けて市民と協働して取り組む岐阜市の計画。基本理念として、①「生き合う力」を育もう、②人権感覚を日常生活に根づかせよう、③「差別の土壌」となる意識や考え方を見直そう、④共生と協働の心の輪を広げよう、の4つを掲げている。

岐阜市地域福祉推進計画 ⇒ 地域福祉計画

岐阜市福祉の店 ⇒ 福祉の店

ぎふ市民健康基本計画 「早死の減少」と「健康寿命の延伸」を目標として、市民一人ひとりの健康の向上をめざす市民参画による市民主体の新しい健康づくりの計画。ぎふ市民健康基本計画は、健康増進法に定める市町村健康増進計画である。

基本指針 平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のこと。市町村及び都道府県は、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を障害福祉計画に定めることとされている。

虐待防止相談員 ⇒ 障がい者虐待防止センター

共生 ともに生きること。内閣府では、年齢や障がいの有無等にかかわらず、安全に安心して暮らせる社会を「共生社会」といつている。

共同生活援助（グループホーム） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種であるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

共同生活介護（ケアホーム） 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種であったケアホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホームとの違いは、ケアホーム利用者は介護を要する人、グループホーム利用者は介護を要しない人とされていることである。ケアホームは、平成26年4月からグループホームに一元化された。

居住系サービス 障害福祉サービスにおいては、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援をいう。

居住サポート事業 ⇒ 住宅入居等支援事業

居宅介護（ホームヘルプ） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスをいい、介護保険法では、「訪問介護」という。

緊急通報システム 岐阜市においては、ひとり暮らしの高齢者や身体に障がいのある人の世帯を対象に、緊急通報装置の貸与をしている。急病や災害等の緊

急時に迅速に対応するため、ペンダントや緊急通報装置の非常ボタンを押すと、消防署や協力員等に通報され、緊急対応を行う。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 ⇒ 障害者優先調達推進法

グループホーム ⇒ 共同生活援助

訓練等給付 障害者総合支援法に定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及びグループホーム（共同生活援助）で構成されている。

ケアホーム ⇒ 共同生活介護

ケアマネジャー 援護を必要とする人が地域で暮らしていけるよう、各種在宅サービス等を調整して、ケアプランを作成し、実行していく職業。障害福祉サービスのケアマネジャーは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等の業務がある。

計画相談支援 障害者総合支援法の相談支援の一種で、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

契約 一般的には、相対する複数の者が合意して成立する法律行為のことをいう。障害福祉サービスにおいては、サービス事業者が利用者を取り交わす約束を指す。障害福祉サービスの契約は、利用者が、ただ単に申請するというのではなく、自らの意志で自己決定し、事業者等のサービスを利用していくものであり、その仲介としての相談支援事業所の役割は重要である。

健康ふれあい農園 岐阜市では、健康的でゆとりのある市民生活に資するため、健康ふれあい農園の貸付を行っている。この農園には、下肢、体幹又は移動機能に障がいのある人の専用区画がある。

言語障がい 言語の適切な理解と表現が困難な状態をいう。身体障害者福祉法では、言語機能の喪失あるいは言語機能の著しい障がいで永続するものを身体障がいとしている。

権利擁護 自らの意思を表明することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

高次脳機能障がい 病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、

意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいきたす病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは含まれない。

更生医療 身体に障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体に障がいのある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

行動援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人が、行動する際の危険を回避するための援護、外出時の移動中の介護等を受けるサービスをいう。

行動障害 状況にそぐわない不適切な行動で、しばしば他者若しくは本人にとって有害な行動をいう。精神病、意識障がい、てんかん発作、睡眠障がい、発達障がい等の人の一部でみられる。

広汎性発達障がい 社会性に関連する領域にみられる発達障がいの総称。小児自閉症、アスペルガー症候群、レット症候群、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいなどが含まれる。

合理的配慮 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

高齢化 総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合が大きくなったことを指す言葉。平成26年9月のわが国の高齢化率は25.9%であり、これは世界的にみれば超高齢化といえる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関や、デパートや旅客施設などの公共的施設のバリアフリーをめざし、高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とする法律。一般的には「バリアフリー法」という。

国際障害者年〔International Year of Disabled Persons；IYDP〕 1976年の国際連合総会は、世界的規模で啓発活動を行う国際障害者年を1981年とすることを決議した。そのテーマは「完全参加と平等」であり、具体的な目的は、①障がいのある人

の身体的、精神的な社会適合の援助、②就労の機会保障、③日常生活への参加の促進、④社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供、⑤国際障害者年の目的の実施のための措置と方法の確立、であった。これらの目的は1年で達成されるものではないので、国際連合はさらに「障害者の十年」(1983～1992年)を設定し、各国が計画的に課題解決に取り組んできた。

子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画。子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度を初年度とする5年計画で、全市町村が定めなければならない。

子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」 日常生活又は社会生活を営む上で様々な悩みや困難を有する子ども・若者に対し、その特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的とする岐阜市の機関。子ども・若者総合支援センターは、0歳から成人前までの子どもあるいはその保護者の子育て、児童虐待、発達障がい、不登校、いじめ、就学・就労などのあらゆる悩みや不安の相談に対してワンストップで総合的に相談支援するとともに、一人ひとりに寄り添い、継続的に支援する。

コミュニケーション支援事業 ⇒ 意思疎通支援事業
雇用率 ⇒ 障害者雇用率

サービス等利用計画 介護給付等を受ける障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。障がいのある児童に対する計画を「障害児支援利用計画」といい、介護保険では「ケアプラン（介護サービス計画）」という。

在宅サービス 障がいのある人を居宅において処遇するための各種サービス。具体的には、ホームヘルプサービス、訪問入浴サービス等がある。

サポートブック 乳幼児期から成人期に至る今まで一貫した支援が受けられるように、各ライフステージにおける成長の過程、各支援機関での相談内容や支援の記録を整理しておくノート。岐阜市サポートブックは、岐阜市障害者総合支援協議会等の関係者

の協力を得て作成した。

支援費制度 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき、平成15年度から身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

視覚障がい 眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。最も軽度な6級の視力障がいは、障がいが永続するもので、一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるものをいう。

施設入所支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスをいう。施設入所支援は、障害者支援施設で行われ、平日の日中は、生活介護などの日中活動系サービスを利用する。

施設入所者の地域生活への移行 施設を退所し地域での生活を望む施設入所支援利用者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

肢体不自由 上肢・下肢及び体幹の機能の障がいを指す。身体障害者福祉法では、①1上肢、1下肢又は体幹の機能の著しい障がい永続するもの、②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第1指骨間関節以上で欠くもの、③1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤1上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障がい、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいを身体障がいとしている。なお、知能の障がい原因で運動機能に障がいがある場合はこれに含まれない。

肢体不自由児施設 児童福祉法に定められていた児童福祉施設の種類で、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童が、治療を受けるとともに、自立生活に必要な知識・技能を習得する入所施設。児童福祉法の改正により、平成24年4月から医療型障害児入所施設となった。

指定難病 ⇒ 難病

自動車改造費助成事業 身体に障がいのある人が就労等のために、運転する車を改造する場合、費用の一部を助成する事業。助成限度額は10万円である。

児童相談所 児童福祉法に基づき都道府県・指定都市・中核市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、心理判定員、社会福祉士、医師等が配置され、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと、を業務とし、必要に応じ、巡回してこれらの業務を行う。

児童発達支援 就学前の障がいのある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができるサービスをいう。

児童福祉法 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」と、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

自発的活動支援事業 障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいう。具体的には、ピアサポート、障がいのある人等の災害対策活動や見守り活動、社会活動、ボランティア活動等を支援する事業である。

自閉症 社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がいや困難さを生じたり、こだわりが強くなる精神障がい的一种。症状の特徴は、①対人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執着するというもので、3歳位までに表れる。

市民活動支援事業 5人以上の市民のグループが企

画・実施する地域社会の課題解決を目的とする自主的・公益的な事業に事業費の一部を補助する岐阜市の事業。

社会的障壁 障がいのある人が社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行。平成23年の障害者基本法の改正においては、障害者権利条約の理念に沿って、合理的配慮の定義など、社会的障壁の除去を定めている。

社会的リハビリテーション 国際リハビリテーション協会は「(障がいのある人に対する)社会的リハビリテーションは、社会的機能力を身につけることを目的とした過程」であって、「社会的機能力とは、各種様々な社会的状況の中で、自分のニーズを満たすことができ、社会に参加して最大限の豊かさを実現する権利を行使できる能力のことである」と定義している。社会的リハビリテーションが働きかけなければならない対象は、障がいのある人個人の社会的機能力の発展を援助するのはもちろんのこと、障がいのある人の社会参加を妨げる社会そのもののシステムの改善も含まれている。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する人及び社会福祉に関する活動を行う人(ボランティア団体等)が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

重度心身障がい 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がいをいう。

重症心身障害児施設 重症心身障害児施設は、児童福祉法に基づき、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童の入所施設とされていたが、成人になっても入所を続ける人の多い施設であった。平成24年度からは、従来の重症心身障害児施設は、18歳未満利用者が児童福祉法の医療型障害児入所施設、18歳以上利用者が障害者総合支援法の療養介護に分けられた。

住宅入居等支援事業 障害者総合支援法の地域生活支援事業の市町村の必須事業の一つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家

主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援する事業。「居住サポート事業」ともいう。

重度障害者等包括支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に受けるサービスをいう。

重度心身障害者等医療費助成事業 重度の障がいのある人で所得が一定額以下の人の医療費の自己負担分を助成する事業。この事業の対象となるのは、①身体障害者手帳1～3級、②療育手帳A1・A2・B1、③戦傷病者手帳特別項症～第4項症で身体障害者手帳4級、④精神障害者保健福祉手帳1・2級の人である。

重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業 車いす等を使用する在宅の重度の身体に障がいのある人を介助する人が運転する自動車を、リフト付き等に改造する経費等を助成する事業。改造又は購入に係る助成限度額は、24万円である。

重度身体障害者住宅改善促進助成事業 身体に重度の障がいのある人や介護者の在宅生活の負担を軽減するための住宅改造工事費の一部を助成する事業。この事業の補助限度額は70万円である。

重度の知的障がいのある人 知能が未発達の状態にとどまった人で、療育手帳A・A1・A2所持者をいう。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスをいう。

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間)とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援(A型) 通常の事業所に雇用される

ことが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

宿泊型自立訓練 障害福祉サービスの自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等に対して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等を行うサービスをいう。

手話通訳者 重度の聴覚又は言語に障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を手話を利用することにより援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

手話奉仕員 聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人をいう。

生涯学習 人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだとする考え方。生涯教育ともいう。

障害支援区分 障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合いを示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分といていた。

障害児支援利用計画 ⇒ サービス等利用計画

障害児相談支援 児童福祉法の障害児通所支援を申請した障がいのある児童に、障害児支援利用計画の作成、支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

障害児通所支援 障がいのある児童が通所して受けるサービスをいい、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の4種類がある。

障害児等療育支援事業 在宅の重症心身障がいのある児（者）、知的障がいのある児（者）及び身体に障がいのある児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機

能の充実を図るとともに、県域における療育機能との連携を図り、障がいのある児（者）の福祉の向上を図ることを目的とする事業。岐阜市は、地域生活支援事業として、この事業を実施する。

障害児入所支援 障がいのある児童が入所して受けるサービスをいい、福祉型と医療型がある。

障害児福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に重度の障がいのある児童に支給される。支給対象となるのは、20歳未満の障がいのある児童のうち重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする人。支給額は、月額14,180円（平成26年度）となっている。所得制限がある。

障害者 障害者基本法では、障害者の定義として「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者総合支援法においては、18歳以上の身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人のほか、指定された151の難病に罹患している人としている。

障害者基本計画 障害者基本法に基づく障がいのある人のための施策に関する国の基本的な計画。平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）が（第1次）障害者基本計画とみなされていたが、平成14年度で終期を迎えたことから、平成14年12月に「（第2次）障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）が閣議決定され、平成25年9月には「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）が公表された。

障害者基本法 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。この法律は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、差別の禁止や障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について国民、国、地方公共団体等の義務を定めている。

障がい者虐待防止センター 市町村に設置され、障がいのある人本人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する疑問や悩みなど、様々な相談を受け付

けるとともに、家庭や職場、障がい者施設等で障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けている障がいのある人からの届け出を受け付け、それにもとづき、事実確認及び立入り検査、障がいのある人の一時保護や支援、養護者の負担の軽減を図るための支援などを行う機関をいう。岐阜市においては、障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センターの機能を持たせている。

障害者虐待防止法 平成23年6月に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者等に、障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。

障害者権利条約 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害者雇用促進法 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略称。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国及び地方公共団体の責務、障がいのある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇いを促進するため、職業リハビリテーションの推進、障がいのある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収を定めている。

障害者雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあつては2.0%、特殊法人・国・地方公共団体にあつては2.3%、一定の教育委員会にあつては2.2%とされ、これを超えて身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人を雇用する義務を負う。この場合、重度の障がいのある人1人は障がいのある人2人として算入される。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主

に対しては、障害者雇用調整金又は報奨金が支給される。

障害者差別解消法 平成28年4月1日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者支援施設 障がいのある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

障害者週間 1981（昭和56）年の国際障害者年を記念して定められ、平成5年に障害者基本法により「障害者の日」として法定化され、平成16年の改正により「障害者週間」となった。国民が障がいのある人の福祉についての関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日（国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日）を「障害者週間」としている。毎年、内閣府による記念の集いが開催されるほか、全国各地で障がい者問題に関する啓発広報のための各種行事・事業が行われている。

障害者就業・生活支援センター 就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。岐阜市の社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団が指定を受けている。

障害者小規模通所援護事業 障害者総合支援法に基づく施設を常時利用することが困難で、一般就労を目指すことも困難な障がいのある人が、作業、生活指導、健康管理等の支援を受け、小規模な通所施設を利用した際1日につき4,000円を扶助する岐阜市の事業。

障害者自立支援法 障害のある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。⇒ 障害者総合支援法

障害者生活支援センター 地域で生活している障がい

のある人やその家族の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う機関。

障害者総合支援協議会 ⇒ 岐阜市障害者総合支援協議会

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者相談員 ⇒ 身体障害者相談員、知的障害者相談員

障害者相談支援機能強化事業 市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する国の補助事業。事業の具体的内容としては、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等とされ、専門的職員としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等が例示されている。岐阜市の障害者相談支援機能強化事業は、7か所の相談支援事業所に委託している。

障害者相談支援事業 障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行う。

障害者の権利に関する条約 ⇒ 障害者権利条約

障害者の雇用の促進等に関する法律 ⇒ 障害者雇用促進法

障がい者マーク 障がいのある人に関するマークには、①障がいのある人が利用できる建物、施設であることを示す障がい者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）、②肢体不自由の人が運転する車のマーク（四つ葉のクローバー）、③聴覚に障がいのある人が運転する車のマーク（蝶）、④視覚に障がいのある人のための国際シンボルマーク（杖をついて歩く人）、⑤聞こえが不自由なことを表すマーク（耳マーク）、⑥ほじょ犬マーク、⑦オストメイトマーク、⑧内部障がいのある人を表すマーク（ハート・

プラスマーク）などがある。

障害者優先調達推進法 平成24年6月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

障害程度区分 ⇒ 障害支援区分

障がいのある人 ⇒ 障害者

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助（グループホーム）をいう。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ⇒ 障害者差別解消法

小児慢性特定疾患 国の小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる疾患として11症候群（514疾患）が指定され、児童の健全な発育を阻害しないよう疾患の研究や治療法の確立とともに、患者家族の医療費の負担軽減が図られていたが、平成27年1月からは、児童福祉法の「小児慢性特定疾病」として、704疾病が指定された。

ショートステイ ⇒ 短期入所

触手話 視覚障がいと聴覚障がい重複している人の意思伝達手段。触手話は、互いの手を持ち、触って確認する手話である。

自立訓練 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

自立訓練（機能訓練） 入所施設・病院を退所・退院し、又は特別支援学校を卒業し身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人や難病患者等が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立訓練（生活訓練） 入所施設・病院を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立支援 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

自立支援医療 障がいのある児童のための「育成医療」、身体に障がいのある人のための「更生医療」及び精神に障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置づけられている。支給認定は、育成医療及び更生医療が市町村、精神通院医療が都道府県である。

自立支援給付 障害者総合支援法に定める自立支援給付は、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具に大別される。自立支援給付の費用は、国が100分の50、都道府県及び市町村が100分の25ずつ負担することを義務づけている。

シルバー人材センター 一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。シルバー人材センターは、厚生労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができるとされている。会員は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の被用者保険の被保険者となることはできない。

身体障害者相談員 身体障害者福祉法に基づく身体に障がいのある人の福祉の増進を図るための民間協力

者。原則として身体に障がいのある人で社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のなかから市町村が委嘱する。身体障害者相談員は、障がいのある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき都道府県知事又は指定都市・中核市の市長により交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

身体に障がいのある人 身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障がい、がある18歳以上の人であって、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。身体障害者福祉法による援護は18歳以上の身体に障がいのある人に適用され、18歳未満の身体に障がいのある児童については身体障害者手帳の交付はなされるが、児童福祉法による援護を受けることになっている。

ストマ〔stoma〕 人工肛門あるいは人口膀胱のこと。
スマートウエルネスぎふ 「賢く（スマート）健康（幸）（ウエルネス）」を政策の中核にとらえた岐阜市のまちづくりを意味する造語。健康施策とまちづくり施策を一体的に進めることにより、暮らすうちに誰もが健康で幸せになれるまち、「健幸都市」を創ろうという取り組みである。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、常時介護を要する障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設や事業所で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

生活習慣病 成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病といていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という概念を導入した。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいのある状態であると認められた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。①手帳制度が十分に浸透していない、②手帳所持のメリットが少ない、③精神障がいであることを知られたくない、などの理由から、手帳所持者は実際の精神に障がいのある人の一部にとどまっている。

精神に障がいのある人 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人も、精神に障がいのある人に含まれる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神に障がいのある人等の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰・自立と社会経済活動への参加促進、発生予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努め、精神に障がいのある人等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。具体的には、精神保健福祉センター、精神保健指定医、精神科病院、医療及び保護、精神障害者保健福祉手帳、相談指導等、精神障害者社会復帰促進センターなどについて規定している。平成18年度から、福祉サービス等の給付は、障害者自立支援法の規定によることとなった。

成年後見制度 知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人

の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度法人後見支援事業 成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。この事業の対象となる「法人」は、社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等である。障がいのある人を対象とする成年後見制度法人後見支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

成年後見制度利用支援事業 成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に成年後見制度審判開始請求の申立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選ぶ。申立てできるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族などに限られている。成年後見制度利用支援事業は、身寄りがなく申し立てができない人に、市長が代わりに申立てを行い、経済的な理由から申立経費や後見人などへの報酬が支払えない人には、経費の全部又は一部を助成するものである。障がいのある人を対象とする成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

セーフティーネット [safety net] 網の目のように救済策を張ることにより、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みをいう。

相談支援 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。

相談支援専門員 障がいのある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う専門職。相談支援専門員となるには、相談支援・介護等の実務経験がある人等が相談支援従事者研修を修了しなければならない。

措置 行政庁（市町村又は都道府県）が、要援護者に対して、社会福祉施設・精神科病院に入所・入院させる、あるいは在宅サービスを受けさせる制度をいう。措置は、行政処分と解されている。

耐震シェルター等設置補助事業 地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者や障がいのある人の居住する木

造住宅の1階に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する費用の一部を補助する岐阜市の事業。

多目的トイレ 障がいのある人だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れてきた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮して作られたトイレ。

団塊の世代 第二次大戦直後、我が国の出生数は年間260～270万人に及んでおり、この時期を第1次ベビーブームと呼び、この時代（昭和22～24年）に生まれた人たちは「団塊の世代」といわれる。また、この第1次ベビーブームの人たちが出産しはじめ、第2次ベビーブームと呼ばれたのは、昭和46～49年の出生数が年間200万人を超えたころの時期であった。

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が障害者支援施設、児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域移行 ⇒ 施設入所者の地域生活への移行

地域移行支援 障害者総合支援法の相談支援の一種で、施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人の地域生活への移行のために、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うことをいう。

地域活動支援センター事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。地域活動支援センターには、従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

地域生活支援拠点 グループホーム又は障害者支援施設に、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。地域生活支援拠点は、障害者総合支援法（基本指針）で、平成29年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備する

としている。

地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる。自立支援給付の費用負担は、国が100分の50、都道府県及び市町村が100分の25と義務化されているのに対し、地域生活支援事業の補助については、国が100分の50以内、都道府県が100分の25以内において「補助することができる」とされている。

地域定着支援 障害者総合支援法の相談支援の一種で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる居宅で単身等で暮らしている障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行うことをいう。

地域福祉 社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」としている。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域福祉計画 社会福祉法に定められた地域福祉の推進に関する市町村の計画。その内容は、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、を満たさなければならない。岐阜市においては、平成26年度に「岐阜市地域福祉推進計画」の第3期計画を策定した。

地域防災コミュニティ計画 岐阜市地域防災計画に基づく、地域における地域に即した防災計画。災害時における諸活動の円滑な実施を図り、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による

被害を軽減し、地域住民の安全と公共福祉を確保することを目的としている。

知的障がい 知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

知的障害児施設 知的障がいのある児童が入所し、独立自活に必要な知識技能を得ることを目的とする児童福祉施設に位置づけられていたが、児童福祉法の改正により、平成24年度からは障害児入所支援を実施する事業所となった。⇒ 障害児入所支援

知的障害児通園施設 知的障がいのある児童が通園し、独立自活に必要な知識技能を得ることを目的とする児童福祉施設に位置づけられていたが、児童福祉法の改正により、平成24年度からは児童発達支援を実施する事業所となった。⇒ 児童発達支援

知的障害者更生相談所 都道府県に設置され、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、知的障がいのある人に関する専門的な相談・指導、心理学的及び職能的判定、障害福祉サービスの支給要否決定を市町村が行うに当たって必要があると認める場合の意見陳述等を行う機関。知的障害者更生相談所には、知的障がいの福祉等に関する専門的知識及び技術を有する知的障害者福祉司が置かれている。

知的障害者相談員 知的障害者福祉法により、知的障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。原則として、知的障がいのある人の保護者であって、社会的信望があり、知的障がいのある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のうちから市町村が委嘱する。知的障害者相談員は、知的障がいのある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

注意欠陥多動性障がい〔Attention Deficit Hyperactivity Disorder；ADHD〕 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

中核市 地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市。中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（福祉・衛生・まちづくり等）を処理することができる。平成26年現在、岐阜市を含めた43市が指定されている。

聴覚・平衡機能の障がい 身体障がいの一種。身体障

害者福祉法では、障がいが永続するもので、①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの、②1耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上のもの、③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの、④平衡機能の著しい障がい、を同法の対象となる身体障がいとしている。

通級 教科の指導は通常の学級で受け、通級指導教室に特定の時間だけ通って言語や弱視、難聴などの指導を受けることをいう。

つかさのまち夢プロジェクト 岐阜大学医学部等跡地整備事業のこと。第1期事業として、「みんなの森ぎふメディアコスモス」（複合施設）と「みんなの広場 カオカオ」を平成27年度までに整備し、第2期事業として岐阜市の新庁舎を整備することとしている。

出前講座 市の職員が地域に出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりをともに考えることを目的とする。市の将来像やユニバーサルデザイン、まちづくり、介護、子育て、環境、健康などの講座があり、生涯学習の一環として実施している。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚に障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

統合失調症 統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患であり、それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）という特徴を併せもっている。以前は、「精神分裂病」といわれていた。

特定疾患 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患をいい、特定疾患治療研究事業の対象疾患には公費負担医療が行われていたが、平成27年1月1日からは難病の患者に対する医療等に関する法律が適用されることとなった。⇒ 難病

特定非営利活動法人 ⇒ NPO法人

特別支援学級 小学校、中学校、高等学校の教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた少人数の学級。知的障がい・肢体不自由・身体虚弱・

弱視・難聴・情緒障がいなどの児童生徒を対象とし、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会も設けられている。

特別支援学校 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童生徒を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

特別支援教育 学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。平成19年度から従来の特殊教育に代えて、特別支援教育が実施されている。

特別児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいのある児童を監護あるいは養育する父母又は養育者に支給される。支給対象となるのは20歳未満の障がいのある児童。平成26年度の支給額は、障がいのある児童1人につき、1級月額49,900円、2級月額33,230円となっている。所得制限がある。

特別障害者手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しい重度の障がいがある人に支給される。支給対象となるのは、20歳以上であって著しく重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人。支給額は月額26,000円（平成26年度）。所得制限がある。

読話 聴覚に障がいのある人のコミュニケーション手段の一つで、相手の口の動きや表情から音声言語を読み取り、理解すること。

内部障がい 身体障害者福祉法で規定する身体障がい的一种。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障がい、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいに比較し、周囲の認識の低さから、病気にもかかわらず職場を休めなかったり、障がいの等級が過小評価されたりするなどの問題がある。

長良川大学 岐阜市の各部署・施設などが提供する講座・教室・市の職員や企業の担当者が地域へ出向く出前講座、市内及び近郊の大学等の公開講座を体系

化し、生涯学習「長良川大学」と名付けている。

難病 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として151疾患・症候群の難病を指定しており、難病の患者に対する医療等に関する法律では、医療費の公費負担の対象となる難病として、110疾患・症候群を指定している。

日常生活用具 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業として定められている日常生活用具は、次の6種類に大別されている。

介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある児童が訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

排泄管理支援用具 ストマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

居宅生活動作補助用具 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日中一時支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援

法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

入所施設 ⇒ 施設入所支援

乳幼児健康診査 就学前児童の健康診査をいう。岐阜市においては、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児及び5歳児に対して、健康診査を行っている。

ノーマライゼーション〔normalization〕 デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

発達障害者支援法 発達障がいを早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がいのある人への支援、発達障がいのある人の就労の支援等について定め、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障がいのある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。この法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいをいう。

バリアフリー〔barrier free〕 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、

制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー法 ⇒ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ハローワーク 公共職業安定所のこと。事業者から求人の申し込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関である。

筆談 聴覚や音声・言語に障がいのある人等の意思伝達手段。病院や市役所などの公共施設には、筆談具（筆談器、筆談ボード）が設置されていることも多い。

避難行動要支援者登録制度 災害発生時に自力での避難が困難な人を地域全体で支援するために、災害時要援護者又はその家族等の申請に基づき、災害時に援護の必要な人の名簿を作成している。この名簿を市、自主防災組織、消防団、民生委員及び社会福祉協議会が所有し、平常時の防災指導や災害時における安否確認等の支援に備えている。

ヒヤリハット・バリアフリー対策事業 自分たちのまちの防犯上、交通安全上危険な場所や、バリアフリー化が十分でない場所などの現地調査を行うことにより、改善につなげるほか、注意が必要な場所を明示した「ヒヤリハットマップ」を作成し、配布するなどして、地域の安全・安心の確保を目指す事業。

福祉型児童発達支援センター ⇒ 児童発達支援

福祉教育 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の重要性が大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉施設の入所者の地域生活への移行 ⇒ 施設入所者の地域生活への移行

福祉的就労 障がいのある人の一部は、本人が企業や官公庁などへの正規就職を望んでも、障がいの重度さのために不可能なことがある。働くことはすべての人にとっての基本的な権利であり、その権利を守り、本人の働く意志を尊重するため、正規雇用で代わる福祉的な場と指導體制の中で働く機会を用意して、体験としての労働を障がいのある人に保障していくことを福祉的就労という。障害者総合支援法の就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等が福祉的就労の場である。

福祉の店 障害者就労施設等で作った商品を販売する店舗。岐阜市福祉ショップ「WA！」(柳ヶ瀬)と岐阜市福祉の店「友&愛」(マーサ21)がある。

福祉避難所 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

福祉ホーム 現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金を、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とする入居施設。従来、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、それぞれの障がいに係る福祉ホームが規定されていたが、障害者自立支援法により一本化され、地域生活支援事業の一つに位置づけられた。

福祉有償運送事業 NPO法人や社会福祉法人等が自家用自動車を使用して、身体に障がいのある人や要介護者の移送を行う事業。岐阜市においては、4か所のNPO法人がこの福祉有償運送事業に取り組んでいる。

保育所等訪問支援 障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、2週間に1回程度保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスをいう。

放課後児童クラブ 小学生を対象に、学校の余裕教室などを利用して、授業終了後に保護者に代わって、児童の生活指導等を行う事業。留守家庭児童会ともいう。

放課後等デイサービス 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

法人後見 社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うことをいう。多くの市町村社会福祉協議会が、この法人後見に取り組んでいる。

法定雇用率 ⇒ 障害者雇用率

訪問介護 ⇒ 居宅介護、重度訪問介護

訪問給食サービス 要援護者(障がいのある人、要介護・要支援認定者等)の家庭へ食事を配達するサービス。岐阜市の障がいのある人を対象とする訪問給

食サービスは、重度の身体に障がいのある人、療育手帳を所持する単身者等に対して、昼食・夕食を365日配達している。

訪問系サービス 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

訪問入浴サービス 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、常時介護を必要とする重度の障がいのある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

ホームヘルパー 障害福祉サービスの居宅介護・重度訪問介護や介護保険の訪問介護等に従事する人。訪問介護員ともいう。ホームヘルパーは講習を修了した者に与えられる認定である。

ホームヘルプ ⇒ 居宅介護

補助犬飼育費助成事業 岐阜市内で補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する人に、月額4,800円の飼育費を支給する事業。

補装具 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するものという3つの要件をすべて満たすものをいう。

「ホッとタウン」プロジェクト 地域の安全を地域で守っていく提案等に対して岐阜市が補助する事業。

①街角トワイライト整備事業(防犯灯の設置)、②防犯カメラ設置補助事業、③地域安全運動支援事業、④ヒヤリハット・バリアフリー対策事業、⑤青色回転灯支援事業、⑥暴力団排除活動支援事業、⑦「ホッとタウン」カレッジ(地域防犯ボランティアリーダーの育成を目指す研修会)等がある。

ボランティア 一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人を指す。ボランティアの語源は志願兵であり、自ら進んで行うことが原則である。昭和50年代から、実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償」ボランティアも受け入れられてきている。

マンホールトイレ 災害時に下水道管路にあるマンホールの上に、簡単なトイレ設備を設け、使用するものをいう。

民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都

市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は無給で、任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を必要とする人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を経営する人又は社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

みんなの森 ぎふメディアコスモス 岐阜大学医学部等跡地に建設される「知の拠点」(図書館)、「文化の拠点」(展示ギャラリーや多目的ホール)及び「絆の拠点」(市民の交流センター)という3つの機能を有する複合施設。

モニタリング [monitoring] サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握を行うことをいう。

有償移送サービス ⇒ 福祉有償運送事業

ゆとり・やすらぎ道空間事業 これまでの「車」優先から「ひと」優先へと市街地の生活道路を転換し、歩行者・自転車利用者が安全で安心して通行できるよう整備を進めていくための道路空間整備事業。

ユニバーサルデザイン [universal design] 「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

要約筆記者 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいのある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するものである。

ライフステージ [life stage] 生活段階又は人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、

老年期などと分けた、おのおのの段階。近年、それぞれのライフステージにおいて生起する生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されるようになってきている。

理解促進研修・啓発事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ることを目的とする事業。事業内容は、教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等により、地域住民への啓発を図るものである。

リハビリテーション [rehabilitation] 障がいのある人の人間としての権利を回復するために、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

療育 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。制度発足当初は、A(重度)及びB(その他)の2段階の区分だったが、現在の本県においては、A(過去にAの判定を受けた人でA1・A2の判定を受けていない人)、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)及びB2(軽度)の5種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

療養介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業である。このサービスは、事業所指定を受けた病院において提供される。

レスパイトケア 在宅で障がいのある人や高齢者等を介護している家族を癒やすため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。短期入所、デイサービス、日中一時支援等が該

当する。

ワンストップ ワンストップサービスの略。複数の部署・庁舎・機関にまたがっている行政手続き等を一度にまとめて行えるサービスをいう。

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして
第3次岐阜市障害者計画
第4期岐阜市障害福祉計画

発行年月	平成27年3月
発行	岐阜市 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地 TEL 058-214-2138
編集	福祉部 障がい福祉課

本計画に関する質問等がございましたら、障がい福祉課へお
よせください。

この計画書は再生紙を使用しています。

